

上越市地域防災計画

(津波災害対策編)

平成 31 年 2 月修正案

新旧対照表

修正前	修正後	修正理由
<p>第1部 総則</p> <p>第1節 計画作成の趣旨……………</p> <p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱……………</p> <p>第3節 上越市の特性……………</p> <p>第4節 津波被害の想定……………</p>	<p>第1部 総則</p> <p>第1節 計画作成の趣旨……………</p> <p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱……………</p> <p>第3節 上越市の特性……………</p> <p>第4節 津波防災地域づくりの推進に関する対応方針……………</p> <p>第5節 津波浸水想定……………</p> <p>第6節 地形特性に応じた対策の方向性……………</p>	<p>県計画を踏まえ 4 節を追加</p>
<p>第2部 津波災害対策</p> <p>第1章 災害予防計画……………</p> <p>第1節 防災教育・訓練……………</p> <p>第2節 自主防災組織の育成……………</p> <p>第3節 防災まちづくり……………</p> <p>第4節 集落孤立対策……………</p> <p>第5節 避難体制の整備……………</p> <p>第6節 要配慮者の安全確保……………</p> <p>第7節 火災の予防……………</p> <p>第8節 水防活動体制の整備……………</p> <p>第9節 救急・救助体制の整備……………</p> <p>第10節 医療救護体制の整備……………</p> <p>第11節 食料・生活必需品等の確保……………</p> <p>第12節 廃棄物処理体制の整備……………</p> <p>第13節 治山・砂防・河川・海岸施設の地震・津波対策……………</p> <p>第14節 農地・農業用施設の地震・津波対策……………</p> <p>第15節 道路・橋梁・トンネル等の地震・津波対策……………</p> <p>第16節 港湾・漁港施設の地震・津波対策……………</p> <p>第17節 建築物等の災害予防……………</p> <p>第18節 鉄道事業者の地震・津波対策……………</p> <p>第19節 非常用通信網の整備と地震・津波対策……………</p> <p>第20節 放送事業者の地震・津波対策……………</p> <p>第21節 電気通信事業者の地震・津波対策……………</p> <p>第22節 電力供給事業者の地震・津波対策……………</p> <p>第23節 ガス事業者等の地震・津波対策……………</p> <p>第24節 上水道事業者の地震・津波対策……………</p> <p>第25節 下水道等施設の地震・津波対策……………</p>	<p>第2部 津波災害対策</p> <p>第1章 災害予防計画……………</p> <p>第1節 防災教育・訓練……………</p> <p>第2節 自主防災組織の育成……………</p> <p>第3節 防災まちづくり……………</p> <p>第4節 集落孤立対策……………</p> <p>第5節 避難体制の整備……………</p> <p>第6節 要配慮者の安全確保……………</p> <p>第7節 火災の予防……………</p> <p>第8節 水防活動体制の整備……………</p> <p>第9節 救急・救助体制の整備……………</p> <p>第10節 医療救護体制の整備……………</p> <p>第11節 食料・生活必需品等の確保……………</p> <p>第12節 廃棄物処理体制の整備……………</p> <p>第13節 治山・砂防・河川・海岸施設の地震・津波対策……………</p> <p>第14節 農地・農業用施設の地震・津波対策……………</p> <p>第15節 道路・橋梁・トンネル等の地震・津波対策……………</p> <p>第16節 港湾・漁港施設の地震・津波対策……………</p> <p>第17節 建築物等の災害予防……………</p> <p>第18節 鉄道事業者の地震・津波対策……………</p> <p>第19節 非常用通信網の整備と地震・津波対策……………</p> <p>第20節 放送事業者の地震・津波対策……………</p> <p>第21節 電気通信事業者の地震・津波対策……………</p> <p>第22節 電力供給事業者の地震・津波対策……………</p> <p>第23節 ガス事業者等の地震・津波対策……………</p> <p>第24節 上水道事業者の地震・津波対策……………</p> <p>第25節 下水道等施設の地震・津波対策……………</p>	

修正前	修正後	修正理由
第 26 節 工業用水道事業者の地震・津波対策	第 26 節 工業用水道事業者の地震・津波対策	
第 27 節 危険物等施設の地震・津波対策	第 27 節 危険物等施設の地震・津波対策	
第 28 節 学校の地震・津波対策	第 28 節 学校の地震・津波対策	
第 29 節 文化財等の地震・津波対策	第 29 節 文化財等の地震・津波対策	
第 30 節 ボランティア受入れ体制の整備	第 30 節 ボランティア受入れ体制の整備	
第 31 節 災害対策基金の積立及び管理	第 31 節 災害対策基金の積立及び管理	
第 32 節 事業者等の事業継続	第 32 節 事業者等の事業継続	
第 33 節 行政機能の保全	第 33 節 行政機能の保全	
第 2 章 災害応急対策計画	第 2 章 災害応急対策計画	
第 1 節 災害対策本部の組織・運営	第 1 節 災害対策本部の組織・運営	
第 2 節 防災関係機関の相互協力体制	第 2 節 防災関係機関の相互協力体制	
第 3 節 災害時の通信確保	第 3 節 災害時の通信確保	
第 4 節 被災状況等の収集伝達	第 4 節 被災状況等の収集伝達	
第 5 節 災害時の放送	第 5 節 災害時の放送	
第 6 節 広報・広聴活動	第 6 節 広報・広聴活動	
第 7 節 市民等の避難	第 7 節 市民等の避難	
第 8 節 要配慮者の応急対策	第 8 節 要配慮者の応急対策	
第 9 節 避難所の運営	第 9 節 避難所の運営	
第 10 節 トイレ対策	第 10 節 トイレ対策	
第 11 節 入浴対策	第 11 節 入浴対策	
第 12 節 愛玩動物の保護対策	第 12 節 愛玩動物の保護対策	
第 13 節 食料・生活必需品等供給対策	第 13 節 食料・生活必需品等供給対策	
第 14 節 避難所外避難者の支援対策	第 14 節 避難所外避難者の支援対策	
第 15 節 こころのケア対策	第 15 節 こころのケア対策	
第 16 節 自衛隊への災害派遣要請	第 16 節 自衛隊への災害派遣要請	
第 17 節 緊急輸送対策	第 17 節 緊急輸送対策	
第 18 節 警備・保安及び交通規制	第 18 節 警備・保安及び交通規制	
第 19 節 海上における応急対策	第 19 節 海上における応急対策	
第 20 節 消火活動	第 20 節 消火活動	
第 21 節 水防活動	第 21 節 水防活動	
第 22 節 救急・救助活動	第 22 節 救急・救助活動	
第 23 節 医療救護活動	第 23 節 医療救護活動	
第 24 節 遺体等の捜索・処理・埋葬	第 24 節 遺体等の捜索・処理・埋葬	
第 25 節 防疫及び保健衛生対策	第 25 節 防疫及び保健衛生対策	
第 26 節 廃棄物処理対策	第 26 節 廃棄物処理対策	

修正前	修正後	修正理由
第 27 節 学校における応急対策	第 27 節 学校における応急対策	
第 28 節 園児・児童・生徒に対するこころのケア対策	第 28 節 園児・児童・生徒に対するこころのケア対策	
第 29 節 被災建築物応急危険度判定	第 29 節 被災建築物応急危険度判定	
第 30 節 被災宅地危険度判定	第 30 節 被災宅地危険度判定	
第 31 節 被害家屋調査・罹災証明書の発行	第 31 節 被害家屋調査・罹災証明書の発行	
第 32 節 公衆通信の確保（電話）	第 32 節 公衆通信の確保（電話）	
第 33 節 電力供給応急対策	第 33 節 電力供給応急対策	
第 34 節 ガスの安全、供給対策	第 34 節 ガスの安全、供給対策	
第 35 節 給水・上水道施設の応急対策	第 35 節 給水・上水道施設の応急対策	
第 36 節 下水道等施設の応急対策	第 36 節 下水道等施設の応急対策	
第 37 節 工業用水道施設の応急対策	第 37 節 工業用水道施設の応急対策	
第 38 節 危険物等施設の応急対策	第 38 節 危険物等施設の応急対策	
第 39 節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策	第 39 節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策	
第 40 節 港湾・漁港施設の応急対策	第 40 節 港湾・漁港施設の応急対策	
第 41 節 鉄道事業者の応急対策	第 41 節 鉄道事業者の応急対策	
第 42 節 治山・砂防施設等の応急対策	第 42 節 治山・砂防施設等の応急対策	
第 43 節 河川・海岸施設の応急対策	第 43 節 河川・海岸施設の応急対策	
第 44 節 農地・農業用施設の応急対策	第 44 節 農地・農業用施設の応急対策	
第 45 節 農林水産業応急対策	第 45 節 農林水産業応急対策	
第 46 節 商工業応急対策	第 46 節 商工業応急対策	
第 47 節 文化財等応急対策	第 47 節 文化財等応急対策	
第 48 節 障害物処理対策	第 48 節 障害物処理対策	
第 49 節 ボランティア受入れ	第 49 節 ボランティア受入れ	
第 50 節 義援金の受入れ・配分	第 50 節 義援金の受入れ・配分	
第 51 節 義援物資対策	第 51 節 義援物資対策	
第 52 節 住宅応急対策	第 52 節 住宅応急対策	
第 53 節 災害救助法による救助	第 53 節 災害救助法による救助	
第 3 章 災害復旧・復興計画	第 3 章 災害復旧・復興計画	
第 1 節 民生安定化対策	第 1 節 民生安定化対策	
第 2 節 融資・貸付その他資金等による支援	第 2 節 融資・貸付その他資金等による支援	
第 3 節 公共施設等災害復旧対策	第 3 節 公共施設等災害復旧対策	
第 4 節 災害復興対策	第 4 節 災害復興対策	

修正前	修正後	修正理由												
<p style="text-align: center;">第1部 総 則</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第1節 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第1部 総 則</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第1節 (略)</p>													
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 防災関係機関及び市民の役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画の視点に立った対策</p> <p>① 各業務の計画策定及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p style="text-align: right;">本編</p> <p>では、第2部の第1章第6節、第2章第8節を中心として具体的な対応策を示す。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) 計画の実効性の確保</p> <p>防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認等を平常時から行うとともに、研修や訓練を通じて_____</p> <p>_____計画内容の習熟を図る。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 各機関の事務又は業務の大綱</p> <p>各機関の事務又は業務の大綱は、次に示すとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="127 1564 1344 1791"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">上 越 市</td> <td>1～4 (略)</td> </tr> <tr> <td>5 災害広報並びに避難準備情報の発表_____、避難の勧告及び指示に関すること</td> </tr> <tr> <td>6～16 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【消防機関】</p>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	上 越 市	1～4 (略)	5 災害広報並びに避難準備情報の発表_____、避難の勧告及び指示に関すること	6～16 (略)	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 防災関係機関及び市民の役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画の視点に立った対策</p> <p>① 各業務の計画策定及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。<u>また、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性やニーズなどが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ確かな情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。</u>本編では、第2部の第1章第6節、第2章第8節を中心として具体的な対応策を示す。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) 計画の実効性の確保</p> <p>防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認等を平常時から行うとともに、研修や訓練を通じて<u>非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、</u>計画内容の習熟を図る。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 各機関の事務又は業務の大綱</p> <p>各機関の事務又は業務の大綱は、次に示すとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1374 1564 2591 1791"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">上 越 市</td> <td>1～4 (略)</td> </tr> <tr> <td>5 災害広報並びに避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難の勧告及び指示に関すること</td> </tr> <tr> <td>6～16 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【消防機関】</p>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	上 越 市	1～4 (略)	5 災害広報並びに避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難の勧告及び指示に関すること	6～16 (略)	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）・機関意見を踏まえ修正</p> <p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）</p>
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱													
上 越 市	1～4 (略)													
	5 災害広報並びに避難準備情報の発表_____、避難の勧告及び指示に関すること													
	6～16 (略)													
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱													
上 越 市	1～4 (略)													
	5 災害広報並びに避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難の勧告及び指示に関すること													
	6～16 (略)													

上越市地域防災計画 津波災害対策編 第1部 総則

修正前		修正後		修正理由
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
上越地域消防事務組合	(略)	上越地域消防事務組合	(略)	県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更） 県計画を踏まえた修正（記載内容の精査）
【新潟県】		【新潟県】		
新潟県	1～6 (略) 7 市の実施する避難準備情報発出に係る情報提供・技術的支援に関すること 8～19 (略)	新潟県	1～6 (略) 7 市の実施する避難準備・高齢者等避難開始の発令に係る情報提供・技術的支援に関すること 8～19 (略)	
新潟県警察本部 上越警察署 妙高警察署	(略)	新潟県警察本部 上越警察署 妙高警察署	(略)	
地域災害拠点病院 県立中央病院	(略)	地域災害拠点病院 県立中央病院	(略)	
【指定地方行政機関】		【指定地方行政機関】		
北陸農政局 (新潟県拠点)	(略)	北陸農政局 (新潟県拠点)	(略)	
上越森林管理署	(略)	上越森林管理署	(略)	
第九管区海上保安本部 (上越海上保安署)	(略)	第九管区海上保安本部 (上越海上保安署)	(略)	
東京管区気象台 (新潟地方気象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、これらの機関や報道機関を通じて住民への周知に関すること 4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること 5 市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関した技術的な支援・協力に関すること 6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村	東京管区気象台 (新潟地方気象台) 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること (削除)		

上越市地域防災計画 津波災害対策編 第1部 総則

修正前		修正後		修正理由
	<p>に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること</p> <p>7 市、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること</p>		(削除)	県計画を踏まえた修正（指定公共機関の追加）
上越労働基準監督署	(略)	上越労働基準監督署	(略)	
北陸地方整備局	(略)	北陸地方整備局	(略)	
北陸地方整備局	(略)	北陸地方整備局	(略)	
高田河川国道事務所	(略)	高田河川国道事務所	(略)	
【陸上自衛隊】		【陸上自衛隊】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
陸上自衛隊高田駐屯地	(略)	陸上自衛隊高田駐屯地	(略)	
【指定公共機関】		【指定公共機関】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
東日本旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(略)	東日本旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(略)	
東日本電信電話株式会社 株式会社N T T ドコモ KDDI 株式会社 <u>(追加)</u>	(略)	東日本電信電話株式会社 株式会社N T T ドコモ KDDI 株式会社 <u>ソフトバンク株式会社</u>	(略)	
日本赤十字社 新潟県支部	(略)	日本赤十字社 新潟県支部	(略)	
日本放送協会	(略)	日本放送協会	(略)	
日本郵便株式会社	(略)	日本郵便株式会社	(略)	
東日本高速道路株式会社 新潟支社 上越管理事務所	(略)	東日本高速道路株式会社 新潟支社 上越管理事務所	(略)	
東北電力株式会社 上越営業所	(略)	東北電力株式会社 上越営業所	(略)	
日本通運株式会社 新潟支店	(略)	日本通運株式会社 新潟支店	(略)	
【指定地方公共機関】		【指定地方公共機関】		

上越市地域防災計画 津波災害対策編 第1部 総則

修正前		修正後		修正理由
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
土地改良区	(略)	土地改良区	(略)	
一般社団法人 新潟県LPガス協会 上越支部	(略)	一般社団法人 新潟県LPガス協会 上越支部	(略)	
北越急行株式会社 えちごトキめき鉄道株式会社	(略)	北越急行株式会社 えちごトキめき鉄道株式会社	(略)	
佐渡汽船株式会社	(略)	佐渡汽船株式会社	(略)	
新潟運輸株式会社 上越支店 中越運送株式会社 上越支店 上越運送株式会社 頸城運送倉庫株式会社 頸城自動車株式会社 公益社団法人新潟県トラック 協会上越支部	(略)	新潟運輸株式会社 上越支店 中越運送株式会社 上越支店 上越運送株式会社 頸城運送倉庫株式会社 頸城自動車株式会社 公益社団法人新潟県トラック 協会上越支部	(略)	
株式会社新潟放送 株式会社新潟総合テレビ 株式会社テレビ新潟放送網 株式会社新潟テレビ21 株式会社エフエムラジオ新潟 新潟県民エフエム放送株式会 社 エフエム上越株式会社 上越ケーブルビジョン株式会 社	(略)	株式会社新潟放送 株式会社新潟総合テレビ 株式会社テレビ新潟放送網 株式会社新潟テレビ21 株式会社エフエムラジオ新潟 新潟県民エフエム放送株式会 社 エフエム上越株式会社 上越ケーブルビジョン株式会 社	(略)	
株式会社新潟日報社 上越支社	(略)	株式会社新潟日報社 上越支社	(略)	
一般社団法人新潟県医師 会 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>	(略)	一般社団法人新潟県医師 会 <u>一般社団法人新潟県歯科 医師会</u> <u>公益社団法人新潟県薬剤</u>	(略)	

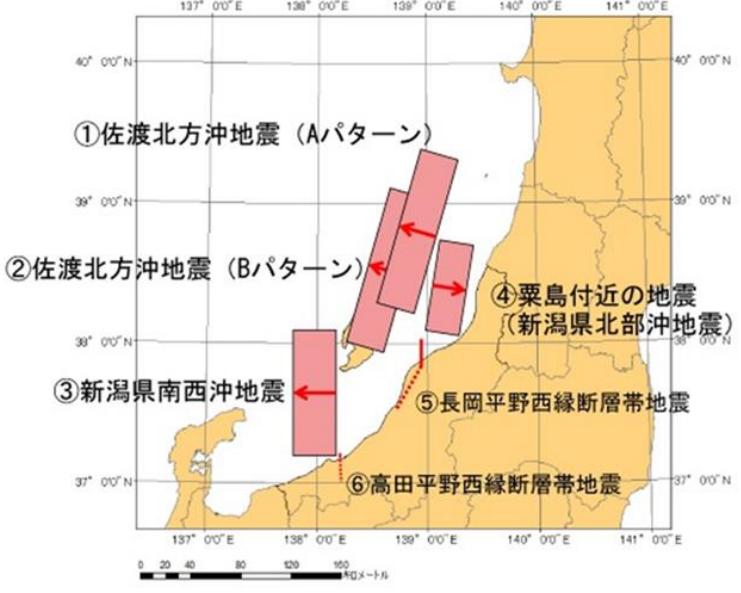
県計画を踏まえた
修正

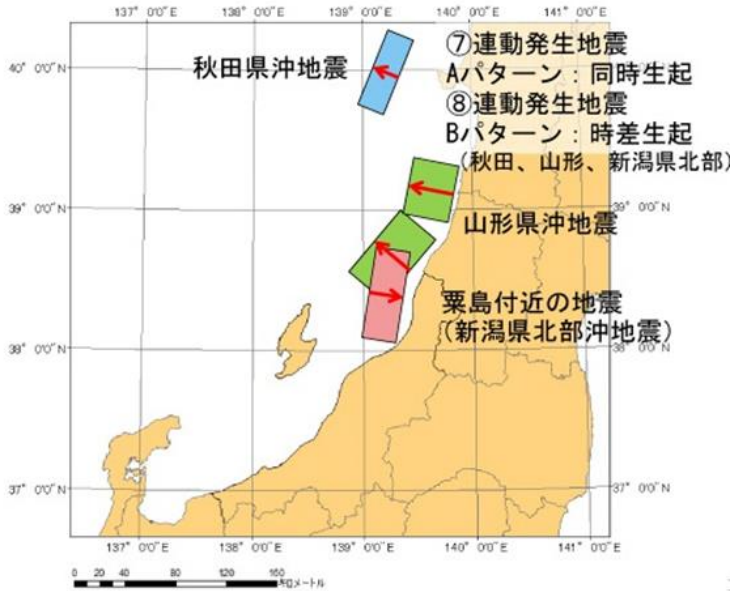
上越市地域防災計画 津波災害対策編 第1部 総則

修正前		修正後		修正理由	
		師会			県計画を踏まえた修正
(追加)	(追加)	一般社団法人新潟県商工会議所連合会 新潟県商工会連合会	1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること		
(追加)	(追加)	公益社団法人新潟県看護協会	1 災害支援ナースの派遣に関すること	県計画を踏まえた修正	
(追加)	(追加)	公益社団法人新潟県助産師会	1 災害時における妊産婦、新生児等の保健指導に関すること	県計画を踏まえた修正	
【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】		【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】			
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
えちご上越農業協同組合 漁業協同組合等	(略)	えちご上越農業協同組合 漁業協同組合等	(略)		
一般社団法人上越医師会	(略)	一般社団法人上越医師会	(略)		
公益社団法人 新潟県柔道整復師会 上越支部	(略)	公益社団法人 新潟県柔道整復師会 上越支部	(略)		
病院、診療所	(略)	病院、診療所	(略)		
上越商工会議所 商工会	(略)	上越商工会議所 商工会	(略)		
公庫・金融機関	(略)	公庫・金融機関	(略)		
一般運輸事業者	(略)	一般運輸事業者	(略)		
一般建設事業者	(略)	一般建設事業者	(略)		
危険物関係施設の管理者	(略)	危険物関係施設の管理者	(略)		
公益社団法人上越市有線 放送電話協会	(略)	公益社団法人上越市有線 放送電話協会	(略)		
株式会社上越タイムス	(略)	株式会社上越タイムス	(略)		
社会福祉法人上越社会福 祉協議会	(略)	社会福祉法人上越社会福 祉協議会	(略)		
上越市町内会長連絡協議 会（上越市防災委員会）	(略)	上越市町内会長連絡協議 会（上越市防災委員会）	(略)		
自主防災組織（町内会）	(略)	自主防災組織（町内会）	(略)		
NPO 法人新潟県災害救援機	(略)	NPO 法人新潟県災害救援機	(略)		

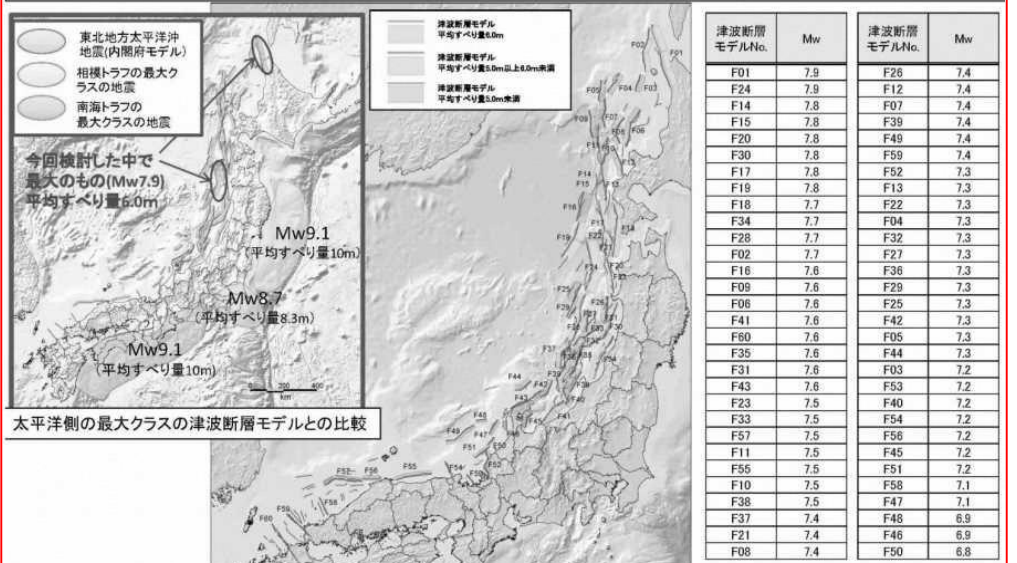
修正前		修正後		修正理由
構 各種団体		構 各種団体		県計画を踏まえた修正
(追加)	(追加)	新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会	1 災害福祉支援チームの派遣に関すること	
第3節 (略)		第3節 (略)		
(追加)		第4節 津波防災地域づくりの推進に関する対応方針 1 基本方針 本節は、津波防災地域づくりに関する法律、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下、「基本指針」という。）等を踏まえた対応方針について記載する。 (1) 津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。 (2) 津波の想定に当たっては、地震調査研究推進本部が行っている地震活動の長期評価、地震動及び津波の評価を踏まえ、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去にさかのぼって津波の発生等をより正確に調査するものとする。 (3) 自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意しながら、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。 (4) 津波災害対策の検討に当たっては、以下の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。 ア 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波 イ 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波 (5) 最大クラスの津波に対しては、市民等の生命を守ることを最優先として、市民等の避難を軸に、そのための市民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地の嵩上げ、避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。 (6) 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、市民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。 2 基礎調査の実施 県は、津波対策の基礎となる、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定（以下、この節において「津波浸水想定」という。）の設定等のため、海域・陸域の地形、土地利用の状況等の調査		県計画を踏まえ追加

修正前	修正後	修正理由
	<p>(以下、この節において「基礎調査」という。)を国や市と連携・協力して計画的に実施するものとする。なお、県は、基礎調査の実施にあたり、広域的な見地から必要なものとして国が実施する調査(航空レーザ測量等)の成果をできる限り活用するものとする。</p> <p>3 津波浸水想定の設定</p> <p>(1) 県は、基本指針に基づき国が都道府県に示した断層モデル等を踏まえ津波浸水想定を設定し、公表するものとする。</p> <p>(2) 津波浸水想定は、基礎調査の結果を踏まえ、最大クラスの津波を想定して設定するものとする。また、海岸保全施設等の整備を進めるための基準となる発生頻度の高い一定程度の津波についても、国の動向を踏まえて浸水シミュレーションを検討する。</p> <p>(3) 津波浸水想定公表にあたっては、県の広報、印刷物の配布、インターネット等により十分な周知が図られるよう努めるものとする。</p> <p>4 津波災害警戒区域等の指定</p> <p>県は、津波浸水想定を踏まえ、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域については、津波災害警戒区域の指定について検討を行うとともに、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、市及び県は必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>5 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成等</p> <p>(1) 市は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(以下この節において「推進計画」という。)を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。</p> <p>(2) 市は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。</p> <p>(3) 市は、市地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。</p> <p>(4) 市は、市地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(5) 市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。</p> <p>(6) 市は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位(基準水位)以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として</p>	

修正前	修正後	修正理由												
	<p>確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。</p> <p>(7) 市及び県は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。</p> <p>(8) 市は、津波災害警戒区域内では、市地域防災計画に要配慮者が利用する施設の所在地を定めること等から、当該情報も活用して救助・救急活動に努める。</p>													
<p>(追加)</p>	<p>第5節 津波浸水想定</p> <p>1 新潟県独自の津波浸水想定</p> <p>新潟県では、東日本大震災を踏まえ、学識者、国、県、市町村等による津波対策検討委員会を平成23年5月に設置し、津波を発生させる地震の断層モデル（以下「断層モデル」という。）、津波の規模、浸水範囲等について、技術的見地から検討を行い、津波浸水想定図の見直しを行った。</p> <p>(1) 断層モデル（想定地震）</p> <p>想定地震として、震源域が海域にある地震だけでなく、震源域の一部が海域にかかる地震のほか、複数の領域による連動発生地震についても検討を行い、次の6地震を想定地震としている。</p> <table border="0"> <tr> <td>① 佐渡北方沖地震（Aパターン）</td> <td>Mw 7.80</td> </tr> <tr> <td>② 佐渡北方沖地震（Bパターン）</td> <td>Mw 7.80</td> </tr> <tr> <td>③ 新潟県南西沖地震</td> <td>Mw 7.75</td> </tr> <tr> <td>④ 新潟県北部沖地震（粟島付近の地震）</td> <td>Mw 7.56</td> </tr> <tr> <td>⑤ 長岡平野西縁断層帯地震（弥彦一角田断層）</td> <td>Mw 7.63</td> </tr> <tr> <td>⑥ 高田平野西縁断層帯地震</td> <td>Mw 7.10</td> </tr> </table>  <p>(2) 断層モデル（参考地震）</p>	① 佐渡北方沖地震（Aパターン）	Mw 7.80	② 佐渡北方沖地震（Bパターン）	Mw 7.80	③ 新潟県南西沖地震	Mw 7.75	④ 新潟県北部沖地震（粟島付近の地震）	Mw 7.56	⑤ 長岡平野西縁断層帯地震（弥彦一角田断層）	Mw 7.63	⑥ 高田平野西縁断層帯地震	Mw 7.10	<p>記載位置変更（第4節津波被害の想定4想定地震・参考地震から移動、一部修正）</p>
① 佐渡北方沖地震（Aパターン）	Mw 7.80													
② 佐渡北方沖地震（Bパターン）	Mw 7.80													
③ 新潟県南西沖地震	Mw 7.75													
④ 新潟県北部沖地震（粟島付近の地震）	Mw 7.56													
⑤ 長岡平野西縁断層帯地震（弥彦一角田断層）	Mw 7.63													
⑥ 高田平野西縁断層帯地震	Mw 7.10													

修正前	修正後	修正理由
	<p>連動発生地震については、その発生に関して科学的根拠は乏しいものの、津波対策を検討する上で看過できないことから、予測の不確実性を考慮し、連動地震そのものは参考扱いとするが、津波対策を検討する上では3連動地震も含めて検討を行った。</p> <p>⑦ 連動発生地震（同時）（秋田、山形、新潟県北部沖） Mw 8.09</p> <p>⑧ 連動発生地震（時間差）（秋田、山形、新潟県北部沖）</p>  <p>(3) <u>断層モデルの諸元</u></p>	

修正前		修正後											修正理由																																																																																																																																																																																																												
		<p>想定地震及び参考地震の諸元は、それぞれ次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>⑩</th> <th>⑪</th> <th>⑫</th> <th>⑬</th> <th>⑭</th> <th>⑮</th> <th>⑯</th> <th>⑰</th> <th>⑱</th> <th>⑲</th> <th>⑳</th> <th>㉑</th> <th>㉒</th> <th>㉓</th> <th>㉔</th> <th>㉕</th> <th>㉖</th> <th>㉗</th> <th>㉘</th> <th>㉙</th> <th>㉚</th> <th>㉛</th> <th>㉜</th> <th>㉝</th> <th>㉞</th> <th>㉟</th> <th>㊱</th> <th>㊲</th> <th>㊳</th> <th>㊴</th> <th>㊵</th> <th>㊶</th> <th>㊷</th> <th>㊸</th> <th>㊹</th> <th>㊺</th> <th>㊻</th> <th>㊼</th> <th>㊽</th> <th>㊾</th> <th>㊿</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>モーメント マグニチュード (Mw)</th> <th>緯度 (°)</th> <th>経度 (°)</th> <th>深さ d (km)</th> <th>走向 θ (°)</th> <th>傾斜角 δ (°)</th> <th>滑り角 λ (°)</th> <th>長さ L (km)</th> <th>幅 W (km)</th> <th>食い違い量 (すべり量) U (cm)</th> <th>その他備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐渡北方沖地震(Aパターン)</td> <td>7.80</td> <td>38° 20'</td> <td>138° 31'</td> <td>2</td> <td>16</td> <td>30</td> <td>90</td> <td>140</td> <td>34</td> <td>384</td> <td>断層位置については、調査等により位置が特定されているものではなく、津波夜影響を考慮し、影響があると思われる位置に想定するもの</td> </tr> <tr> <td>佐渡北方沖地震(Bパターン)</td> <td>7.80</td> <td>37° 58'</td> <td>138° 15'</td> <td>2</td> <td>16</td> <td>30</td> <td>90</td> <td>140</td> <td>34</td> <td>384</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新潟県南西沖地震</td> <td>7.75</td> <td>37° 11'</td> <td>137° 45'</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>35</td> <td>90</td> <td>100</td> <td>38</td> <td>400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>粟島付近の地震</td> <td>7.56</td> <td>38° 44'</td> <td>139° 25'</td> <td>0</td> <td>189</td> <td>56</td> <td>90</td> <td>80</td> <td>30</td> <td>330</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長岡平野西縁断層帯 (弥彦-角田断層)</td> <td>7.63</td> <td>38° 04'</td> <td>138° 53'</td> <td>0</td> <td>180</td> <td>45</td> <td>90</td> <td>60</td> <td>28</td> <td>600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高田平野西縁断層帯</td> <td>7.10</td> <td>37° 17'</td> <td>138° 13' 30"</td> <td>0</td> <td>178</td> <td>45</td> <td>90</td> <td>30</td> <td>18</td> <td>300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連動発生地震(Aパターン)</td> <td>8.09</td> <td colspan="9">秋田県沖の地震、山形県沖の地震、新潟県北部沖の地震が同時に発生した場合 (個別の地震の諸元は、下記のとおり)</td> <td>秋田県沖の地震、山形県沖の地震、新潟県北部沖の地震の地震モーメントの和として算定</td> </tr> <tr> <td>連動発生地震(Bパターン)</td> <td colspan="11">秋田県沖の地震により発生した津波が、山形県沖の地震の波源域に達したときに山形県沖の地震が発生し、その津波が新潟県北部沖の地震の波源域に達したときに新潟県北部沖の地震が発生した場合 (時間差を置いて、3地震が発生した場合)(個々の地震の諸元は、下記のとおり)</td> </tr> <tr> <td>秋田県沖の地震</td> <td>7.43</td> <td>39° 43'</td> <td>138° 55'</td> <td>2</td> <td>22</td> <td>45</td> <td>90</td> <td>70</td> <td>24</td> <td>296</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山形県沖の地震 (南側断層)</td> <td rowspan="2">8.02</td> <td>38° 30'</td> <td>138° 54'</td> <td>0</td> <td>40</td> <td>60</td> <td>119</td> <td>70</td> <td>40</td> <td>795</td> <td rowspan="2">南側断層と北側断層の地震モーメントの和として算定</td> </tr> <tr> <td>山形県沖の地震 (北側断層)</td> <td>38° 59'</td> <td>139° 25'</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>60</td> <td>90</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>795</td> </tr> <tr> <td>新潟県北部沖の地震</td> <td>7.48</td> <td>38° 33'</td> <td>139° 23'</td> <td>0</td> <td>189</td> <td>56</td> <td>90</td> <td>60</td> <td>30</td> <td>330</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>											①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿	名称	モーメント マグニチュード (Mw)	緯度 (°)	経度 (°)	深さ d (km)	走向 θ (°)	傾斜角 δ (°)	滑り角 λ (°)	長さ L (km)	幅 W (km)	食い違い量 (すべり量) U (cm)	その他備考	佐渡北方沖地震(Aパターン)	7.80	38° 20'	138° 31'	2	16	30	90	140	34	384	断層位置については、調査等により位置が特定されているものではなく、津波夜影響を考慮し、影響があると思われる位置に想定するもの	佐渡北方沖地震(Bパターン)	7.80	37° 58'	138° 15'	2	16	30	90	140	34	384		新潟県南西沖地震	7.75	37° 11'	137° 45'	2	0	35	90	100	38	400		粟島付近の地震	7.56	38° 44'	139° 25'	0	189	56	90	80	30	330		長岡平野西縁断層帯 (弥彦-角田断層)	7.63	38° 04'	138° 53'	0	180	45	90	60	28	600		高田平野西縁断層帯	7.10	37° 17'	138° 13' 30"	0	178	45	90	30	18	300		連動発生地震(Aパターン)	8.09	秋田県沖の地震、山形県沖の地震、新潟県北部沖の地震が同時に発生した場合 (個別の地震の諸元は、下記のとおり)									秋田県沖の地震、山形県沖の地震、新潟県北部沖の地震の地震モーメントの和として算定	連動発生地震(Bパターン)	秋田県沖の地震により発生した津波が、山形県沖の地震の波源域に達したときに山形県沖の地震が発生し、その津波が新潟県北部沖の地震の波源域に達したときに新潟県北部沖の地震が発生した場合 (時間差を置いて、3地震が発生した場合)(個々の地震の諸元は、下記のとおり)											秋田県沖の地震	7.43	39° 43'	138° 55'	2	22	45	90	70	24	296		山形県沖の地震 (南側断層)	8.02	38° 30'	138° 54'	0	40	60	119	70	40	795	南側断層と北側断層の地震モーメントの和として算定	山形県沖の地震 (北側断層)	38° 59'	139° 25'	0	11	60	90	50	40	795	新潟県北部沖の地震	7.48	38° 33'	139° 23'	0	189	56	90	60	30	330		<p>県計画を踏まえた修正（津波防災地域づくり法に基づく新たな津波浸水想定を追加）</p>
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿																																																																																																																																																																								
名称	モーメント マグニチュード (Mw)	緯度 (°)	経度 (°)	深さ d (km)	走向 θ (°)	傾斜角 δ (°)	滑り角 λ (°)	長さ L (km)	幅 W (km)	食い違い量 (すべり量) U (cm)	その他備考																																																																																																																																																																																																														
佐渡北方沖地震(Aパターン)	7.80	38° 20'	138° 31'	2	16	30	90	140	34	384	断層位置については、調査等により位置が特定されているものではなく、津波夜影響を考慮し、影響があると思われる位置に想定するもの																																																																																																																																																																																																														
佐渡北方沖地震(Bパターン)	7.80	37° 58'	138° 15'	2	16	30	90	140	34	384																																																																																																																																																																																																															
新潟県南西沖地震	7.75	37° 11'	137° 45'	2	0	35	90	100	38	400																																																																																																																																																																																																															
粟島付近の地震	7.56	38° 44'	139° 25'	0	189	56	90	80	30	330																																																																																																																																																																																																															
長岡平野西縁断層帯 (弥彦-角田断層)	7.63	38° 04'	138° 53'	0	180	45	90	60	28	600																																																																																																																																																																																																															
高田平野西縁断層帯	7.10	37° 17'	138° 13' 30"	0	178	45	90	30	18	300																																																																																																																																																																																																															
連動発生地震(Aパターン)	8.09	秋田県沖の地震、山形県沖の地震、新潟県北部沖の地震が同時に発生した場合 (個別の地震の諸元は、下記のとおり)									秋田県沖の地震、山形県沖の地震、新潟県北部沖の地震の地震モーメントの和として算定																																																																																																																																																																																																														
連動発生地震(Bパターン)	秋田県沖の地震により発生した津波が、山形県沖の地震の波源域に達したときに山形県沖の地震が発生し、その津波が新潟県北部沖の地震の波源域に達したときに新潟県北部沖の地震が発生した場合 (時間差を置いて、3地震が発生した場合)(個々の地震の諸元は、下記のとおり)																																																																																																																																																																																																																								
秋田県沖の地震	7.43	39° 43'	138° 55'	2	22	45	90	70	24	296																																																																																																																																																																																																															
山形県沖の地震 (南側断層)	8.02	38° 30'	138° 54'	0	40	60	119	70	40	795	南側断層と北側断層の地震モーメントの和として算定																																																																																																																																																																																																														
山形県沖の地震 (北側断層)		38° 59'	139° 25'	0	11	60	90	50	40	795																																																																																																																																																																																																															
新潟県北部沖の地震	7.48	38° 33'	139° 23'	0	189	56	90	60	30	330																																																																																																																																																																																																															
		<p>2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定</p> <p>(1) 津波浸水想定の際緯・位置づけについて</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災などを踏まえ、平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律（以下、この節において「法」という。）が制定・施行された。</p> <p>国では、津波を発生させる津波の断層モデルを設定することとなり、これを踏まえて、県では津波防災地域づくりを実施するための基礎となる、法に基づく津波浸水想定を設定することとなった。</p> <p>平成25年1月に国土交通省・内閣府・文部科学省において、日本海側最大クラスの津波断層モデルを検討するため、学識者による「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が設置され、平成26年8月に、新たな知見による津波断層モデル（60断層）が公表された。</p> <p>県ではこれより以前に、津波対策を進めるため、学識者や関係行政機関による「新潟県津波対策検討委員会」を立ち上げ、平成25年12月には県独自の最大クラスの津波浸水想定を公表していたところであるが、国が公表した新たな知見に基づく津波断層モデルを踏まえ、新たな津波浸水想定を作成した。</p>																																																																																																																																																																																																																							

修正前	修正後	修正理由																																																																																																																												
	<div data-bbox="1409 325 2359 1039" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">津波の発生要因となる大規模地震の津波断層モデルの検討</p> <p style="text-align: center;">今回の検討において、津波対策の観点から60の海底断層の震源断層モデルを設定。</p>  <table border="1" data-bbox="2062 451 2344 966"> <thead> <tr> <th>津波断層モデルNo.</th> <th>Mw</th> <th>津波断層モデルNo.</th> <th>Mw</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>F01</td><td>7.9</td><td>F26</td><td>7.4</td></tr> <tr><td>F24</td><td>7.9</td><td>F12</td><td>7.4</td></tr> <tr><td>F14</td><td>7.8</td><td>F07</td><td>7.4</td></tr> <tr><td>F15</td><td>7.8</td><td>F39</td><td>7.4</td></tr> <tr><td>F20</td><td>7.8</td><td>F49</td><td>7.4</td></tr> <tr><td>F30</td><td>7.8</td><td>F59</td><td>7.4</td></tr> <tr><td>F17</td><td>7.8</td><td>F52</td><td>7.3</td></tr> <tr><td>F19</td><td>7.8</td><td>F13</td><td>7.3</td></tr> <tr><td>F18</td><td>7.7</td><td>F22</td><td>7.3</td></tr> <tr><td>F34</td><td>7.7</td><td>F04</td><td>7.3</td></tr> <tr><td>F28</td><td>7.7</td><td>F32</td><td>7.3</td></tr> <tr><td>F02</td><td>7.7</td><td>F27</td><td>7.3</td></tr> <tr><td>F16</td><td>7.6</td><td>F36</td><td>7.3</td></tr> <tr><td>F09</td><td>7.6</td><td>F29</td><td>7.3</td></tr> <tr><td>F08</td><td>7.6</td><td>F25</td><td>7.3</td></tr> <tr><td>F41</td><td>7.6</td><td>F42</td><td>7.3</td></tr> <tr><td>F80</td><td>7.6</td><td>F05</td><td>7.3</td></tr> <tr><td>F35</td><td>7.6</td><td>F44</td><td>7.3</td></tr> <tr><td>F31</td><td>7.6</td><td>F03</td><td>7.2</td></tr> <tr><td>F43</td><td>7.6</td><td>F53</td><td>7.2</td></tr> <tr><td>F23</td><td>7.5</td><td>F40</td><td>7.2</td></tr> <tr><td>F33</td><td>7.5</td><td>F54</td><td>7.2</td></tr> <tr><td>F57</td><td>7.5</td><td>F56</td><td>7.2</td></tr> <tr><td>F11</td><td>7.5</td><td>F45</td><td>7.2</td></tr> <tr><td>F55</td><td>7.5</td><td>F51</td><td>7.2</td></tr> <tr><td>F10</td><td>7.5</td><td>F58</td><td>7.1</td></tr> <tr><td>F38</td><td>7.5</td><td>F47</td><td>7.1</td></tr> <tr><td>F37</td><td>7.4</td><td>F48</td><td>6.9</td></tr> <tr><td>F21</td><td>7.4</td><td>F46</td><td>6.9</td></tr> <tr><td>F08</td><td>7.4</td><td>F90</td><td>6.8</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">左図は震源断層を上から見た図。 ・垂直に立っている断層は直線状に表現 ・傾いている断層は矩形状に表現</p> </div> <p style="text-align: center;">（日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書（平成26年8月））</p> <p>(2) 津波断層モデルについて</p> <p>今回の津波浸水想定では、国が公表した60断層モデルのうち新潟県に影響が大きい7断層及び、平成25年12月に県が公表した津波浸水想定調査で採用した津波断層モデルのうち、陸域から海域に伸びる2断層の計9断層を選定した。</p> <p>津波浸水想定図等では、9断層の中から、地域ごとに影響の大きい津波断層を選定し、津波断層モデルごとの計算結果を算出し、津波対策上、最大となるエリアや値を表示している。</p> <p>【津波浸水想定で選定した津波断層モデル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国公表による津波断層モデル <ul style="list-style-type: none"> F30(秋田・山形沖)、F34(県北・山形沖)、F35(佐渡北)、F38(越佐海峡)、F39(佐渡西)、F41(上越・糸魚川沖)、F42(佐渡西方・能登半島北東沖) ○ 県が平成25年12月に公表した津波浸水想定調査で採用した津波断層モデルのうち、今回の津波浸水想定でも採用した津波断層モデル <ul style="list-style-type: none"> 長岡平野西縁断層帯（弥彦一角田断層）、高田平野西縁断層帯 <p style="text-align: center;">津波断層モデルの位置図</p>	津波断層モデルNo.	Mw	津波断層モデルNo.	Mw	F01	7.9	F26	7.4	F24	7.9	F12	7.4	F14	7.8	F07	7.4	F15	7.8	F39	7.4	F20	7.8	F49	7.4	F30	7.8	F59	7.4	F17	7.8	F52	7.3	F19	7.8	F13	7.3	F18	7.7	F22	7.3	F34	7.7	F04	7.3	F28	7.7	F32	7.3	F02	7.7	F27	7.3	F16	7.6	F36	7.3	F09	7.6	F29	7.3	F08	7.6	F25	7.3	F41	7.6	F42	7.3	F80	7.6	F05	7.3	F35	7.6	F44	7.3	F31	7.6	F03	7.2	F43	7.6	F53	7.2	F23	7.5	F40	7.2	F33	7.5	F54	7.2	F57	7.5	F56	7.2	F11	7.5	F45	7.2	F55	7.5	F51	7.2	F10	7.5	F58	7.1	F38	7.5	F47	7.1	F37	7.4	F48	6.9	F21	7.4	F46	6.9	F08	7.4	F90	6.8	
津波断層モデルNo.	Mw	津波断層モデルNo.	Mw																																																																																																																											
F01	7.9	F26	7.4																																																																																																																											
F24	7.9	F12	7.4																																																																																																																											
F14	7.8	F07	7.4																																																																																																																											
F15	7.8	F39	7.4																																																																																																																											
F20	7.8	F49	7.4																																																																																																																											
F30	7.8	F59	7.4																																																																																																																											
F17	7.8	F52	7.3																																																																																																																											
F19	7.8	F13	7.3																																																																																																																											
F18	7.7	F22	7.3																																																																																																																											
F34	7.7	F04	7.3																																																																																																																											
F28	7.7	F32	7.3																																																																																																																											
F02	7.7	F27	7.3																																																																																																																											
F16	7.6	F36	7.3																																																																																																																											
F09	7.6	F29	7.3																																																																																																																											
F08	7.6	F25	7.3																																																																																																																											
F41	7.6	F42	7.3																																																																																																																											
F80	7.6	F05	7.3																																																																																																																											
F35	7.6	F44	7.3																																																																																																																											
F31	7.6	F03	7.2																																																																																																																											
F43	7.6	F53	7.2																																																																																																																											
F23	7.5	F40	7.2																																																																																																																											
F33	7.5	F54	7.2																																																																																																																											
F57	7.5	F56	7.2																																																																																																																											
F11	7.5	F45	7.2																																																																																																																											
F55	7.5	F51	7.2																																																																																																																											
F10	7.5	F58	7.1																																																																																																																											
F38	7.5	F47	7.1																																																																																																																											
F37	7.4	F48	6.9																																																																																																																											
F21	7.4	F46	6.9																																																																																																																											
F08	7.4	F90	6.8																																																																																																																											

修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																																															
	<div data-bbox="1626 317 2451 1142" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> </div> <div data-bbox="1383 1178 2436 1717" style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">津波断層モデルの諸元</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>座標 MJD</th> <th>緯度</th> <th>経度</th> <th>上陸の 長さ km</th> <th>走向 度</th> <th>傾斜角 度</th> <th>深り角 度</th> <th>長さ km</th> <th>幅 km</th> <th>古い埋溝 (すべり面) m</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">断層 F30 (秋田・山形沖)</td> <td rowspan="2">F31</td> <td>38.8052</td> <td>139.8861</td> <td rowspan="2"></td> <td>202</td> <td>45</td> <td>98</td> <td>98.1</td> <td>19.3</td> <td></td> <td>秋田県沖(F31)</td> </tr> <tr> <td>38.8100</td> <td>139.4516</td> <td>247</td> <td>45</td> <td>120</td> <td>98.5</td> <td>19.3</td> <td>800</td> <td>山形県沖(F32)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>断層 F34 (奥北・山形沖)</td> <td></td> <td>39.0485</td> <td>139.7337</td> <td></td> <td>211</td> <td>45</td> <td>108</td> <td>71.9</td> <td>19.3</td> <td>545</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>断層 F35 (佐渡北)</td> <td></td> <td>38.4894</td> <td>139.3120</td> <td>1.1</td> <td>197</td> <td>45</td> <td>97</td> <td>52</td> <td>19.3</td> <td>469</td> <td>同図が新断層に影響の大きいとした断層には含まず。(新潟県沖・佐渡沖)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>断層 F36 (佐渡西)</td> <td></td> <td>38.9990</td> <td>139.8728</td> <td>1.4</td> <td>200</td> <td>45</td> <td>95</td> <td>99.1</td> <td>19.2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>断層 F38 (越後海岸)</td> <td></td> <td>38.2341</td> <td>139.7683</td> <td>1.3</td> <td>209</td> <td>45</td> <td>95</td> <td>62.8</td> <td>23.8</td> <td>309</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>断層 F39 (佐渡西)</td> <td></td> <td>37.7431</td> <td>139.1239</td> <td></td> <td>390</td> <td>45</td> <td>87</td> <td>37.3</td> <td>19</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>断層 F41 (上越・糸魚川沖)</td> <td></td> <td>38.0658</td> <td>139.0469</td> <td>2.3</td> <td>39</td> <td>45</td> <td>73</td> <td>36.9</td> <td>19</td> <td>367</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>断層 F42 (佐渡西方・新島平島北東沖)</td> <td></td> <td>38.8922</td> <td>137.9899</td> <td></td> <td>37</td> <td>45</td> <td>76</td> <td>51.8</td> <td>22.7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>断層 F41 (上越・糸魚川沖)</td> <td></td> <td>37.3816</td> <td>137.9308</td> <td>1.9</td> <td>95</td> <td>45</td> <td>102</td> <td>34.1</td> <td>22.7</td> <td>466</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>断層 F42 (佐渡西方・新島平島北東沖)</td> <td></td> <td>38.0095</td> <td>137.8839</td> <td></td> <td>201</td> <td>45</td> <td>79</td> <td>37.3</td> <td>17.3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>断層 F41 (上越・糸魚川沖)</td> <td></td> <td>37.8993</td> <td>137.7436</td> <td>2.9</td> <td>241</td> <td>45</td> <td>112</td> <td>18.1</td> <td>17.3</td> <td>310</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>断層 高田平野西縁断層帯 (新島一向山断層)</td> <td></td> <td>38.04</td> <td>138.53</td> <td>0</td> <td>190</td> <td>45</td> <td>90</td> <td>66</td> <td>29</td> <td>800</td> <td>図の新たな断層モデルで対象外の陸域から海域に伸びる断層として高田平野(糸魚川)は県の地震調査研究推進本部の指定に基づき、古い埋溝を断層調査対策検討委員会において指定した数を採用</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>断層 高田平野西縁断層帯</td> <td></td> <td>37.17</td> <td>138.15</td> <td>0</td> <td>179</td> <td>45</td> <td>90</td> <td>36</td> <td>19</td> <td>300</td> <td>図の新たな断層モデルで対象外の陸域から海域に伸びる断層として高田平野(糸魚川)は県の地震調査研究推進本部の指定に基づき、古い埋溝を断層調査対策検討委員会において指定した数を採用</td> </tr> </tbody> </table> </div>			座標 MJD	緯度	経度	上陸の 長さ km	走向 度	傾斜角 度	深り角 度	長さ km	幅 km	古い埋溝 (すべり面) m	備考	1	断層 F30 (秋田・山形沖)	F31	38.8052	139.8861		202	45	98	98.1	19.3		秋田県沖(F31)	38.8100	139.4516	247	45	120	98.5	19.3	800	山形県沖(F32)	2	断層 F34 (奥北・山形沖)		39.0485	139.7337		211	45	108	71.9	19.3	545		3	断層 F35 (佐渡北)		38.4894	139.3120	1.1	197	45	97	52	19.3	469	同図が新断層に影響の大きいとした断層には含まず。(新潟県沖・佐渡沖)	4	断層 F36 (佐渡西)		38.9990	139.8728	1.4	200	45	95	99.1	19.2			5	断層 F38 (越後海岸)		38.2341	139.7683	1.3	209	45	95	62.8	23.8	309		6	断層 F39 (佐渡西)		37.7431	139.1239		390	45	87	37.3	19			7	断層 F41 (上越・糸魚川沖)		38.0658	139.0469	2.3	39	45	73	36.9	19	367		8	断層 F42 (佐渡西方・新島平島北東沖)		38.8922	137.9899		37	45	76	51.8	22.7			9	断層 F41 (上越・糸魚川沖)		37.3816	137.9308	1.9	95	45	102	34.1	22.7	466		10	断層 F42 (佐渡西方・新島平島北東沖)		38.0095	137.8839		201	45	79	37.3	17.3			11	断層 F41 (上越・糸魚川沖)		37.8993	137.7436	2.9	241	45	112	18.1	17.3	310		12	断層 高田平野西縁断層帯 (新島一向山断層)		38.04	138.53	0	190	45	90	66	29	800	図の新たな断層モデルで対象外の陸域から海域に伸びる断層として高田平野(糸魚川)は県の地震調査研究推進本部の指定に基づき、古い埋溝を断層調査対策検討委員会において指定した数を採用	13	断層 高田平野西縁断層帯		37.17	138.15	0	179	45	90	36	19	300	図の新たな断層モデルで対象外の陸域から海域に伸びる断層として高田平野(糸魚川)は県の地震調査研究推進本部の指定に基づき、古い埋溝を断層調査対策検討委員会において指定した数を採用	
		座標 MJD	緯度	経度	上陸の 長さ km	走向 度	傾斜角 度	深り角 度	長さ km	幅 km	古い埋溝 (すべり面) m	備考																																																																																																																																																																																					
1	断層 F30 (秋田・山形沖)	F31	38.8052	139.8861		202	45	98	98.1	19.3		秋田県沖(F31)																																																																																																																																																																																					
			38.8100	139.4516		247	45	120	98.5	19.3	800	山形県沖(F32)																																																																																																																																																																																					
2	断層 F34 (奥北・山形沖)		39.0485	139.7337		211	45	108	71.9	19.3	545																																																																																																																																																																																						
3	断層 F35 (佐渡北)		38.4894	139.3120	1.1	197	45	97	52	19.3	469	同図が新断層に影響の大きいとした断層には含まず。(新潟県沖・佐渡沖)																																																																																																																																																																																					
4	断層 F36 (佐渡西)		38.9990	139.8728	1.4	200	45	95	99.1	19.2																																																																																																																																																																																							
5	断層 F38 (越後海岸)		38.2341	139.7683	1.3	209	45	95	62.8	23.8	309																																																																																																																																																																																						
6	断層 F39 (佐渡西)		37.7431	139.1239		390	45	87	37.3	19																																																																																																																																																																																							
7	断層 F41 (上越・糸魚川沖)		38.0658	139.0469	2.3	39	45	73	36.9	19	367																																																																																																																																																																																						
8	断層 F42 (佐渡西方・新島平島北東沖)		38.8922	137.9899		37	45	76	51.8	22.7																																																																																																																																																																																							
9	断層 F41 (上越・糸魚川沖)		37.3816	137.9308	1.9	95	45	102	34.1	22.7	466																																																																																																																																																																																						
10	断層 F42 (佐渡西方・新島平島北東沖)		38.0095	137.8839		201	45	79	37.3	17.3																																																																																																																																																																																							
11	断層 F41 (上越・糸魚川沖)		37.8993	137.7436	2.9	241	45	112	18.1	17.3	310																																																																																																																																																																																						
12	断層 高田平野西縁断層帯 (新島一向山断層)		38.04	138.53	0	190	45	90	66	29	800	図の新たな断層モデルで対象外の陸域から海域に伸びる断層として高田平野(糸魚川)は県の地震調査研究推進本部の指定に基づき、古い埋溝を断層調査対策検討委員会において指定した数を採用																																																																																																																																																																																					
13	断層 高田平野西縁断層帯		37.17	138.15	0	179	45	90	36	19	300	図の新たな断層モデルで対象外の陸域から海域に伸びる断層として高田平野(糸魚川)は県の地震調査研究推進本部の指定に基づき、古い埋溝を断層調査対策検討委員会において指定した数を採用																																																																																																																																																																																					
<p>(3) 市町村別最高津波水位、影響開始時間及び浸水面積 市町村別の最高津波水位、影響開始時間及び浸水面積は以下のとおりである。</p>																																																																																																																																																																																																	

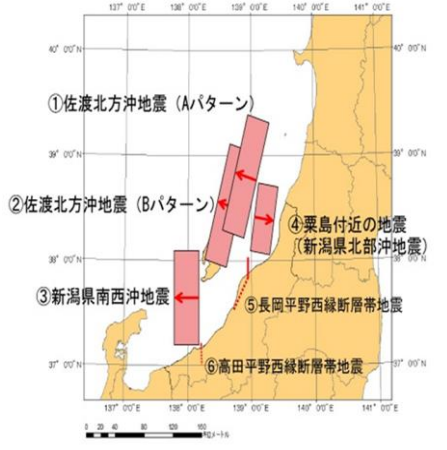
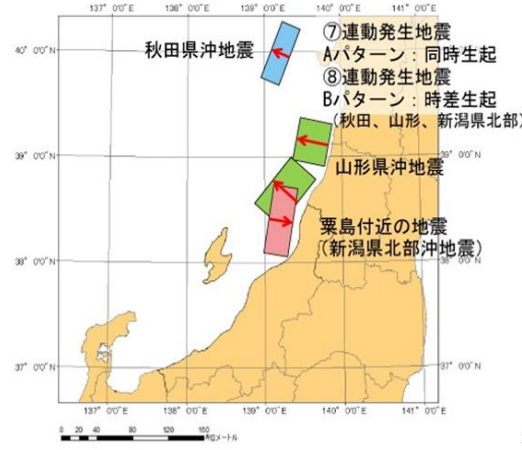
修正前	修正後				修正理由
	最高津波水位 (沿岸(全海岸線)) (※1)	影響開始時間 (※2)	浸水面積 (浸水深1cm以上)	津波水位 (沿岸代表地点(194地点)) (※3)	
	糸魚川市	3.4~13.0m	5分以内	467ha	4.5~10.6m
	上越市	4.8~12.5m	5分以内	1,013ha	5.5~10.9m
	柏崎市	2.5~6.7m	5~10分	184ha	2.5~5.8m
	出雲崎町	3.1~6.0m	5~10分	49ha	3.3~4.0m
	長岡市	3.1~7.8m	5分以内	187ha	4.1~6.7m
	新潟市	2.8~11.8m	5分以内	10,736ha	3.2~11.0m
	阿賀野市	二	二	35ha	二
	聖籠町	3.2~7.1m	5~10分	174ha	3.8~6.1m
	新発田市	6.6~8.7m	5~10分	155ha	7.1~8.1m
	胎内市	5.1~10.5m	5~10分	256ha	6.7~8.0m
	村上市	4.6~14.0m	5分以内	1,108ha	3.3~10.3m
	粟島浦村	4.4~15.0m	5分以内	109ha	6.3~9.2m
	佐渡市	2.4~12.8m	5分以内	1,860ha	1.4~9.4m
	計			16,334ha	
	※1 最高津波水位(沿岸(全海岸線)) 各市町村における、海岸線から沖合約30mの各地点(全海岸線)の津波水位の最高値。 津波水位は、東京湾平均海面(T.P.)(陸地の標高0mの基準)からの海面の高さを表している。 ※2 影響開始時間 沿岸64の代表地点(標高T.P.-5m程度の地点)において初期水位から20cm上昇または低下したときの市町村別の最短時間。 ※3 最高津波水位(沿岸代表地点(194地点)) 各市町村における、各代表地点(標高T.P.-1m程度の地点)における津波水位の最高値。				
<p>第4節 津波被害の想定</p> <p>1 新潟県の地形</p> <p>新潟県は、本州の日本海沿岸のほぼ中央部に位置し、朝日山地、飯豊山地、越後山脈が東側に連なり、西側には妙高山などの山々がそびえている。また、信濃川や阿賀野川など数多くの河川が日本海にそそぎ、越後平野、高田平野など広大で肥沃な平坦地を形作り、面積は12,583 km²で、全国5位の大きさである。</p>	<p>第6節 地形特性に応じた対策の方向性</p> <p>1 新潟県の地形</p> <p>新潟県は、本州の日本海沿岸のほぼ中央部に位置し、朝日山地、飯豊山地、越後山脈が東側に連なり、西側には妙高山などの山々がそびえている。また、信濃川や阿賀野川など数多くの河川が日本海にそそぎ、越後平野、高田平野など広大で肥沃な平坦地を形作り、面積は12,584.15 km²で、全国5位の大きさである。</p>				<p>県計画を踏まえ節名を修正</p> <p>機関意見を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由																																																																																				
<p>また本州側の海岸線は <u>331</u> kmと非常に長く、変化に富んだ海岸美を形成しているほか、砂丘の発達しているところも多くある。</p> <p>新潟市の北西約 45 kmには佐渡島が、その北東には粟島がある。佐渡島は歴史上のいわれも多く、周囲 280.6 km、面積 <u>855</u> km²で、北に金北山を主峰とする大佐渡山地、南は小佐渡丘陵が平行して走り、中央部に国中平野が広がっている。</p> <p>2 新潟県の地形特性</p> <p>① 新潟県の海岸線の総延長は <u>634.9</u> kmであり、津波災害が発生した際には、大きな影響が出ると考えられる。</p> <table border="1" data-bbox="388 753 958 1520"> <thead> <tr> <th></th> <th>海岸線総延長 (km)</th> <th>構成比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県</td> <td><u>634.868</u></td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>村上市</td> <td><u>58.944</u></td> <td><u>9.3</u></td> </tr> <tr> <td>胎内市</td> <td>13.870</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>新発田市</td> <td><u>3.044</u></td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>聖籠町</td> <td>12.646</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>新潟市</td> <td><u>75.237</u></td> <td><u>11.9</u></td> </tr> <tr> <td>長岡市</td> <td>16.228</td> <td><u>2.5</u></td> </tr> <tr> <td>出雲崎町</td> <td>10.092</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>柏崎市</td> <td>40.793</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>上越市</td> <td><u>48.945</u></td> <td><u>7.7</u></td> </tr> <tr> <td>糸魚川市</td> <td><u>51.225</u></td> <td>8.1</td> </tr> <tr> <td>佐渡市</td> <td><u>280.735</u></td> <td>44.2</td> </tr> <tr> <td>粟島浦村</td> <td><u>23.109</u></td> <td>3.6</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(「海岸統計」(平成 <u>24</u>年度版) より)</p> <p>② <u>岸部</u>に砂丘列が形成され、天然の<u>防波堤</u>の役目を果たしている。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 水資源が豊かであるため、大規模から中小規模<u>河川</u>まで数多くの河川があり、河川遡上による被害の発生が想定される。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p>		海岸線総延長 (km)	構成比 (%)	新潟県	<u>634.868</u>	100.0	村上市	<u>58.944</u>	<u>9.3</u>	胎内市	13.870	2.2	新発田市	<u>3.044</u>	0.5	聖籠町	12.646	2.0	新潟市	<u>75.237</u>	<u>11.9</u>	長岡市	16.228	<u>2.5</u>	出雲崎町	10.092	1.6	柏崎市	40.793	6.4	上越市	<u>48.945</u>	<u>7.7</u>	糸魚川市	<u>51.225</u>	8.1	佐渡市	<u>280.735</u>	44.2	粟島浦村	<u>23.109</u>	3.6	<p>また本州側の海岸線は <u>330.9</u> kmと非常に長く、変化に富んだ海岸美を形成しているほか、砂丘の発達しているところも多くある。</p> <p>新潟市の北西約 45 kmには佐渡島が、その北東には粟島がある。佐渡島は歴史上のいわれも多く、周囲 280.6 km、面積 <u>855.66</u> km²で、北に金北山を主峰とする大佐渡山地、南は小佐渡丘陵が平行して走り、中央部に国中平野が広がっている。</p> <p>2 新潟県の地形特性</p> <p>① 新潟県の海岸線の総延長は <u>635.0</u> kmであり、津波災害が発生した際には、大きな影響が出ると考えられる。</p> <table border="1" data-bbox="1635 753 2205 1520"> <thead> <tr> <th></th> <th>海岸線総延長 (km)</th> <th>構成比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県</td> <td><u>634.960</u></td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>村上市</td> <td><u>59.944</u></td> <td><u>9.5</u></td> </tr> <tr> <td>胎内市</td> <td>13.870</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>新発田市</td> <td><u>3.144</u></td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>聖籠町</td> <td>12.646</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>新潟市</td> <td><u>75.162</u></td> <td><u>11.8</u></td> </tr> <tr> <td>長岡市</td> <td>16.228</td> <td><u>2.6</u></td> </tr> <tr> <td>出雲崎町</td> <td>10.092</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>柏崎市</td> <td>40.793</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>上越市</td> <td><u>47.555</u></td> <td><u>7.5</u></td> </tr> <tr> <td>糸魚川市</td> <td><u>51.554</u></td> <td>8.1</td> </tr> <tr> <td>佐渡市</td> <td><u>280.864</u></td> <td>44.2</td> </tr> <tr> <td>粟島浦村</td> <td><u>23.108</u></td> <td>3.6</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(「海岸統計」(平成 <u>28</u>年度版) より)</p> <p>② <u>海岸部</u>に砂丘列が形成され、天然の<u>海岸堤防</u>の役目を果たしている。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 水資源が豊かであるため、大規模から中小規模<u>河川</u>まで数多くの河川があり、河川遡上による被害の発生が想定される。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p>		海岸線総延長 (km)	構成比 (%)	新潟県	<u>634.960</u>	100.0	村上市	<u>59.944</u>	<u>9.5</u>	胎内市	13.870	2.2	新発田市	<u>3.144</u>	0.5	聖籠町	12.646	2.0	新潟市	<u>75.162</u>	<u>11.8</u>	長岡市	16.228	<u>2.6</u>	出雲崎町	10.092	1.6	柏崎市	40.793	6.4	上越市	<u>47.555</u>	<u>7.5</u>	糸魚川市	<u>51.554</u>	8.1	佐渡市	<u>280.864</u>	44.2	粟島浦村	<u>23.108</u>	3.6	<p>県計画を踏まえた修正(津波防災地域づくり法に基づく津波浸水想定設定や津波対策検討委員会の検討結果等を踏まえ、記載を追加・修正)</p>
	海岸線総延長 (km)	構成比 (%)																																																																																				
新潟県	<u>634.868</u>	100.0																																																																																				
村上市	<u>58.944</u>	<u>9.3</u>																																																																																				
胎内市	13.870	2.2																																																																																				
新発田市	<u>3.044</u>	0.5																																																																																				
聖籠町	12.646	2.0																																																																																				
新潟市	<u>75.237</u>	<u>11.9</u>																																																																																				
長岡市	16.228	<u>2.5</u>																																																																																				
出雲崎町	10.092	1.6																																																																																				
柏崎市	40.793	6.4																																																																																				
上越市	<u>48.945</u>	<u>7.7</u>																																																																																				
糸魚川市	<u>51.225</u>	8.1																																																																																				
佐渡市	<u>280.735</u>	44.2																																																																																				
粟島浦村	<u>23.109</u>	3.6																																																																																				
	海岸線総延長 (km)	構成比 (%)																																																																																				
新潟県	<u>634.960</u>	100.0																																																																																				
村上市	<u>59.944</u>	<u>9.5</u>																																																																																				
胎内市	13.870	2.2																																																																																				
新発田市	<u>3.144</u>	0.5																																																																																				
聖籠町	12.646	2.0																																																																																				
新潟市	<u>75.162</u>	<u>11.8</u>																																																																																				
長岡市	16.228	<u>2.6</u>																																																																																				
出雲崎町	10.092	1.6																																																																																				
柏崎市	40.793	6.4																																																																																				
上越市	<u>47.555</u>	<u>7.5</u>																																																																																				
糸魚川市	<u>51.554</u>	8.1																																																																																				
佐渡市	<u>280.864</u>	44.2																																																																																				
粟島浦村	<u>23.108</u>	3.6																																																																																				

修正前	修正後	修正理由
<p>3 地域の類型化 県では、新潟県沿岸部を以下のように3つの地域に区分している。</p>  <p>① 海岸集落地域 背後地に崖、斜面が迫っているなど、平地部が狭く、海岸沿いに集落が所在し、道路が整備されている地域であって、津波の直撃を受け、海岸道路が長距離に渡って浸水するほか、道路が決壊した場合には集落の孤立が発生するおそれがある地域 (追加)</p> <p>② 河川遡上地域 大きな河川や湖沼に沿って津波が遡上し、海岸から離れていても津波の破壊力や浸水の影響が及ぶ可能性があり、内陸部での浸水や家屋の破壊が及ぶ地域</p> <p>③ 低平地浸水地域 (略) (追加)</p>	<p>3 地域の類型化 県では、地域特性に応じた対策を検討するため、県内を以下の4つの地域に区分している。</p> <p>① 海沿い・川沿い地域（緊急避難地域） ア 海沿い地域 背後地に崖、斜面が迫っているなど、平野部が狭く、海岸沿いに集落が所在し、道路が整備されている地域であって、地震発生から短時間のうちに津波の直撃を受け、海岸道路が長距離に渡って浸水するほか、道路が決壊した場合には集落の孤立が発生するおそれがある地域 イ 川沿い地域 地震の揺れによって、堤防等が沈下し、津波の到達前でも浸水が発生するおそれがあり、続いて、河川を遡上してきた津波の影響により堤防が破壊され、被害がさらに拡大するおそれがある地域</p> <p>② 河川遡上地域（早期避難地域） 大きな河川や湖沼をはじめ、中小河川にも津波が遡上し、海岸から離れていても津波の破壊力や浸水の影響が及ぶ可能性があり、内陸部での浸水や家屋の破壊が及ぶ地域</p> <p>③ 低平地浸水地域（長期湛水地域） (略)</p> <p>④ 津波避難者受け入れ地域 津波による浸水の影響がないことが想定される地域 (現在の知見では想定することが困難な地震発生により、浸水の危険が全くないわけではない。)</p> <p>【地震類型と浸水開始時間の目安】</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由										
<p>(追加)</p>	<p>地域類型と浸水開始時間は完全に一致しないが、概ねの目安は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1457 352 2418 583"> <thead> <tr> <th>地域類型</th> <th>浸水開始時間の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海沿い・川沿い地域（緊急避難時地域）</td> <td>浸水開始時間 30 分未満</td> </tr> <tr> <td>河川遡上地域（早期避難地域）</td> <td>浸水開始時間 30 分以上 120 分未満</td> </tr> <tr> <td>低平地浸水地域（長期湛水地域）</td> <td>浸水開始時間 120 分以上</td> </tr> <tr> <td>津波避難者受け入れ地域</td> <td>浸水なし</td> </tr> </tbody> </table>  <p>4 上越市において想定される事態</p> <p>上越市の地域特性は、前述した4地域に類型化され、津波災害において以下の事態が想定されている。</p> <p>(1) 海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）</p> <p>① 被害</p> <p>ア 海沿い地域では、集落等が海岸沿いに集中し、地震発生後すぐに津波が到達し、大きな被害を受ける。</p> <p>イ 川沿い地域では、地震の揺れによって堤防等が沈下し、津波の到達前でも浸水が発生し、続いて、河川を遡上してきた津波の影響により堤防が破壊され、被害がさらに拡大する。</p> <p>ウ 地震・津波等の被災による道路の損壊が発生する。</p> <p>エ 避難場所等の孤立が予想される。</p> <p>② 避難情報の伝達</p> <p>防災行政無線（戸別受信機を含む）の機能喪失によって、津波警報等の伝達が遅れる。</p> <p>③ 避難行動</p> <p>ア 津波等の直撃を受けることが想定され、一刻も早く高台等への避難が必要となるが、避難の遅れが想定される。</p> <p>イ 走行中の自動車内においては情報の伝達が困難であり逃げ遅れが発生する危険性がある。</p> <p>ウ 海水浴客、釣り客などの地域になじみのない観光客の滞在が予想され、津波災害への知識不足から避難の遅れが想定される。</p>	地域類型	浸水開始時間の目安	海沿い・川沿い地域（緊急避難時地域）	浸水開始時間 30 分未満	河川遡上地域（早期避難地域）	浸水開始時間 30 分以上 120 分未満	低平地浸水地域（長期湛水地域）	浸水開始時間 120 分以上	津波避難者受け入れ地域	浸水なし	<p>記載位置変更（第4節津波被害の想定6上越市において想定される事態から移動）</p>
地域類型	浸水開始時間の目安											
海沿い・川沿い地域（緊急避難時地域）	浸水開始時間 30 分未満											
河川遡上地域（早期避難地域）	浸水開始時間 30 分以上 120 分未満											
低平地浸水地域（長期湛水地域）	浸水開始時間 120 分以上											
津波避難者受け入れ地域	浸水なし											

修正前	修正後	修正理由
<p>4 想定地震・参考地震</p> <p>新潟県では、東日本大震災を踏まえ、想定地震として、震源域が海域にある地震だけでなく、震源域の一部が海域にかかる地震のほか、複数の領域による連動発生地震についても検討を行い、次の6地震</p>	<p>(2) <u>河川遡上地域（早期避難地域）</u></p> <p>① <u>被害</u></p> <p>ア <u>堤防道路や橋梁は、被害の発生が予想されるので避難路としては使えない。</u></p> <p>イ <u>河川に近い地域については甚大な被害が予想される。</u></p> <p>ウ <u>河川管理施設が被災する。</u></p> <p>② <u>避難情報の伝達</u></p> <p><u>市街地から離れた河川の上流部においては、避難情報の伝達が遅れる可能性が高い。</u></p> <p>③ <u>避難行動</u></p> <p><u>津波警報等や避難情報を受け取っても、避難行動に結びつかない場合が想定される。</u></p> <p>(3) <u>低平地浸水地域（長期湛水地域）</u></p> <p>① <u>被害</u></p> <p>ア <u>海岸部では、津波の直撃を受ける一方で、内陸部の低平地や地盤が沈降した地域では浸水した水の排水対策を行わなければ、長期間湛水が継続する。</u></p> <p>イ <u>地震動等により堤防が沈下・破壊した場合、一定の時間が経過後、一挙に浸水深が増すことが考えられ、浸水の危険に対する認知度が低いと思われ被害を引き起こすおそれがある。</u></p> <p>ウ <u>浸水範囲が内陸奥部も含め広範囲になり、有効な排水対策が行われない場合は、湛水状態が長期になることが想定され、避難生活が長引く。</u></p> <p>エ <u>避難が遅れると、広範囲に浸水するため避難が困難となり、多くの箇所が孤立する。</u></p> <p>オ <u>物資の配給や救助に陸路だけでない手段の検討が必要となる。</u></p> <p>カ <u>湛水しているために、復旧が遅れが生じ、停電期間や情報機器の使用不能期間が長くなることが予想される。</u></p> <p>キ <u>防災拠点（行政機関、消防・警察、医療・保健・福祉施設等）や生活拠点（物流拠点、流通拠点）が被災する。</u></p> <p>ク <u>浸水の広がりによっては、避難者数が膨大になる。</u></p> <p>② <u>避難情報の伝達</u></p> <p><u>津波により浸水するおそれがあるという情報の伝達が遅れる可能性がある。</u></p> <p>③ <u>避難行動</u></p> <p><u>津波警報等や避難情報を受け取っても、避難行動に結びつかない場合が想定される。</u></p> <p>(4) <u>津波避難者受け入れ地域</u></p> <p>① <u>想定される事態</u></p> <p>ア <u>津波浸水はなくても、揺れによる被害が発生する。</u></p> <p>イ <u>津波浸水区域からの多数の者が避難してくる。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>記載位置変更（第5節津波浸水想定1新潟県独自の津</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>を想定地震としている。</p> <p>① 佐渡北方沖地震 (Aパターン) Mw 7.80</p> <p>② 佐渡北方沖地震 (Bパターン) Mw 7.80</p> <p>③ 新潟県南西沖地震 Mw 7.75</p> <p>④ 新潟県北部沖地震 (粟島付近の地震) Mw 7.56</p> <p>⑤ 長岡平野西縁断層帯地震 (弥彦一角田断層) Mw 7.63</p> <p>⑥ 高田平野西縁断層帯地震 Mw 7.10</p>  <p>また、連動発生地震については、その発生に関して科学的根拠は乏しいものの、津波対策を検討する上で看過できないことから、予測の不確実性を考慮し、連動地震そのものは参考扱いとするが、津波対策を検討する上では3連動地震も含めて検討を行った。</p> <p>⑦ 連動発生地震 (同時) (秋田、山形、新潟県北部沖) Mw 8.09</p> <p>⑧ 連動発生地震 (時間差) (秋田、山形、新潟県北部沖)</p> 		<p>波浸水想定へ移動)</p>

修正前		修正後		修正理由																																																																																																																																																															
<p>なお、想定地震及び参考地震の諸元は、それぞれ次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>モーメント マグニチュード (Mw)</th> <th>緯度 (°)</th> <th>経度 (°)</th> <th>深さ d (km)</th> <th>走向 θ (°)</th> <th>傾斜角 δ (°)</th> <th>滑り角 λ (°)</th> <th>長さ L (km)</th> <th>幅 W (km)</th> <th>食い違い量 (すべり量) U (cm)</th> <th>その他備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>佐渡北方沖地震(Aパターン)</td> <td>7.80</td> <td>38° 20'</td> <td>138° 31'</td> <td>2</td> <td>16</td> <td>30</td> <td>90</td> <td>140</td> <td>34</td> <td>384</td> <td rowspan="6">断層位置については、調査等により位置が特定されているものではなく、津波夜影響を考慮し、影響があると思われる位置に想定するもの</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>佐渡北方沖地震(Bパターン)</td> <td>7.80</td> <td>37° 58'</td> <td>138° 15'</td> <td>2</td> <td>16</td> <td>30</td> <td>90</td> <td>140</td> <td>34</td> <td>384</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>新潟県南西沖地震</td> <td>7.75</td> <td>37° 11'</td> <td>137° 45'</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>35</td> <td>90</td> <td>100</td> <td>38</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>粟島付近の地震</td> <td>7.56</td> <td>38° 44'</td> <td>139° 25'</td> <td>0</td> <td>189</td> <td>56</td> <td>90</td> <td>80</td> <td>30</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>長岡平野西縁断層帯 (弥彦-角田断層)</td> <td>7.63</td> <td>38° 04'</td> <td>138° 53'</td> <td>0</td> <td>180</td> <td>45</td> <td>90</td> <td>60</td> <td>28</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>高田平野西縁断層帯</td> <td>7.10</td> <td>37° 17'</td> <td>138° 13' 30"</td> <td>0</td> <td>178</td> <td>45</td> <td>90</td> <td>30</td> <td>18</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>連動発生地震(Aパターン)</td> <td>8.09</td> <td colspan="8">秋田県沖の地震、山形県沖の地震、新潟県北部沖の地震が同時に発生した場合 (個別の地震の諸元は、下記のとおり)</td> <td>秋田県沖の地震、山形県沖の地震、新潟県北部沖の地震の地震モーメントの和として算定</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>連動発生地震(Bパターン)</td> <td colspan="10">秋田県沖の地震により発生した津波が、山形県沖の地震の波源域に達したときに山形県沖の地震が発生し、その津波が新潟県北部沖の地震の波源域に達したときに新潟県北部沖の地震が発生した場合 (時間差を置いて、3地震が発生した場合)(個々の地震の諸元は、下記のとおり)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>秋田県沖の地震</td> <td>7.43</td> <td>39° 43'</td> <td>138° 55'</td> <td>2</td> <td>22</td> <td>45</td> <td>90</td> <td>70</td> <td>24</td> <td>296</td> <td rowspan="4">南側断層と北側断層の地震モーメントの和として算定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>山形県沖の地震 (南側断層)</td> <td rowspan="2">8.02</td> <td>38° 30'</td> <td>138° 54'</td> <td>0</td> <td>40</td> <td>60</td> <td>119</td> <td>70</td> <td>40</td> <td>795</td> </tr> <tr> <td></td> <td>山形県沖の地震 (北側断層)</td> <td>38° 59'</td> <td>139° 25'</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>60</td> <td>90</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>795</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新潟県北部沖の地震</td> <td>7.48</td> <td>38° 33'</td> <td>139° 23'</td> <td>0</td> <td>189</td> <td>56</td> <td>90</td> <td>60</td> <td>30</td> <td>330</td> </tr> </tbody> </table>						モーメント マグニチュード (Mw)	緯度 (°)	経度 (°)	深さ d (km)	走向 θ (°)	傾斜角 δ (°)	滑り角 λ (°)	長さ L (km)	幅 W (km)	食い違い量 (すべり量) U (cm)	その他備考	①	佐渡北方沖地震(Aパターン)	7.80	38° 20'	138° 31'	2	16	30	90	140	34	384	断層位置については、調査等により位置が特定されているものではなく、津波夜影響を考慮し、影響があると思われる位置に想定するもの	②	佐渡北方沖地震(Bパターン)	7.80	37° 58'	138° 15'	2	16	30	90	140	34	384	③	新潟県南西沖地震	7.75	37° 11'	137° 45'	2	0	35	90	100	38	400	④	粟島付近の地震	7.56	38° 44'	139° 25'	0	189	56	90	80	30	330	⑤	長岡平野西縁断層帯 (弥彦-角田断層)	7.63	38° 04'	138° 53'	0	180	45	90	60	28	600	⑥	高田平野西縁断層帯	7.10	37° 17'	138° 13' 30"	0	178	45	90	30	18	300	⑦	連動発生地震(Aパターン)	8.09	秋田県沖の地震、山形県沖の地震、新潟県北部沖の地震が同時に発生した場合 (個別の地震の諸元は、下記のとおり)								秋田県沖の地震、山形県沖の地震、新潟県北部沖の地震の地震モーメントの和として算定	⑧	連動発生地震(Bパターン)	秋田県沖の地震により発生した津波が、山形県沖の地震の波源域に達したときに山形県沖の地震が発生し、その津波が新潟県北部沖の地震の波源域に達したときに新潟県北部沖の地震が発生した場合 (時間差を置いて、3地震が発生した場合)(個々の地震の諸元は、下記のとおり)											秋田県沖の地震	7.43	39° 43'	138° 55'	2	22	45	90	70	24	296	南側断層と北側断層の地震モーメントの和として算定		山形県沖の地震 (南側断層)	8.02	38° 30'	138° 54'	0	40	60	119	70	40	795		山形県沖の地震 (北側断層)	38° 59'	139° 25'	0	11	60	90	50	40	795		新潟県北部沖の地震	7.48	38° 33'	139° 23'	0	189	56	90	60	30	330		
	モーメント マグニチュード (Mw)	緯度 (°)	経度 (°)	深さ d (km)	走向 θ (°)	傾斜角 δ (°)	滑り角 λ (°)	長さ L (km)	幅 W (km)	食い違い量 (すべり量) U (cm)	その他備考																																																																																																																																																								
①	佐渡北方沖地震(Aパターン)	7.80	38° 20'	138° 31'	2	16	30	90	140	34	384	断層位置については、調査等により位置が特定されているものではなく、津波夜影響を考慮し、影響があると思われる位置に想定するもの																																																																																																																																																							
②	佐渡北方沖地震(Bパターン)	7.80	37° 58'	138° 15'	2	16	30	90	140	34	384																																																																																																																																																								
③	新潟県南西沖地震	7.75	37° 11'	137° 45'	2	0	35	90	100	38	400																																																																																																																																																								
④	粟島付近の地震	7.56	38° 44'	139° 25'	0	189	56	90	80	30	330																																																																																																																																																								
⑤	長岡平野西縁断層帯 (弥彦-角田断層)	7.63	38° 04'	138° 53'	0	180	45	90	60	28	600																																																																																																																																																								
⑥	高田平野西縁断層帯	7.10	37° 17'	138° 13' 30"	0	178	45	90	30	18	300																																																																																																																																																								
⑦	連動発生地震(Aパターン)	8.09	秋田県沖の地震、山形県沖の地震、新潟県北部沖の地震が同時に発生した場合 (個別の地震の諸元は、下記のとおり)								秋田県沖の地震、山形県沖の地震、新潟県北部沖の地震の地震モーメントの和として算定																																																																																																																																																								
⑧	連動発生地震(Bパターン)	秋田県沖の地震により発生した津波が、山形県沖の地震の波源域に達したときに山形県沖の地震が発生し、その津波が新潟県北部沖の地震の波源域に達したときに新潟県北部沖の地震が発生した場合 (時間差を置いて、3地震が発生した場合)(個々の地震の諸元は、下記のとおり)																																																																																																																																																																	
	秋田県沖の地震	7.43	39° 43'	138° 55'	2	22	45	90	70	24	296	南側断層と北側断層の地震モーメントの和として算定																																																																																																																																																							
	山形県沖の地震 (南側断層)	8.02	38° 30'	138° 54'	0	40	60	119	70	40	795																																																																																																																																																								
	山形県沖の地震 (北側断層)		38° 59'	139° 25'	0	11	60	90	50	40	795																																																																																																																																																								
	新潟県北部沖の地震	7.48	38° 33'	139° 23'	0	189	56	90	60	30	330																																																																																																																																																								
<p>5 津波浸水想定</p> <p>平成24・25年度に想定地震・参考地震の津波浸水シミュレーションを実施した。津波浸水想定の方針は、次のとおりである。</p> <p>(1) 堤防の取扱い</p> <p>東日本大震災では、津波、地盤沈下や液状化により海岸堤防、河川堤防が破壊されるなど機能しなかったことから、今回の想定においては、海岸堤防等が機能しない場合を想定した。</p> <p>(2) 浸水区域、到達時間について</p> <p>ア 浸水区域</p> <p>浸水はメッシュごとに判定しており、水位が20cmに達したメッシュについて浸水していると判断している。なお、解析メッシュは、10mメッシュである。</p> <p>イ 到達時間</p> <p>地震発生後、初期水位から最初に水位が20cm上昇した時間を到達時間としている。</p> <p>(3) 地盤変動量</p> <p>地盤変動により発生する津波が小さくならず、また、浸水深が小さくならないよう、海域については地盤の隆起・沈降を考慮し、陸域については地盤の沈降のみを考慮した。</p> <p>(4) 河川遡上</p> <p>次に掲げる河川について、津波の河川遡上による浸水想定を行った。</p>					(削除)																																																																																																																																																														

修正前	修正後	修正理由														
<p>一級水系 荒川、阿賀野川、信濃川（関屋分水路及び大高津分水路を含む。）、関川（保倉川及び戸野目川を含む）、姫川二級水系 大川、三面川、胎内川、落堀川（見透川及び舟戸川を含む）、加治川、新川（広通川を含む）、鯖石川（別山川を含む）、鶴川、国府川</p> <p>新潟県沿岸における最高水位分布 (連動型地震を含む8波源：津波高出力水深 T.P-5.0m)</p> <p>なお、沿岸市町村別の最大津波高及び第一波到達時間（想定地震）は、次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="231 1738 1320 1837"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">最大津波高</th> <th colspan="2">第一波到達時間</th> </tr> <tr> <th>地震</th> <th>津波高</th> <th>地震</th> <th>到達時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		最大津波高		第一波到達時間		地震	津波高	地震	到達時間							
		最大津波高		第一波到達時間												
	地震	津波高	地震	到達時間												

修正前					修正後					修正理由
村上市	粟島付近の地震	3.6～5.4m	粟島付近の地震	5分以内						
胎内市	佐渡北方沖地震（A）	2.5～4.3m	粟島付近の地震	5分以内						
新発田市	佐渡北方沖地震（B）	2.9～3.1m	粟島付近の地震	5分以内						
聖籠町	佐渡北方沖地震（A）	2.0～3.5m	粟島付近の地震	5分以内						
新潟市	長岡平野西縁断層地震 (弥彦一角田断層)	1.5～7.3m	粟島付近の地震 長岡平野西縁断層地震 (弥彦一角田断層)	5分以内						
長岡市	新潟県南西沖地震	3.0～4.0m	長岡平野西縁断層地震 (弥彦一角田断層)	5分以内						
出雲崎町	新潟県南西沖地震	2.4～4.2m	長岡平野西縁断層地震 (弥彦一角田断層)	5分以内						
柏崎市	新潟県南西沖地震	3.3～4.9m	長岡平野西縁断層地震 (弥彦一角田断層)	5分以内						
上越市	新潟県南西沖地震	2.4～5.2m	新潟県南西沖地震 高田平野西縁断層地震	5分以内						
糸魚川市	新潟県南西沖地震	1.9～3.8m	新潟県南西沖地震	5分以内						
佐渡市 (北部)	粟島付近の地震	0.7～4.6m	佐渡北方沖地震（A） 佐渡北方沖地震（B） 長岡平野西縁断層地震 (弥彦一角田断層)	5分以内						
佐渡市 (南東部)	新潟県南西沖地震	1.4～7.3m	佐渡北方沖地震（B） 長岡平野西縁断層地震 (弥彦一角田断層)	5分以内						
佐渡市 (南西部)	新潟県南西沖地震	1.9～3.9m	新潟県南西沖地震	5分以内						
粟島浦村	佐渡北方沖地震（B）	1.8～3.3m	粟島付近の地震	5分以内						
<p>*最大津波高の地震は、沿岸で最も高い津波高となる地震を指す。</p> <p>*第一波到達時間は、市町村ごとに、沿岸のすべての地域の到達時間ではなく、最も早く到達する地域での到達時間をいう。</p>										
<p>6 上越市において想定される事態</p> <p>上越市の地域特性は、前述した3地域の類型化のうち、海岸集落地域と低平地浸水地域に分類されており、津波災害において以下の事態が想定されている。</p> <p>(1) 海岸集落地域において想定される事態</p>					(削除)					記載位置変更（第6節地域特性に応じた対策の方向性4 上越市において

修正前	修正後	修正理由
<p>① 被害</p> <p>ア 集落等が海岸沿いに集中し、地震発生後すぐに津波が到達する。</p> <p>イ 地震・津波等の被災による道路の損壊が発生する。</p> <p>ウ 避難場所等が孤立することが予想される。</p> <p>② 避難行動</p> <p>ア 津波の直撃を受けることが想定され、一刻も早く高台等への避難が求められる。</p> <p>イ 走行中の自動車内においては情報の伝達が困難であり逃げ遅れが発生する危険性がある。</p> <p>ウ 海水浴客などの地域になじみのない観光客の滞在が予想され、津波災害への知識不足から避難の遅れが想定される。</p> <p>③ 避難情報の伝達</p> <p>防災行政無線の機能喪失によって、津波警報等の伝達が遅れる。</p> <p>(2) 低平地浸水地域において想定される事態</p> <p>① 被害</p> <p>ア 海岸部では、津波の直撃を受ける一方で、内陸部の低平地や地盤が沈降した地域では浸水した水がなかなか抜けず、長期間湛水が継続する。</p> <p>イ 一定の時間が経過してから後、一挙に浸水深が増すことが考えられ、浸水の危険に対する認知度が低いと思われ被害を引き起こす恐れがある。</p> <p>ウ 浸水範囲が広範囲に、また湛水状態が長期になることが想定され、長引く避難生活への対応が求められる。</p> <p>エ 避難が遅れると、広範囲に浸水するため避難が困難となり、多くの箇所が孤立する。</p> <p>オ 物資の配給や救助に陸路だけでない手段の検討が必要となる。</p> <p>カ 湛水しているために、復旧が遅れが生じ、情報機器の不能、停電期間が長くなることが予想される。</p> <p>キ 防災拠点（行政機関、消防・警察、医療・保健・福祉施設等）や生活拠点（物流拠点、流通機転）が被災する。</p> <p>ク 避難者数が膨大になる。</p> <p>② 避難情報の伝達</p> <p>津波警報や避難情報を受け取っても、避難行動に結びつかない場合が想定される。</p>		<p>想定される事態へ移動)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;">第2部 津波災害対策</p> <p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 防災教育・訓練</p> <p>担当：危機管理課、市民安全課、人事課、共生まちづくり課、福祉課、高齢者支援課、保育課、こども課、産業振興課、学校教育課、社会教育課、施設を管理する課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 市職員並びに町内会、自主防災組織及び事業者等の組織において、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的な育成を図る。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 防災教育</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の役割 (略) ア～イ (略)</p> <p>ウ 避難に関する情報の内容及び重要性、ハザードマップ等による地域の危険情報の周知 津波ハザードマップを公開するとともに、地域における津波災害の危険性の周知や避難時の留意点の確認と警報等発表時や避難指示の発表時にとるべき行動、避難場所での行動などに関する普及啓発に努める。</p> <p>エ～ケ (略)</p> <p>③ 県の役割 ア～オ (略)</p> <p>カ 市に対する防災に関する基礎情報の提供</p> <p>(ア) 市が実施する防災教育に関し必要な情報の提供を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第2部 津波災害対策</p> <p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 防災教育・訓練</p> <p>担当：危機管理課、市民安全課、人事課、共生まちづくり課、福祉課、高齢者支援課、保育課、こども課、産業振興課、学校教育課、社会教育課、施設を管理する課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 市職員並びに町内会、自主防災組織及び事業者等の組織において、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的かつ継続的な育成を図る。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 防災教育</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の役割 (略) ア～イ (略)</p> <p>ウ 避難に関する情報の内容及び重要性、ハザードマップ等による地域の危険情報の周知 津波ハザードマップを公開するとともに、地域における津波災害の危険性の周知や避難時の留意点の確認と警報等発表時や避難指示(緊急)の発表時にとるべき行動、避難場所での行動などに関する普及啓発に努める。</p> <p>エ～ケ (略)</p> <p>③ 県の役割 ア～オ (略)</p> <p>カ 市に対する防災に関する基礎情報の提供</p> <p>(ア) 市が実施する防災教育に関し、国及び関係機関の協力を得て必要な情報の提供を行う。</p>	<p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p> <p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)</p> <p>県計画を踏まえた</p>

修正前	修正後	修正理由								
<p>(イ) 公共土木施設に係るデータの提供、土木関連防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報_の提供、その他市の要請に応じ可能な範囲での情報の提供を行う。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>キ～ク (略)</p> <p>ケ 県民に対する防災知識の普及 (略)</p> <p>(ア)～(オ)</p> <p>(カ) 津波警報等の発表時や避難指示_____等発表時にとるべき行動</p> <p>(キ)～(サ) (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(2) 防災訓練 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の役割</p> <p>県は、防災活動を的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯・____防災組織、地域団体、市民との協力体制の確立等に重点をおき、市民の避難行動等、災害発生時に市民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、市民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。</p> <p>また、防災訓練の実施に当たっては、自衛隊、緊急消防援助隊、県警察災害派遣隊等の広域実動部隊の相互連携・調整訓練を実施することに努めるとともに、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、医療関係機関、要配慮者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練を実施する。</p> <p>④ (略)</p>	<p>(イ) 公共土木施設に係るデータの提供、土木関連防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報等の提供、その他市の要請に応じ可能な範囲での情報の提供を行う。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>キ～ク (略)</p> <p>ケ 県民に対する防災知識の普及 (略)</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 津波警報等の発表時や避難指示_<u>(緊急)</u>等発令時にとるべき行動</p> <p>(キ)～(サ) (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(2) 防災訓練 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の役割</p> <p>県は、防災活動を的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯<u>組織</u>、防災組織、地域団体、市民との協力体制の確立等に重点をおき、市民の避難行動等、災害発生時に市民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、市民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。</p> <p>また、防災訓練の実施に当たっては、自衛隊、緊急消防援助隊、県警察災害派遣隊等の広域実動部隊の相互連携・調整訓練を実施することに努めるとともに、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、医療関係機関、要配慮者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練を実施する。</p> <p>④ (略)</p>	<p>修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p>								
<p>第2節 自主防災組織の育成</p> <p>担当：市民安全課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 自主防災組織の活動内容</p> <p>自主防災組織は、概ね次の活動を行う。</p> <table border="1" data-bbox="192 1789 1344 1879"> <thead> <tr> <th>平常時の活動</th> <th>災害時の活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 情報の収集伝達体制の整備</td> <td>① 初期消火の実施</td> </tr> </tbody> </table>	平常時の活動	災害時の活動	① 情報の収集伝達体制の整備	① 初期消火の実施	<p>第2節 自主防災組織の育成</p> <p>担当：市民安全課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 自主防災組織の活動内容</p> <p>自主防災組織は、概ね次の活動を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1439 1789 2591 1879"> <thead> <tr> <th>平常時の活動</th> <th>災害時の活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 情報の収集伝達体制の整備</td> <td>① 初期消火の実施</td> </tr> </tbody> </table>	平常時の活動	災害時の活動	① 情報の収集伝達体制の整備	① 初期消火の実施	
平常時の活動	災害時の活動									
① 情報の収集伝達体制の整備	① 初期消火の実施									
平常時の活動	災害時の活動									
① 情報の収集伝達体制の整備	① 初期消火の実施									

修正前		修正後		修正理由
<p>② 防災知識の普及及び防災訓練の実施</p> <p>③ 火気使用設備器具の点検</p> <p>④ 防災用資機材等の整備及び管理</p> <p>⑤ 危険箇所の点検・把握</p> <p>⑥ 要配慮者_____に係る情報収集・共有</p>	<p>② 地域内の被害状況等の情報収集</p> <p>③ 救出救護の実施及び協力</p> <p>④ 地域住民に対する避難指示_____の情報 伝達</p> <p>⑤ 地域住民に対する_____ 避難誘導</p> <p>⑥ 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>⑦ 給食・給水及び救助物資等の配分</p> <p>⑧ 避難所等の運営協力</p>	<p>② 防災知識の普及及び防災訓練の実施</p> <p>③ 火気使用設備器具の点検</p> <p>④ 防災用資機材等の整備及び管理</p> <p>⑤ 危険箇所の点検・把握</p> <p>⑥ 避難行動要支援者に係る情報収集・共有</p>	<p>② 地域内の被害状況等の情報収集</p> <p>③ 救出救護の実施及び協力</p> <p>④ 地域住民に対する避難指示(緊急)等の情報 伝達</p> <p>⑤ 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及 び避難誘導</p> <p>⑥ 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>⑦ 給食・給水及び救助物資等の配分</p> <p>⑧ 避難所等の運営協力</p>	<p>県計画を踏まえた 修正(避難情報の 名称変更等)</p> <p>県計画を踏まえた 修正(文言整理)</p> <p>県計画を踏まえた 修正(文言整理)</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>県は、市が行う自主防災組織育成整備活動に積極的に協力し、市に対する防災資機材の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催、県の広報紙等による普及啓発を行い、自主防災組織の充実を図る。</p> <p>4 自主防災組織と消防団との連携</p> <p>(1) 消防団は地域住民により構成される消防機関であり、消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとし、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進にも努める。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>県は、市が行う自主防災組織育成整備活動に積極的に協力し、市が行う防災資機材の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催、県の広報紙等による普及啓発を行い、自主防災組織の充実を図る。</p> <p>4 自主防災組織と消防団との連携</p> <p>(1) 消防団は地域住民により構成される消防機関であり、消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る_____。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し_____、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進にも努める。</p> <p>(2) (略)</p>			
<p>第3節 防災まちづくり</p> <p>担当：都市整備課、危機管理課、道路課、河川海岸砂防課、建築住宅課、生活排水対策課、下水道建設課、ガス水道局</p> <p>1~2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市及び県の役割</p>	<p>第3節 防災まちづくり</p> <p>担当：都市整備課、危機管理課、道路課、河川海岸砂防課、建築住宅課、生活排水対策課、下水道建設課、ガス水道局</p> <p>1~2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市及び県の役割</p>			

修正前	修正後	修正理由
<p>① 津波に強いまちの形成 ア～ク (略) ケ 県は、津波浸水想定を踏まえ、 津波による危険の著しい区域については、人的被害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、市は、県とともに必要に応じて津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や指定避難所等の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。</p> <p>②～⑤ (略) (3)～(4) (略)</p>	<p>① 津波に強いまちの形成 ア～ク (略) ケ 県は、津波浸水想定を踏まえ、<u>警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域</u>については、津波災害警戒区域の指定について検討を行うとともに、津波による危険の著しい区域については、人的被害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、市は、県とともに必要に応じて津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や指定避難所等の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。</p> <p>②～⑤ (略) (3)～(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（記載内容の整理）</p>
<p>第4節 (略)</p>	<p>第4節 (略)</p>	
<p>第5節 避難体制の整備</p> <p>担当：危機管理課、高齢者支援課、福祉課、保育課、こども課、都市整備課、道路課、河川海岸砂防課、教育総務課、学校教育課、施設を管理する課</p> <p>1 計画の方針 (1) (略) (2) 要配慮者に対する配慮 (略) ① (略) ② 早期避難のための迅速・確実な方法による<u>避難に関する情報</u>等の伝達 ③～⑥ (略) (3) (略)</p> <p>2 主な取組 (1)～(2) (略) (3) <u>避難に関する情報（避難指示）</u>等に関する伝達手段と経路を確立し情報伝達体制の整備に努める。 (4) <u>避難に関する情報発表</u>の客観的基準を設定する。 (5)～(8) (略)</p> <p>3 それぞれの役割 (1) 市民・企業等の役割 ① 市民の役割</p>	<p>第5節 避難体制の整備</p> <p>担当：危機管理課、高齢者支援課、福祉課、保育課、こども課、都市整備課、道路課、河川海岸砂防課、教育総務課、学校教育課、施設を管理する課</p> <p>1 計画の方針 (1) (略) (2) 要配慮者に対する配慮 (略) ① (略) ② 早期避難のための迅速・確実な方法による<u>避難指示（緊急）</u>等の伝達 ③～⑥ (略) (3) (略)</p> <p>2 主な取組 (1)～(2) (略) (3) <u>避難指示（緊急）</u>等に関する伝達手段と経路を確立し情報伝達体制の整備に努める。 (4) <u>避難指示（緊急）発令</u>の客観的基準を設定する。 (5)～(8) (略)</p> <p>3 それぞれの役割 (1) 市民・企業等の役割 ① 市民の役割</p>	<p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）</p> <p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 市が<u>発表する避難に関する情報(避難指示)</u>の<u>意味を正しく理解しておくこと。</u></p> <p>エ～ケ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の役割</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難誘導體制を整備すること。</p> <hr/> <p>(2) 市の役割</p> <p>市は、津波発生時に市民等が迅速かつ自主的に避難できるよう、県が提示する指針に基づき津波避難計画を策定し、防災知識・危険情報の事前周知、避難の判断・情報伝達・避難誘導體制整備とマニュアル化、<u>安全な</u>避難所等の機能・環境整備、上越市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)の策定及び福祉避難所の指定等を行い、以下により体制を整備する。</p> <p>① 津波避難計画の策定</p> <p>県が提示する津波避難計画策定指針を参考とし、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、避難対象地域、指定緊急避難場所・指定避難所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示<u>の具体的な発表基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画</u>を策定し、その内容を住民等に周知徹底を図る。</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>避難情報等</u>情報伝達体制の整備</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ <u>避難情報(避難指示)</u>の意味及び市民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図る。 (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>④ <u>避難情報</u>の発表基準</p>	<p>(略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 市が<u>発令する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u>の意味を正しく理解しておくこと。</p> <p>エ～ケ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の役割</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難誘導體制を整備すること。<u>なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等(地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設)の管理者等の意見を聞くように努めるものとする。</u></p> <p>(2) 市の役割</p> <p>市は、津波発生時に市民等が迅速かつ自主的に避難できるよう、県が提示する指針に基づき津波避難計画を策定し、防災知識・危険情報の事前周知、避難の判断・情報伝達・避難誘導體制整備とマニュアル化、<u>避難経路等の計画、避難場所、避難所等の機能・環境整備、上越市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)の策定及び福祉避難所の指定等を行い、以下により体制を整備する。</u></p> <p>① 津波避難計画の策定</p> <p>県が提示する津波避難計画策定指針を参考とし、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、避難対象地域、指定緊急避難場所・指定避難所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示<u>(緊急)等の具体的な発表基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画</u>を策定し、その内容を住民等に周知徹底を図る。</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>避難指示(緊急)</u>情報伝達体制の整備</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ <u>避難指示(緊急)</u>の意味及び市民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図る。</p> <p>ク <u>小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と近隣施設等との連絡・連携体制の構築に努める。</u></p> <p>ケ <u>情報の収集・連絡体制の整備を図り、その際の役割・責任等の明確化に努めるとともに、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。</u></p> <p>④ <u>避難指示(緊急)</u>の発令基準</p>	<p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p> <p>)</p> <p>県計画を踏まえた修正(地震編と整合)</p> <p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正(記載箇所の変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正(避難情報の)</p>

修正前	修正後	修正理由																								
<p>本市における避難情報 _____ の発表基準を次の通りとし、状況に応じて迅速に発表する。</p> <table border="1" data-bbox="231 348 1326 510"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発表時の状況等</th> <th>対象となる市民等</th> <th>求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指示 _____</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>避難指示 _____ の解除基準は、津波予報区「新潟県上中下越」の大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されたときとする。</p> <p>⑤ 避難誘導體制の整備 ア～エ (略) オ <u>小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と近隣施設等との連絡・連携体制の構築に努める。</u> カ <u>情報の収集・連絡体制の整備を図り、その際の役割・責任等の明確化に努めるとともに、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。</u></p> <p>⑥ 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び整備 ア～イ (略) ウ 即応体制の整備 (ア)～(ウ) (略) (エ) <u>指定避難所等の開設・運営の初動対応をあらかじめマニュアル化しておくよう努める。</u> _____</p> <p>(オ)～(カ) (略) エ (略) <u>(追加)</u></p> <p>⑦ (略) ⑧ 市民避難誘導訓練の実施 ア 地区別にあらかじめ定めた津波避難計画に従い、避難指示 _____ が発表された際、市民が迅速かつ自主的に避難できるよう、訓練を実施する。 イ～ウ (略)</p> <p>(3) 県の役割 ① 津波避難計画策定指針の策定 県は、津波対象地域の指定、初動体制、防災対応に従事する者の安全の確保、津波情報の収集・伝達、避難指示 _____ 等の発表、平常時の津波防災啓発及び避難訓練等を定めた津波避難計画を策定する際の指針を定め、市に提示する。</p>	区 分	発表時の状況等	対象となる市民等	求める行動	指示 _____	(略)	(略)	(略)	_____	(略)	(略)	(略)	<p>本市における避難指示 (緊急) _____ の発令基準を次の通りとし、状況に応じて迅速に発令する。</p> <table border="1" data-bbox="1478 348 2573 510"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発令時の状況等</th> <th>対象となる市民等</th> <th>求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指示 (緊急) _____</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>避難指示 (緊急) _____ の解除基準は、津波予報区「新潟県上中下越」の大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されたときとする。</p> <p>⑤ 避難誘導體制の整備 ア～エ (略) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>⑥ 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び整備 ア～イ (略) ウ 即応体制の整備 (ア)～(ウ) (略) (エ) <u>マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、市民への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。</u> (オ)～(カ) (略) エ (略)</p> <p>オ <u>指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、標識の見方に関する周知に努める。</u></p> <p>⑦ (略) ⑧ 市民避難誘導訓練の実施 ア 地区別にあらかじめ定めた津波避難計画に従い、避難指示 (緊急) _____ が発令された際、市民が迅速かつ自主的に避難できるよう、訓練を実施する。 イ～ウ (略)</p> <p>(3) 県の役割 ① 津波避難計画策定指針の策定 県は、津波対象地域の指定、初動体制、防災対応に従事する者の安全の確保、津波情報の収集・伝達、避難指示 (緊急) _____ 等の発令、平常時の津波防災啓発及び避難訓練等を定めた津波避難計画を策定する際の指針を定め、市に提示する。</p>	区 分	発令時の状況等	対象となる市民等	求める行動	指示 (緊急) _____	(略)	(略)	(略)	_____	(略)	(略)	(略)	<p>名称変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (記載箇所の変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (避難情報の名称変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (避難情報の名称変更)</p>
区 分	発表時の状況等	対象となる市民等	求める行動																							
指示 _____	(略)	(略)	(略)																							
_____	(略)	(略)	(略)																							
区 分	発令時の状況等	対象となる市民等	求める行動																							
指示 (緊急) _____	(略)	(略)	(略)																							
_____	(略)	(略)	(略)																							

修正前	修正後	修正理由
<p>②～③ (略)</p> <p>④ 市の避難体制整備の支援</p> <p>ア 地域の危険情報の市への提供</p> <p>(ア) 津波による浸水<u>予想</u>区域図を策定・提供する。</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>イ 市による<u>避難に関する情報</u>の早期発出・伝達体制整備の支援</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 市の<u>避難に関する情報発出</u>の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市の発する<u>避難に関する情報</u>伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ <u>運送機関との情報交換体制の整備</u></p> <p><u>避難住民及び緊急物資の運送に係る車輛等の状況について、関係機関と情報交換のうえ、市に情報提供を行う。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>オ (略)</p> <p>(ア) <u>介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。</u></p> <p>(イ) <u>あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。</u></p> <p>(ウ) <u>避難住民及び緊急物資の運送に係る車輛等の状況について、運送機関と情報交換の上、市に情報提供を行う。</u></p>	<p>②～③ (略)</p> <p>④ 市の避難体制整備の支援</p> <p>ア 地域の危険情報の市への提供</p> <p>(ア) 津波による浸水<u>想定</u>区域図を策定・提供する。</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>イ 市による<u>避難指示(緊急)等の早期発令</u>・伝達体制整備の支援</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 市の<u>避難指示(緊急)等発令</u>の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市の発する<u>避難指示(緊急)等の伝達</u>に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。</p> <p><u>(オ) 市に対し、避難指示(緊急)等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ <u>関係機関との情報交換体制の整備</u></p> <hr/> <p><u>(ア) 介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する災害協定を締結するよう指導につとめ、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。</u></p> <p><u>(イ) あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を養成することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。</u></p> <p><u>(ウ) 避難住民及び緊急物資の運送に係る車輛等の状況について、運送機関と情報連絡の上、市に情報提供を行う。</u></p> <p>オ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更等)</p> <p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正(字句修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正(重複した記載の整理)</p> <p>県計画を踏まえた修正(記載箇所の修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正(記載箇所の修正)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>カ (略)</p> <p>(4) 関係機関の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 新潟地方気象台</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 市が行う避難勧告等_____の判断・伝達マニュアルや防災マップ等の作成に関し、技術的な支援・協力をを行う。</p> <p>③ (略)</p>	<p>カ (略)</p> <p>(4) 関係機関の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 新潟地方気象台</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 市が行う<u>避難指示(緊急)</u>の判断・伝達マニュアルや防災マップ等の作成に関し、技術的な支援・協力をを行う。</p> <p>③ (略)</p>	
<p>第6節 要配慮者の安全確保</p> <p>担当：高齢者支援課、危機管理課、広報対話課、契約課、共生まちづくり課、市民課、福祉課、健康づくり推進課、すこやかに暮らし包括支援センター、国保年金課、保育課、こども課、建築住宅課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① 要配慮者の支援</p> <p>ア 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市は、市内に居住する要配慮者のうち、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下、本節において「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿（以下、本節において「名簿」という。）を作成する。_____</p> <p>_____</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>イ 名簿情報の事前提供</p> <p>(略)</p> <p>名簿情報を提供する支援関係者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市関係部局 ・警察 ・消防（消防署、消防団） ・民生委員・児童委員 	<p>第6節 要配慮者の安全確保</p> <p>担当：高齢者支援課、危機管理課、広報対話課、契約課、共生まちづくり課、市民課、福祉課、健康づくり推進課、すこやかに暮らし包括支援センター、国保年金課、保育課、こども課、建築住宅課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① 要配慮者の支援</p> <p>ア 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市は、市内に居住する要配慮者のうち、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下、本節において「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿（以下、本節において「名簿」という。）を作成する。<u>また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</u></p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>イ 名簿情報の事前提供</p> <p>(略)</p> <p>名簿情報を提供する支援関係者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市関係部局 ・警察 ・消防（消防署、消防団） ・民生委員・児童委員 	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>・自主防災組織（町内会） ・地域包括支援センター ・上越市社会福祉協議会</p> <hr/> <p>また、市は名簿情報を提供するときは、次のとおり名簿情報の漏えいの防止のため措置を行う。 名簿情報の漏えい防止措置</p> <p>・市が講ずる措置 名簿作成時にコピーできない用紙を使う。</p> <p>・名簿情報の提供を受ける者に求める措置 提供された情報を目的外に使用しないなど、個人情報保護に関する誓約書の提出を求める。 なお、災害時に特に必要と認めて提供する者に対しては、誓約書は求めないが、情報の適切な処分（廃棄・返却等）を求める。</p> <p>ウ～オ （略）</p> <p>② 避難誘導対策及び指定避難所等の管理等</p> <p>ア 避難誘導対策 要配慮者には情報が伝わりにくい面があることから、市は避難指示_____の伝達に特に配慮するとともに、避難誘導に際し、自主防災組織（町内会）、消防団、消防署、警察署等の関係機関と連携、協力し、避難行動要支援者優先の避難誘導體制の整備に努める。 なお、避難行動要支援者が自力避難できない場合又は、避難途中に危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する。また、避難誘導に使用する情報伝達機器の整備を含め、避難支援者の安全確保についても配慮する。</p> <p>イ （略）</p> <p>③ （略）</p> <p>④ 保健・福祉対策</p> <p>ア 保健・福祉対策の実施体制の確保 市は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制を整備する。また、県や他の市町村_____等応援の受入れ、市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>⑤～⑥ （略）</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>①～② （略）</p> <p>③ 保健・福祉対策</p> <p>ア 保健・福祉対策の実施体制の確保 県は、市からの応援要請に対して保健・福祉関係職員を派遣するとともに、災害の規模等によ</p>	<p>・自主防災組織（町内会） ・地域包括支援センター ・上越市社会福祉協議会 ・福祉避難所に指定した施設</p> <p>また、市は名簿情報を提供するときは、次のとおり名簿情報の漏えいの防止のため措置を行う。 名簿情報の漏えい防止措置</p> <p>・市が講ずる措置 名簿作成時にコピーできない用紙を使う。</p> <p>・名簿情報の提供を受ける者に求める措置 提供された情報を目的外に使用しないなど、個人情報保護に関する誓約書の提出を求める。 なお、災害時に特に必要と認めて提供する者に対しては、誓約書は求めないが、情報の適切な処分（廃棄・返却等）を求める。</p> <p>ウ～オ （略）</p> <p>② 避難誘導対策及び指定避難所等の管理等</p> <p>ア 避難誘導対策 要配慮者には情報が伝わりにくい面があることから、市は避難指示(緊急)の伝達に特に配慮するとともに、避難誘導に際し、自主防災組織（町内会）、消防団、消防署、警察署等の関係機関と連携、協力し、避難行動要支援者優先の避難誘導體制の整備に努める。 なお、避難行動要支援者が自力避難できない場合又は、避難途中に危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する。また、避難誘導に使用する情報伝達機器の整備を含め、避難支援者の安全確保についても配慮する。</p> <p>イ （略）</p> <p>③ （略）</p> <p>④ 保健・福祉対策</p> <p>ア 保健・福祉対策の実施体制の確保 市は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制を整備する。また、県や他の市町村、<u>災害福祉支援チーム</u>等応援の受入れ、市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>⑤～⑥ （略）</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>①～② （略）</p> <p>③ 保健・福祉対策</p> <p>ア 保健・福祉対策の実施体制の確保 県は、市からの応援要請に対して保健・福祉関係職員を派遣するとともに、災害の規模等によ</p>	<p>関係者の追加</p> <p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）</p> <p>県計画を踏まえた修正（県の協定締結に伴う修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（県の協定締結に伴う修正）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>つては、国又は他の都道府県等への応援要請を行う体制の整備を図る。</p> <hr/> <p>イ～ウ (略) ④～⑤ (略)</p>	<p>つては、国又は他の都道府県等への応援要請を行う体制の整備を図る。 また、必要があるときは、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会に対して災害福祉支援チームの派遣を要請する。</p> <p>イ～ウ (略) ④～⑤ (略)</p>	<p>結に伴う修正)</p>
<p>第7節 火災の予防</p> <p>担当：危機管理課、市民安全課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地震・津波及び防火に関する知識の普及に努め、地震又は津波発生時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。</p> <p>また、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。</p> <p>さらに、木造住宅密集地域において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備に努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 企業、事業所等の役割</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。</p> <p>エ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 県の役割</p> <p>①～③ (略) 消防設備士等の活用 (追加)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>第7節 火災の予防</p> <p>担当：危機管理課、市民安全課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地震・津波及び防火に関する知識の普及に努め、地震又は津波発生時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。</p> <p>また、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。</p> <p>さらに、木造建築物密集地域等において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な延焼防止、避難誘導體制の整備に努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 企業、事業所等の役割</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。</p> <p>エ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 県の役割</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 広域消防応援体制の整備 県内の消防応援体制に加え、近隣県との相互消防応援体制の整備を図る。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（住宅以外の建築物も対象）</p> <p>県計画を踏まえた修正（糸魚川火災を受け内容修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（広域応援体制に近隣県に追加）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;">第8節 水防活動体制の整備</p> <p>担当：危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① 水防計画の策定</p> <p>ア 豪雨、洪水、津波、高潮 または高波に際し、水災を警戒及び防御し、これによる被害を軽減するため、新潟県水防協議会に諮って策定する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 危険を伴う水防計画に従事する者の安全の確保に必要な事項を定める。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 水防資機材</p> <p>ア 緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、地域や河川の特性を踏まえ、水防管理団体及び(社)新潟県建設業協会等の関係機関と協力して、資機材の整備に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p style="text-align: center;">第8節 水防活動体制の整備</p> <p>担当：危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① 水防計画の策定</p> <p>ア 洪水、雨水出水、津波、又は高潮 または高波に際し、水災を警戒及び防御し、これによる被害を軽減するため、新潟県水防協議会に諮って策定する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保に必要な事項を定める。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 水防資機材</p> <p>ア 緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、地域や河川の特性を踏まえ、水防管理団体及び(一社)新潟県建設業協会等の関係機関と協力して、資機材の整備に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（県水防計画と記載を統一）</p> <p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（法人名の修正）</p>
<p style="text-align: center;">第9節 救急・救助体制の整備</p> <p>担当：危機管理課、健康づくり推進課、高齢者支援課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 積雪期の対応</p> <p>市及び上越地域消防事務組合は、積雪期の地震又は津波災害等発生時における道路の除雪体制及び指定避難所等への住民の避難誘導體制等の整備に努める。</p> <p>2 主な取組</p> <p>(1) 市及び上越地域消防事務組合は、消防力の整備指針に基づき自ら定める計画により、車両等の資機材・消防吏員及び消防団員等の計画的な整備充実を図る。</p> <p>(2)～(8) (略)</p>	<p style="text-align: center;">第9節 救急・救助体制の整備</p> <p>担当：危機管理課、健康づくり推進課、高齢者支援課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 積雪期の対応</p> <p>市及び上越地域消防事務組合は、積雪期の災害時における道路の除雪体制及び指定避難所等への住民の避難誘導體制等の整備に努める。</p> <p>2 主な取組</p> <p>(1) 市及び上越地域消防事務組合は、消防力の整備指針に基づき自ら定める計画により、車両等の資機材、消防職員及び消防団員等の計画的な整備充実を図る。</p> <p>(2)～(8) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p>


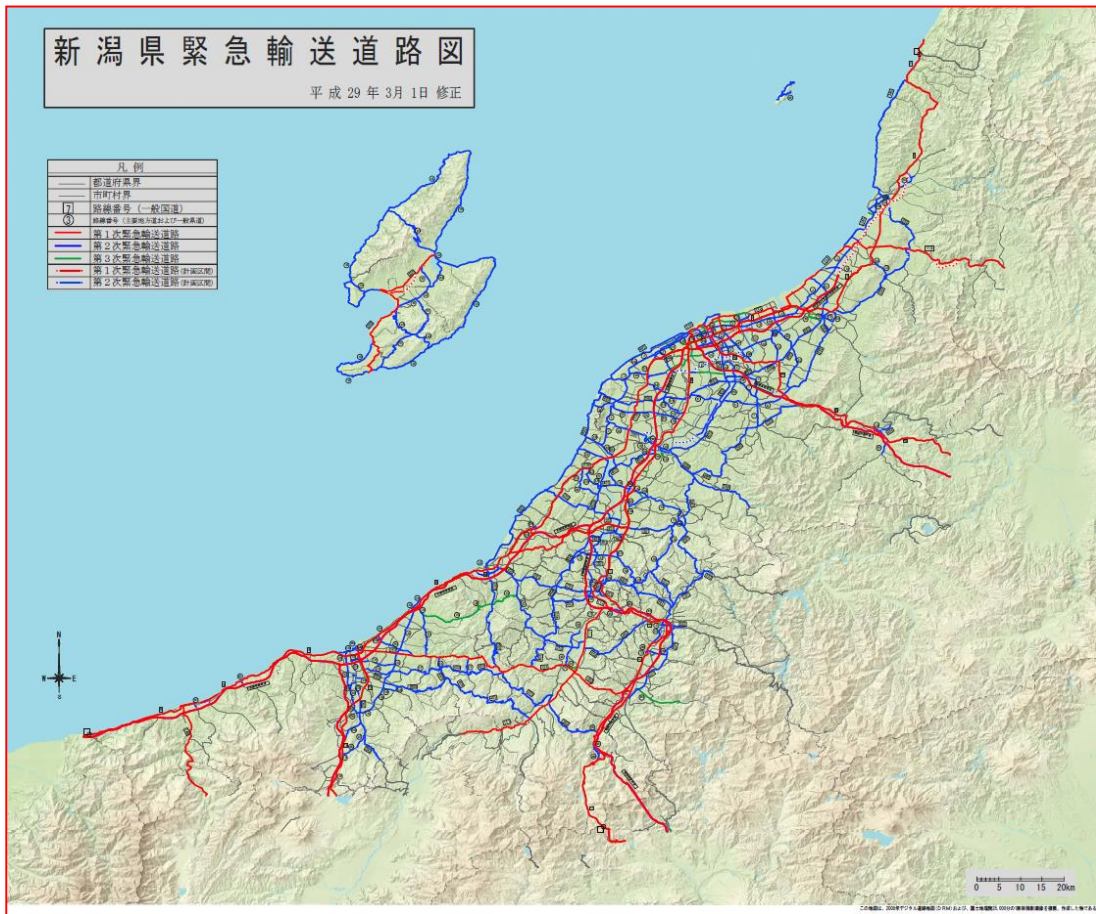
修正前	修正後	修正理由
<p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割</p> <p>市民は、平常時から地域・学区・町内会等における協力体制を育むとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して、地域の被害軽減を図ることができるよう努める。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) 市及び上越地域消防事務組合の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 救急・救助体制の整備</p> <p>ア 市(消防団)及び上越地域消防事務組合は、<u>救助訓練</u>や<u>応急手当</u>の普及啓発活動等を実施し、市民の防災意識高揚を図る。また、避難行動要支援者が災害の被害に遭うケースが多いことから、避難行動要支援者の避難誘導等が円滑に行われるよう、「上越市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」を推進する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 関係機関相互の連携</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 上越地域消防事務組合は、新潟県広域消防相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。また、応援隊受入れに際して必要となる市災害対策本部との連絡調整方法、宿泊場所の確保及び車両終結場所適地等について市と協議し、あらかじめ定める。また、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊<u>応援部隊</u>の円滑な受入れ及び的確な活動の指揮を行うことができるよう体制を整備する。</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 救急医療連絡体制の確立</p> <p>広域災害・救急医療情報システム等の整備充実を図り、行政・消防・医療機関等の連絡体制を確保する。</p> <p>また、消防機関とDMA Tが災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 緊急消防援助隊の受援体制の整備</p> <p>県内の消防力だけでは対応できない大規模災害発生時において、緊急消防援助隊の要請及び受入</p>	<p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割</p> <p>市民は、平常時から地域、<u>学区</u>、町内会等における協力体制を育むとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して、地域の被害軽減を図ることができるよう努める。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) 市及び上越地域消防事務組合の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 救急・救助体制の整備</p> <p>ア 市(消防団)及び上越地域消防事務組合は、<u>救急</u>、<u>救助訓練</u>及び<u>応急手当</u>の普及啓発活動等を実施し、市民の防災意識高揚を図る。また、避難行動要支援者が災害の被害に遭うケースが多いことから、避難行動要支援者の避難誘導等が円滑に行われるよう、「上越市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」を推進する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 関係機関相互の連携</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 上越地域消防事務組合は、新潟県広域消防相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。また、応援隊受入れに際して必要となる市災害対策本部との連絡調整方法、宿泊場所の確保及び車両集結場所適地等について市と協議し、あらかじめ定める。また、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊_____の円滑な受入れ及び的確な活動の指揮を行うことができるよう体制を整備する。</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 救急医療連絡体制の確立</p> <p>広域災害・救急医療情報システム等の整備充実を図り、行政、<u>消防</u>、<u>医療機関</u>等の連絡体制を確保する。</p> <p>また、消防機関とDMA Tが災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 緊急消防援助隊の受援体制の整備</p> <p>県内の消防力だけでは対応できない大規模災害_____時において、緊急消防援助隊の要請及び受入</p>	<p>県計画を踏まえた修正(字句修正)</p> <p>文言整理</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p> <p>県計画を踏まえた修正(字句修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>れを円滑に行うための受援体制を整備し、訓練等を通じて習熟を図る。</p> <p>⑤ 医療資器材等の供給協定 市における医療資器材等の不足に対応するため、新潟県医薬品卸組合、(公社)新潟県薬剤師会、新潟県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合_____と医療器材等の供給に係る協定を締結する。</p> <p>⑥ 航空消防防災体制の充実 消防防災ヘリコプターによる救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊航空部隊等の受援体制の整備を図る。 また、上越地域消防事務組合との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な実施を確保するよう努める。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>① 第九管区海上保安本部(上越海上保安署) 海上における要救助者の効果的な救出を行うため、救助技術の向上及び資機材の整備充実に努める。 また、海上のみでなく、陸上における救急救助体制についても、業務に支障のない範囲で、関係機関との協働による迅速な救急__救助体制の充実強化に努める。</p> <p>②～⑤ (略)</p>	<p>れを円滑に行うための受援体制を整備し、訓練等を通じて習熟を図る。</p> <p>⑤ 医療資器材等の供給協定 市における医療資器材等の不足に対応するため、新潟県医薬品卸組合、(公社)新潟県薬剤師会、新潟県医療機器販売業協会、__東北新潟歯科用品商協同組合及び(一社)日本産業・医療ガス協会<u>関東地域本部</u>と医療器材等の供給に係る協定を締結する。</p> <p>⑥ 航空消防防災体制の充実 消防防災ヘリコプターによる救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊_____等の受援体制の整備を図る。 また、上越地域消防事務組合との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な実施を確保するよう努める。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>① 第九管区海上保安本部(上越海上保安署) 海上における要救助者の効果的な救出を行うため、救助技術の向上及び資機材の整備充実に<u>努</u>める。 また、海上のみでなく、陸上における救急救助体制についても、業務に支障のない範囲で、関係機関との協働による迅速な救急・救助体制の充実強化に努める。</p> <p>②～⑤ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(時点修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p>
<p>第10節 医療救護体制の整備</p> <p>担当：健康づくり推進課、危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 医療機関等の役割</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 医療関係団体 (一社)新潟県医師会、(一社)新潟県歯科医師会、(公社)新潟県薬剤師会、(公社)新潟県看護協会_____など医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するとともに、JMAT、被災地支援薬剤師、災害支援ナースなどの医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>第10節 医療救護体制の整備</p> <p>担当：健康づくり推進課、危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 医療機関等の役割</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 医療関係団体 (一社)新潟県医師会、(一社)新潟県歯科医師会、(公社)新潟県薬剤師会、(公社)新潟県看護協会、(公社)新潟県助産師会など医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するとともに、JMAT、被災地支援薬剤師、災害支援ナースなどの医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(関係団体の追加)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>① 物資等の備蓄 市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、上・中・下越及び佐渡の___拠点に食料及び物資等を備蓄する。</p> <p>② 物資拠点の選定 県は、災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、屋内でフォークリフトの使用や大型車の乗り入れができる___物資___拠点を選定する。</p> <p>③ 物資等の緊急供給体制の整備 ア～イ (略) ウ 輸送事業者等との協定による物資等の緊急輸送・配付体制を整備する。 エ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 市に対する支援体制の整備 市に対し、燃料や物資等の提供・代行調達、輸送・配付等の支援を行う体制を整備する。</p> <p>⑥ 災害備蓄に関する市民への普及啓発 ア 家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料・___物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。 イ (略)</p> <p>(4) 防災関係機関の役割 ① 日本赤十字社新潟県支部 ア 非常用食料や毛布_____等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請又は独自の判断に基づく指定避難所等への配送に備える。 イ (略)</p> <p>② (略)</p>	<p>① 物資等の備蓄 市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、上・中・下越及び佐渡の<u>備蓄</u>拠点に食料及び物資等を備蓄する。</p> <p>② 物資拠点の選定 県は、災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、屋内でフォークリフトの使用や大型車の乗り入れができる<u>広域物資輸送</u>拠点を選定する。</p> <p>③ 物資等の緊急供給体制の整備 ア～イ (略) ウ 輸送事業者等との協定による物資等の緊急輸送・<u>配布</u>体制を整備する。 エ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 市に対する支援体制の整備 市に対し、燃料や物資等の提供・代行調達、輸送・<u>配布</u>等の支援を行う体制を整備する。</p> <p>⑥ 災害備蓄に関する市民への普及啓発 ア 家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料<u>及び</u>物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。 イ (略)</p> <p>(4) 防災関係機関の役割 ① 日本赤十字社新潟県支部 ア _____毛布<u>及び</u>日用品<u>セット</u>等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請又は独自の判断に基づく指定避難所等への配送に備える。 イ (略)</p> <p>② (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（実態を踏まえた修正）</p>
<p>第12節 (略)</p>	<p>第12節 (略)</p>	
<p>第13節 治山・砂防・河川・海岸施設の地震・津波対策</p> <p>担当：危機管理課、都市整備課、農林水産整備課、河川海岸砂防課、生活排水対策課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割 (1) (略) (2) 市の役割 ① (略)</p>	<p>第13節 治山・砂防・河川・海岸施設の地震・津波対策</p> <p>担当：危機管理課、都市整備課、農林水産整備課、河川海岸砂防課、生活排水対策課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割 (1) (略) (2) 市の役割 ① (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>② 河川・海岸施設 防災対策 ア～ウ (略) 減災対策 ア (略) イ 警戒避難体制の整備 (ア) (略) (イ) 緊急時の伝達媒体である防災行政無線_____を整備するなど情報伝達体制を確保する。 ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>① 北陸地方整備局 地震又は津波災害発生時に、県、市及び東日本高速道路㈱等公共機関から要請があった場合は、<u>河川、ダム、海岸施設の状況調査等について協力する。</u> <u>防災エキスパートの活動が機能的に行えるよう、訓練・研修への協力等を行う。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>② 河川・海岸施設 防災対策 ア～ウ (略) 減災対策 ア (略) イ 警戒避難体制の整備 (ア) (略) (イ) 緊急時の伝達媒体である防災行政無線<u>(戸別受信機を含む。)</u>を整備するなど情報伝達体制を確保する。 ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>① 北陸地方整備局 ア <u>大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)等を派遣し、県、市町村等が行う、被災状況、県、市町村のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。</u> イ <u>必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災県、市町村等との通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行う。</u> ウ <u>災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として県、市町村等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の支援を行う。</u> エ <u>応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、県、市町村等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくはあっせんを行う。</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p>
<p>第14節 農地・農業用施設の地震・津波対策</p> <p>担当：農林水産整備課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 地震・津波に関する情報等の収集・連絡</p>	<p>第14節 農地・農業用施設の地震・津波対策</p> <p>担当：農林水産整備課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 地震・津波に関する情報等の収集・連絡</p>	<p>県計画を踏まえた</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>震度、震源、マグニチュード、<u>余震</u>等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。</p> <p>③ 施設の点検 津波が発生した場合は、臨時点検基準により土地改良区等と協力して直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、市民に対する避難指示_____を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 地震・津波に関する情報等の収集・連絡 震度、震源、マグニチュード、<u>余震</u>等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。</p> <p>③ 施設の点検 震度4以上の地震又は津波が発生した場合は、臨時点検基準により直ちにパトロールを実施し、県営事業実施中の施設、県管理施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う。また、市等が行う<u>危険ため池</u>などの緊急点検に、必要に応じて協力する。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、住民に対する避難指示を行うとともに、_____適切な避難誘導を実施する。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(3) 土地改良区・施設管理者等の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 地震・津波に関する情報等の収集・連絡 震度、震源、マグニチュード、<u>余震</u>等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。</p> <p>③ 施設の点検 震度4以上の地震が発生した場合は、臨時点検基準により市等と協力して直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。_____</p> <p>_____</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>震度、震源、マグニチュード、<u>地震活動</u>等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。</p> <p>③ 施設の点検 津波が発生した場合は、臨時点検基準により土地改良区等と協力して直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、市民に対する<u>避難指示(緊急)</u>を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 地震・津波に関する情報等の収集・連絡 震度、震源、マグニチュード、<u>地震活動</u>等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。</p> <p>③ 施設の点検 震度4以上の地震又は津波が発生した場合は、臨時点検基準により直ちにパトロールを実施し、県営事業実施中の施設、県管理施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う。また、市等が行う<u>防災重点ため池</u>などの緊急点検に、必要に応じて協力する。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、住民の避難が必要な場合は、関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(3) 土地改良区・施設管理者等の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 地震・津波に関する情報等の収集・連絡 震度、震源、マグニチュード、<u>地震活動</u>等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。</p> <p>③ 施設の点検 震度4以上の地震が発生した場合は、臨時点検基準により市等と協力して直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。<u>その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、住民の避難が必要な場合は、関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。</u></p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>修正（字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）</p> <p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（規定変更に伴う整合）</p> <p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（パトロールの目的である現状把握を追加、住民避難時における土地改良区等の役割の明確化）</p>
<p>第15節 道路・橋梁・トンネル等の地震・津波対策</p> <p>担当：道路課、農林水産整備課</p>	<p>第15節 道路・橋梁・トンネル等の地震・津波対策</p> <p>担当：道路課、農林水産整備課</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災等の二次災害への対処、水・食料等の緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、市民の生活道路等、その意義は極めて重要である。</p> <p>道路を管理する関係機関や団体_____は、耐震性の確保等の道路施設の整備や迅速に道路情報を収集・共有する体制を整えるとともに、相互協力の下道路機能の確保に当たる体制を整備する。</p> <p>(2) 新潟県緊急輸送道路の指定</p> <p>(略)</p> <p>①～③ (略)</p>  <p>新潟県緊急輸送道路網図</p> <p>2 主な取組</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災等の二次災害への対処、水・食料等の緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、市民の生活道路等、その意義は極めて重要である。</p> <p>道路を管理する関係機関や団体(以下「道路管理者等」という。)は、耐震性の確保等の道路施設の整備や迅速に道路情報を収集・共有する体制を整えるとともに、相互協力の下道路機能の確保に当たる体制を整備する。</p> <p>(2) 新潟県緊急輸送道路の指定</p> <p>(略)</p> <p>①～③ (略)</p>  <p>新潟県緊急輸送道路網図</p> <p>2 主な取組</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>時点修正</p> <p>県計画を踏まえた</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(1) 道路管理者__は最新の知見に基づく設計指針等の耐震基準により、橋梁をはじめとする道路施設の耐震性を計画的に確保する。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者__相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>道路管理者__である市、東日本高速道路㈱、国土交通省及び県は、その管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化等を実施する。</p> <p>また、各道路管理者__は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性が高い道路整備に努めるとともに、比較的標高が高い盛土道路の避難場所としての利用検討や、避難場所となりうる道路等へつながるアクセス路の設置検討や避難時間短縮のための避難階段の設置等について検討する。</p> <p>(1) 道路施設の整備・強化</p> <p>① (略)</p> <p>② 重要構造物</p> <p>ア 橋梁</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 新設橋梁</p> <p>国土交通省 都市局長、道路局長通知「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」(平成24年2月16日)により設計する。</p> <p>イ (略)</p> <p>③ 道路附属施設</p> <p>(略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 道路占用施設や近接施設の安全性の確保</p> <p>災害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。</p> <p>また、道路管理者は道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。</p> <p>なお、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化を行</p>	<p>(1) 道路管理者等は最新の知見に基づく設計指針等の耐震基準により、橋梁をはじめとする道路施設の耐震性を計画的に確保する。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者等相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>道路管理者等である市、東日本高速道路㈱、国土交通省及び県は、その管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化等を実施する。</p> <p>また、各道路管理者等は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性が高い道路整備に努めるとともに、比較的標高が高い盛土道路の避難場所としての利用検討や、避難場所となりうる道路等へつながるアクセス路の設置検討や避難時間短縮のための避難階段の設置等について検討する。</p> <p>(1) 道路施設の整備・強化</p> <p>① (略)</p> <p>② 重要構造物</p> <p>ア 橋梁</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 新設橋梁</p> <p>国土交通省 都市局長、道路局長通知「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」(平成29年7月21日)により設計する。</p> <p>イ (略)</p> <p>③ 道路附属施設</p> <p>(略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 道路占用施設や近接施設の安全性の確保</p> <p>災害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。</p> <p>また、道路管理者等は道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。</p> <p>なお、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、</p>	<p>修正 (防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>う。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>(2) 防災体制の整備</p> <p>① 情報連絡体制の整備 各道路管理者__は、災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（地震計、雨量計、I T V）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。</p> <p>② 迅速な応急復旧体制の整備 関係行政機関及び本市と災害時の応援業務に関する協定を結んでいる（一社）新潟県建設業協会及び（一社）新潟県地質調査業協会などは、災害発生時における迅速で的確な協力を実施するため、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車等）備蓄体制を整備する。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者__相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。</p> <p>③ 道路通行規制 各道路管理者__は、災害発生時における構造物や法面の安全点検等を実施するため、道路通行規制に関する震度の基準等について、路線又は区間毎に関係機関とあらかじめ調整するなど、通行規制の円滑な実施体制を整える。</p> <p>④ (略)</p>	<p>無電柱化の促進を図る。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>(2) 防災体制の整備</p> <p>① 情報連絡体制の整備 各道路管理者等は、災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（地震計、雨量計、I T V）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。</p> <p>② 迅速な応急復旧体制の整備 関係行政機関及び本市と災害時の応援業務に関する協定を結んでいる（一社）新潟県建設業協会及び（一社）新潟県地質調査業協会などは、災害発生時における迅速で的確な協力を実施するため、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車等）備蓄体制を整備する。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者等相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。</p> <p>③ 道路通行規制 各道路管理者等は、災害発生時における構造物や法面の安全点検等を実施するため、道路通行規制に関する震度の基準等について、路線又は区間毎に関係機関とあらかじめ調整するなど、通行規制の円滑な実施体制を整える。</p> <p>④ (略)</p>	
<p>第16節 港湾・漁港施設の地震・津波対策</p> <p>担当：産業立地課、農林水産整備課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 耐震強化岸壁の整備 平常時はもとより、地震又は津波発生時に重要な防災拠点として一定の物流機能の維持を図るため、港湾・漁港施設が緊急輸送ネットワークの結節点として耐震性や耐浪性を考慮した、耐震強化岸壁を港湾計画や漁港施設整備計画_____に位置付け、施設整備に努める。</p> <p style="text-align: center;">港湾の耐震岸壁整備 (略)</p> <p>④ 防災拠点緑地の整備</p>	<p>第16節 港湾・漁港施設の地震・津波対策</p> <p>担当：産業立地課、農林水産整備課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 耐震強化岸壁の整備 平常時はもとより、地震又は津波発生時に重要な防災拠点として一定の物流機能の維持を図るため、港湾・漁港施設が緊急輸送ネットワークの結節点として耐震性や耐浪性を考慮した、耐震強化岸壁を港湾計画や<u>圏域総合水産基盤整備事業計画</u>に位置付け、施設整備に努める。</p> <p style="text-align: center;">港湾の耐震岸壁整備 (略)</p> <p>④ 防災拠点緑地の整備</p>	<p>県計画を踏まえた修正（計画名称の変更）</p> <p>県計画を踏まえた</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>港湾・漁港施設は緊急輸送ネットワークの結節点として重要な役割を担うことから、オープンスペース又は耐震強化岸壁に接続する背後地域との輸送ルートを勘案し、緊急物資の保管施設、背後地域への緊急物資の輸送基地として緊急時の多目的利用が可能な防災拠点緑地の整備に努め、活用方法等について市と協議する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>港湾_____施設は緊急輸送ネットワークの結節点として重要な役割を担うことから、オープンスペース又は耐震強化岸壁に接続する背後地域との輸送ルートを勘案し、緊急物資の保管施設、背後地域への緊急物資の輸送基地として緊急時の多目的利用が可能な防災拠点緑地の整備に努め、活用方法等について市と協議する。</p> <p>また、漁港施設は緊急物資の輸送の拠点としての役割を有する他、地域住民の避難場所としての役割も有することから、避難緑地、避難広場の整備に努める。</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>修正（字句修正）</p>
<p>第17節 建築物等の災害予防</p> <p>担当：建築住宅課、施設を管理する課</p> <p>1 計画の方針 (略)</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>① 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等、防災上重要な公共建築物等については、一層の耐震性、耐浪性及び不燃性の確保を図る。また、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合は、建物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄などに努める。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 防災上重要な公共建築物等における防災対策を以下のとおり実施する。</p> <p>(ア) 建築物及び建造物の安全確保と耐震診断・改修の推進</p> <p>施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。</p> <p>施設管理者は、建築基準法による新耐震設計基準施行（昭和56年6月）以前の建築物については、耐震診断の必要の高い建築物から診断を実施し、必要と認められるものから_____順次改修等を推進する。</p> <p>また、新耐震基準施行以後の建築物についてもガラスや天井等、二次部材の破損による内部被害を防止する措置やエレベーターの閉じ込め防止措置を講じるものとする。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 耐震性や耐浪性の高い施設整備</p> <p>市及び県は、防災上重要な公共建築物を建築する場合、国が定めた「<u>官庁施設の総合耐震計画基準（平成19年）</u>」を参考に耐震性_に配慮した施設づくりを行う。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 一般建築物の災害予防を以下のとおり推進する。</p> <p>ア 現状</p>	<p>第17節 建築物等の災害予防</p> <p>担当：建築住宅課、施設を管理する課</p> <p>1 計画の方針 (略)</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>① 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等、防災上重要な公共建築物等については、一層の耐震性、耐浪性及び不燃性の確保を図る。また、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合は、建物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄などに努める。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 防災上重要な公共建築物等における防災対策を以下のとおり実施する。</p> <p>(ア) 建築物及び建造物の安全確保と耐震診断・改修の推進</p> <p>施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。</p> <p>施設管理者は、建築基準法による新耐震設計基準施行（昭和56年6月）以前の建築物については、耐震診断の必要の高い建築物から診断を実施し、必要と認められるものから、<u>非構造部材を含む耐震対策等</u>、順次改修等を推進する。</p> <p>また、新耐震基準施行以後の建築物についてもガラスや天井等、<u>非構造部材</u>の破損による内部被害を防止する措置やエレベーターの閉じ込め防止措置を講じるものとする。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 耐震性や耐浪性の高い施設整備</p> <p>市及び県は、防災上重要な公共建築物を建築する場合、国が定めた「<u>官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年）</u>」を参考に耐震性等に配慮した施設づくりを行う。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 一般建築物の災害予防を以下のとおり推進する。</p> <p>ア 現状</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（現行の最新基準に修正）</p> <p>県計画を踏まえた</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>建築物全般及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）については、建築基準法等の技術基準により安全確保が図られてきたところであるが、さらに、過去の地震又は津波、大火等の経験を踏まえ防災規定が改正されるなど、より一層の強化がなされている。</p> <p>今後も、現行建築基準法の耐震基準に適合しない建築物の安全性向上、また、ガラスや天井など二次部材の破損による内部被害の防止、さらに、密集市街地等に所在する建築物の不燃化の推進など、震災時の被害軽減や火災発生を防止するための対策が必要である。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割</p> <p>自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を参考に、耐震化及び二次部材による被害防止を行うなど安全性の向上を図る。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>建築物全般及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）については、建築基準法等の技術基準により安全確保が図られてきたところであるが、さらに、過去の地震又は津波、大火等の経験を踏まえ防災規定が改正されるなど、より一層の強化がなされている。</p> <p>今後も、現行建築基準法の耐震基準に適合しない建築物の安全性向上、また、ガラスや天井など非構造部材の破損による内部被害の防止、さらに、密集市街地等に所在する建築物の不燃化の推進など、震災時の被害軽減や火災発生を防止するための対策が必要である。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割</p> <p>自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を参考に、耐震化及び非構造部材による被害防止を行うなど安全性の向上を図る。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>
<p>第18節～第20節 (略)</p>	<p>第18節～第20節 (略)</p>	
<p>第21節 電気通信事業者の地震・津波対策</p> <p>担当：危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 電気通信事業者の役割</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 防災広報活動 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 広報項目</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 特設無料公衆電話 設置場所の周知</p> <p>エ (略)</p>	<p>第21節 電気通信事業者の地震・津波対策</p> <p>担当：危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 電気通信事業者の役割</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 防災広報活動 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 広報項目</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知</p> <p>エ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（時点修正）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(5) 広域応援体制の整備 大規模災害が発生した場合は、東日本電信電話(株)及び(株)NTTドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(5) 広域応援体制の整備 大規模災害が発生した場合、電気通信事業者は_____防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。</p> <p>4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（時点修正）</p>
<p>第22節～第23節 (略)</p>	<p>第22節～第23節 (略)</p>	
<p>第24節 上水道事業者の地震・津波対策</p> <p>担当：ガス水道局</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 断水や減水など給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、被災後の避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、被害や影響を最小限に抑え、また、緊急時における飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上水道事業者の役割 上水道事業者は、液状化対策を含めた耐震化計画を策定し、施設及び体制面の耐震化対策を推進するとともに、適切な維持管理に努める。 また、緊急時における飲料水等の確保対策を行う。</p> <p>① 施設の耐震化、耐浪化 ア～ウ (略)</p> <p>エ 付属施設等 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても耐震性の強化を図る。また、自家発電設備は、停電の長期化に備えて 3 日以上_____連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。</p>	<p>第24節 上水道事業者の地震・津波対策</p> <p>担当：ガス水道局</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 断水や減水など給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、_____ _____ 避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、被害や影響を最小限に抑え、また、緊急時における飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上水道事業者の役割 上水道事業者は、液状化対策を含めた耐震化計画を策定し、施設及び体制面の耐震化対策を推進するとともに、適切な維持管理に努める。 また、緊急時における飲料水等の確保に努める。_____</p> <p>① 施設の耐震化、耐浪化 ア～ウ (略)</p> <p>エ 付属施設等 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても耐震性の強化を図る。また、自家発電設備は、停電の長期化に備えて 1 日以上（孤立が予想される集落は 3 日以上）連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。</p>	<p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（準用元との整合）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>オ (略)</p> <p>② 体制面の防災対策</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 応急対策計画の策定</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 応急給水計画</p> <p>a～b (略)</p> <p>c 応急給水活動マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。</p> <p>(ウ) 応急復旧計画</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 応急復旧活動マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。</p> <p>(エ) 防災用施設・災害対策用資機材の整備・確保</p> <p>a 給水拠点となる浄水場、耐震性貯水槽等の施設を整備する。</p> <p>b (略)</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) (略) 県の役割</p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 新潟県水道協会</p> <p>主に簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制の整備に努める。</p>	<p>オ (略)</p> <p>② 体制面の防災対策</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 応急対策計画の策定</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 応急給水計画</p> <p>a～b (略)</p> <p>c 応急給水___マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。</p> <p>(ウ) 応急復旧計画</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 応急復旧___マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。</p> <p>(エ) 防災用施設・災害対策用資機材の整備・確保</p> <p>a 給水拠点となる浄水場、配水池_____等の施設を整備する。</p> <p>b (略)</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 新潟県水道協会</p> <p>___簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制の整備に努める。</p>	<p>県計画を踏まえた修正 (字句修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (字句修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (字句修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (字句修正)</p>
<p>第25節 下水道等施設の地震・津波対策</p> <p>担当：生活排水対策課、下水道建設課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 緊急体制の整備</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>③ 災害時における下水道等の使用に関する市民への普及啓発</p>	<p>第25節 下水道等施設の地震・津波対策</p> <p>担当：生活排水対策課、下水道建設課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 緊急体制の整備</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 応急対策マニュアル等の作成</p> <p>③ 災害時における下水道等の使用に関する市民への普及啓発</p>	<p>県計画を踏まえた修正 (実態を踏ま)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>____ (略) <u>(追加)</u> (3) 県の役割 ① (略) ② 市に対する支援体制の整備 ア (略) <u>(追加)</u> イ (略) ③ (略) (4) 関係機関の役割 ①～② (略) ③ 公益社団法人日本下水道管路管理業協会_____ ア～ウ (略) ④ (略) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p>	<p>ア (略) イ <u>マンホールトイレの整備について検討を進める。</u> (3) 県の役割 ① (略) ② 市に対する支援体制の整備 ア (略) イ <u>市の応急対策マニュアルの作成支援を行う体制を整備するよう努める。</u> ウ (略) ③ (略) (4) 関係機関の役割 ①～② (略) ③ 公益社団法人日本下水道管路管理業協会<u>中部支部</u> ア～ウ (略) ④ (略) ⑤ <u>公益社団法人日本下水道協会</u> ア <u>市からの協力依頼に備え、平常時から支援体制の整備に努める。</u> イ <u>緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市と情報交換し、連絡体制の整備に努める。</u> ウ <u>調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制の整備に努める。</u> ⑥ <u>上越市管路調査協会</u> ア <u>市からの協力依頼に備え、平常時から支援体制の整備に努める。</u> イ <u>緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市と情報交換し、連絡体制の整備に努める。</u> ウ <u>目視及びカメラ等による緊急調査、応急措置、汚水運搬等必要な支援ができるよう体制の整備に努める。</u> ⑦ <u>公益社団法人新潟県浄化槽整備協会上越支部</u> ア <u>市からの協力依頼に備え、平常時から支援体制の整備に努める。</u> イ <u>緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市と情報交換し、連絡体制の整備に努める。</u> ウ <u>し尿、浄化槽汚泥の収集運搬等について、支援ができるよう体制の整備に努める。</u></p>	<p>えた修正) 実態を踏まえ修正 県計画を踏まえた修正 (実態を踏まえた修正) 記載内容の整理</p>
<p>第26節 (略)</p>	<p>第26節 (略)</p>	
<p>第27節 危険物等施設の地震・津波対策 担当：危機管理課、環境保全課 1 計画の方針 (1) 基本方針</p>	<p>第27節 危険物等施設の地震・津波対策 担当：危機管理課、環境保全課 1 計画の方針 (1) 基本方針</p>	<p>県計画を踏まえた</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質_____等の危険物品及び放射性物質（放射線発生装置を含む。以下同じ。）の取扱いについて安全対策を講じるとともに、地震又は津波等による災害の未然防止を図るため、市、事業者、上越地域消防事務組合、県警察、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）及び県は、必要な対策を講じる。</p> <p>(2) 積雪期の対応</p> <p>事業者は、降雪、雪崩又は融雪_____による危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずる。市及び事業者は、降雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 危険物取扱・貯蔵事業者等の役割</p> <p>① 共通事項</p> <p>ア 事業者は、保安体制を強化_____し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底等により、地震又は津波等による災害発生の未然防止を図る。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 火薬類製造施設等</p> <p>ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の基準を遵守し、災害の未然防止と公共の安全を確保する。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 毒物劇物保管貯蔵施設</p> <p>ア 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講じる。</p> <p>イ 毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規程の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。</p> <p>⑥ 有害物質取扱施設等</p> <p>ア 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）_____及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。</p> <p>イ 有害物質の大気への排出、公共用水域への流出、地下への浸透等の事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに関係機関へ報告する。</p> <p>⑦～⑧ (略)</p>	<p>危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質（石綿含む）等の危険物品及び放射性物質（放射線発生装置を含む。以下同じ。）の取扱いについて安全対策を講ずるとともに、地震又は津波等による災害の未然防止を図るため、市、事業者、上越地域消防事務組合、県警察、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）及び県は、必要な対策を講ずる。</p> <p>(2) 積雪期の対応</p> <p>事業者は、地震動に起因する落雪、雪崩による危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずる。市及び事業者は、降雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 危険物取扱・貯蔵事業者等の役割</p> <p>① 共通事項</p> <p>ア 事業者は、適切な保安体制を維持し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底等により、地震又は津波等による災害発生の未然防止を図る。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 火薬類製造施設等</p> <p>ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の基準を遵守することにより災害を未然に防止し、公共の安全を確保する。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 毒物劇物_____貯蔵施設</p> <p>ア 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規定の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。</p> <p>⑥ 有害物質取扱施設等</p> <p>ア 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、<u>ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）</u>及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。</p> <p>イ <u>災害発生時に、石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、建築物等における石綿使用状況を把握しておく。</u></p> <p>⑦～⑧ (略)</p>	<p>修正（石綿飛散防止対策の明記、字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（地震に係る対策の明確化）</p> <p>県計画を踏まえた修正（記載内容の精査）</p> <p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（関係法令の追加）</p> <p>県計画を踏まえた修正（災害時における石綿飛散防止</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(2) (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 毒物劇物保管貯蔵施設安全対策</p> <p>ア 毒物劇物営業者及び届出を要する業務上取扱者に対しては、毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等を実施し、適正な取扱いについて指導するとともに、毒物劇物の貯蔵状況、<u>危害防止規程</u>等を確認し、対策又は改善が必要な場合には整備、補強等を指示する。</p> <p>イ (略)</p> <p>⑤ 有害物質取扱施設等安全対策</p> <p>ア 有害物質取扱施設等に対し、大気汚染防止法、水質汚濁防止法_____及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透の未然防止対策を指導する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 毒物劇物____貯蔵施設安全対策</p> <p>ア 毒物劇物営業者及び届出を要する業務上取扱者に対しては、毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等を実施し、適正な取扱いについて指導するとともに、毒物劇物の貯蔵状況、<u>危害防止規定</u>等を確認し、対策又は改善が必要な場合には整備、補強等を指示する。</p> <p>イ (略)</p> <p>⑤ 有害物質取扱施設等安全対策</p> <p>ア 有害物質取扱施設等に対し、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、<u>ダイオキシン類対策特別措置法</u>及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透の未然防止対策を指導する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>に係る取り扱いマニユアル改訂の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（関係法令の追加）</p>
<p>第28節 学校の地震・津波対策</p> <p>担当：教育総務課、学校教育課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 学校の役割</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 防災体制の整備及び防災教育の実施</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 生徒等に対する防災教育</p> <p>(略)</p> <p>(ア) 事件・事故・災害等の実態、原因及び防止__法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>第28節 学校の地震・津波対策</p> <p>担当：教育総務課、学校教育課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 学校の役割</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 防災体制の整備及び防災教育の実施</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 生徒等に対する防災教育</p> <p>(略)</p> <p>(ア) 事件・事故・災害等の実態、原因及び防止<u>方法</u>等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p>
<p>第29節 (略)</p>	<p>第29節 (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由																				
<p data-bbox="127 327 848 373">第30節 ボランティア受入れ体制の整備</p> <p data-bbox="127 422 477 464">担当：共生まちづくり課</p> <p data-bbox="127 491 264 527">1 (略)</p> <p data-bbox="127 579 308 615">2 主な取組</p> <p data-bbox="127 625 323 661">(1)～(4) (略)</p> <table border="1" data-bbox="210 665 1148 951"> <tr> <td>津波被害発生後3時間以内</td> <td>県と調整会議による意志決定、県支援センターの設置</td> </tr> <tr> <td>〃 6時間以内</td> <td>県支援センターの運営、情報の受発信</td> </tr> <tr> <td>〃 12時間以内</td> <td>調整会議構成団体による被災市町村への先遣隊派遣</td> </tr> <tr> <td>〃 24時間以内</td> <td>ボランティアセンターの設置の判断</td> </tr> <tr> <td>〃 2日以内</td> <td>ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、災害ボランティア受入広報の発信</td> </tr> </table> <p data-bbox="127 999 403 1035">3 それぞれの役割</p> <p data-bbox="127 1045 317 1081">(1) 市の役割</p> <p data-bbox="172 1092 632 1171">① (略) ② ボランティアセンターの運営支援</p> <p data-bbox="201 1182 1347 1304">ア (略) イ ボランティアセンター_____と市災害対策本部との_____情報を共有するための体制を整備する。</p> <p data-bbox="172 1314 323 1350">③ (略)</p> <p data-bbox="127 1360 323 1396">(2)～(3) (略)</p>	津波被害発生後3時間以内	県と調整会議による意志決定、県支援センターの設置	〃 6時間以内	県支援センターの運営、情報の受発信	〃 12時間以内	調整会議構成団体による被災市町村への先遣隊派遣	〃 24時間以内	ボランティアセンターの設置の判断	〃 2日以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、災害ボランティア受入広報の発信	<p data-bbox="1380 327 2101 373">第30節 ボランティア受入れ体制の整備</p> <p data-bbox="1380 422 1730 464">担当：共生まちづくり課</p> <p data-bbox="1380 491 1516 527">1 (略)</p> <p data-bbox="1380 579 1561 615">2 主な取組</p> <p data-bbox="1380 625 1576 661">(1)～(4) (略)</p> <table border="1" data-bbox="1463 665 2401 951"> <tr> <td>津波被害発生後3時間以内</td> <td>県と調整会議による意志決定、県支援センターの設置</td> </tr> <tr> <td>〃 6時間以内</td> <td>県支援センターの運営、情報の受発信</td> </tr> <tr> <td>〃 12時間以内</td> <td>調整会議構成団体による被災市町村への先遣隊派遣</td> </tr> <tr> <td>〃 24時間以内</td> <td>ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握</td> </tr> <tr> <td>〃 2日以内</td> <td>_____災害ボランティア受入広報の発信</td> </tr> </table> <p data-bbox="1380 999 1656 1035">3 それぞれの役割</p> <p data-bbox="1380 1045 1570 1081">(1) 市の役割</p> <p data-bbox="1424 1092 1884 1171">① (略) ② ボランティアセンターの運営支援</p> <p data-bbox="1454 1182 2599 1304">ア (略) イ ボランティアセンターを<u>設置・運営する上越市社会福祉協議会等</u>と市災害対策本部との<u>災害ボランティアに関する情報</u>を共有するための体制を整備する。</p> <p data-bbox="1424 1314 1576 1350">③ (略)</p> <p data-bbox="1380 1360 1576 1396">(2)～(3) (略)</p>	津波被害発生後3時間以内	県と調整会議による意志決定、県支援センターの設置	〃 6時間以内	県支援センターの運営、情報の受発信	〃 12時間以内	調整会議構成団体による被災市町村への先遣隊派遣	〃 24時間以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握	〃 2日以内	_____災害ボランティア受入広報の発信	<p data-bbox="2626 762 2837 842">関係課意見を踏まえ修正</p> <p data-bbox="2626 1209 2837 1331">県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>
津波被害発生後3時間以内	県と調整会議による意志決定、県支援センターの設置																					
〃 6時間以内	県支援センターの運営、情報の受発信																					
〃 12時間以内	調整会議構成団体による被災市町村への先遣隊派遣																					
〃 24時間以内	ボランティアセンターの設置の判断																					
〃 2日以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、災害ボランティア受入広報の発信																					
津波被害発生後3時間以内	県と調整会議による意志決定、県支援センターの設置																					
〃 6時間以内	県支援センターの運営、情報の受発信																					
〃 12時間以内	調整会議構成団体による被災市町村への先遣隊派遣																					
〃 24時間以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握																					
〃 2日以内	_____災害ボランティア受入広報の発信																					
<p data-bbox="127 1425 620 1472">第31節～第32節 (略)</p>	<p data-bbox="1380 1425 1872 1472">第31節～第32節 (略)</p>																					
<p data-bbox="127 1518 602 1564">第33節 行政機能の保全</p> <p data-bbox="127 1612 1110 1654">担当：人事課、総務管理課、財政課、用地管財課、危機管理課、会計課</p> <p data-bbox="127 1682 323 1717">1～2 (略)</p> <p data-bbox="127 1770 403 1806">3 それぞれの取組</p> <p data-bbox="127 1816 317 1852">(1) 市の取組</p>	<p data-bbox="1380 1518 1849 1564">第33節 行政機能の保全</p> <p data-bbox="1380 1612 2362 1654">担当：人事課、総務管理課、財政課、用地管財課、危機管理課、会計課</p> <p data-bbox="1380 1682 1576 1717">1～2 (略)</p> <p data-bbox="1380 1770 1656 1806">3 それぞれの取組</p> <p data-bbox="1380 1816 1570 1852">(1) 市の取組</p>	<p data-bbox="2626 1812 2837 1848">県計画を踏まえた</p>																				

修正前	修正後	修正理由
<p>災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画に基づき、業務継続性の確保を図る。</p> <hr/> <p>また、実効性のある業務継続体制を確保するため<u>必要な人員や資機材等の確保や教育、訓練等を通じた体制整備に努める。</u></p> <hr/> <p>なお、個別の業務又は業務分野における業務継続について詳細事項等を定める必要がある場合は、本計画に従い、別途個別の詳細計画やマニュアル等を策定する。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画に基づき、業務継続性の確保を図る。</p> <p><u>特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。</u></p> <p><u>また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。</u></p> <p>なお、個別の業務又は業務分野における業務継続について詳細事項等を定める必要がある場合は、本計画に従い、別途個別の詳細計画やマニュアル等を策定する。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>修正（防災基本計画の反映）</p>

修正前	修正後	修正理由																		
<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害対策本部の組織・運営</p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市の組織体制及び職員の配備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置</p> <p>① 災害対策本部</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 災害対策本部設置時の体制及び配備基準</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="240 978 1344 1522"> <thead> <tr> <th>配備名</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一配備</td> <td>① 市内で震度5強の揺れを観測したとき ② 津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報又は津波警報が発表されたとき ③ 市域に相当規模の災害が発生、又は発生が予想され市長が必要と認めたとき</td> <td>概ね 全職員の1/2の数の職員が従事する。</td> </tr> <tr> <td>第二配備</td> <td>① 市内で震度6弱以上の揺れを観測したとき又は第一配備体制では対処できないとき ② 市長が必要と認めたとき</td> <td>全職員が従事する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ～カ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	配備名	配備基準	配備体制	第一配備	① 市内で震度5強の揺れを観測したとき ② 津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報又は津波警報が発表されたとき ③ 市域に相当規模の災害が発生、又は発生が予想され市長が必要と認めたとき	概ね 全職員の1/2の数の職員が従事する。	第二配備	① 市内で震度6弱以上の揺れを観測したとき又は第一配備体制では対処できないとき ② 市長が必要と認めたとき	全職員が従事する。	<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害対策本部の組織・運営</p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市の組織体制及び職員の配備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置</p> <p>① 災害対策本部</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 災害対策本部設置時の体制及び配備基準</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1486 978 2591 1522"> <thead> <tr> <th>配備名</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一配備</td> <td>市域に相当規模の災害が発生し、又は発生が予想された場合で、市長が必要と認めたとき。</td> <td>おおむね全職員の1/2の数の職員が従事する。</td> </tr> <tr> <td>第二配備</td> <td>① 市内で震度5強以上の揺れを観測したとき ② 津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報又は津波警報が発表されたとき ③ 第一配備体制では対処できないとき ④ 市長が必要と認めたとき</td> <td>全職員が従事する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ～カ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	配備名	配備基準	配備体制	第一配備	市域に相当規模の災害が発生し、又は発生が予想された場合で、市長が必要と認めたとき。	おおむね全職員の1/2の数の職員が従事する。	第二配備	① 市内で震度5強以上の揺れを観測したとき ② 津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報又は津波警報が発表されたとき ③ 第一配備体制では対処できないとき ④ 市長が必要と認めたとき	全職員が従事する。	<p style="text-align: center;">時点修正</p>
配備名	配備基準	配備体制																		
第一配備	① 市内で震度5強の揺れを観測したとき ② 津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報又は津波警報が発表されたとき ③ 市域に相当規模の災害が発生、又は発生が予想され市長が必要と認めたとき	概ね 全職員の1/2の数の職員が従事する。																		
第二配備	① 市内で震度6弱以上の揺れを観測したとき又は第一配備体制では対処できないとき ② 市長が必要と認めたとき	全職員が従事する。																		
配備名	配備基準	配備体制																		
第一配備	市域に相当規模の災害が発生し、又は発生が予想された場合で、市長が必要と認めたとき。	おおむね全職員の1/2の数の職員が従事する。																		
第二配備	① 市内で震度5強以上の揺れを観測したとき ② 津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報又は津波警報が発表されたとき ③ 第一配備体制では対処できないとき ④ 市長が必要と認めたとき	全職員が従事する。																		

修正前	修正後	修正理由
<p>(1) 他市町村に対する要請</p> <p>市長は、大規模な災害が発生した場合において、市のみでは十分な応急対策が実施できないと認めるときは、他市町村との災害時相互応援協定に基づき応援を要請する。応援要請は文書で行うものとするが、文書によるいとまがない場合は、<u>とりあえず口頭又は電話等で要請する。</u></p> <p>_____</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>(1) 他市町村に対する要請</p> <p>市長は、大規模な災害が発生した場合において、市のみでは十分な応急対策が実施できないと認めるときは、他市町村との災害時相互応援協定に基づき応援を要請する。応援要請は文書で行うものとするが、文書によるいとまがない場合は、<u>電話等により要請を行い、その後速やかに文書を送付するものとする。</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p>
<p>第3節 災害時の通信確保</p> <p>担当：情報収集・統括班、災害対策班（各区総合事務所）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 大津波警報・津波警報・津波注意報及び避難情報等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等の要配慮者にも確実に伝達できるよう、防災行政無線_____、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ（ケーブルテレビを含む）、有線放送、ラジオ（エフエム上越株を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第3節 災害時の通信確保</p> <p>担当：情報収集・統括班、災害対策班（各区総合事務所）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 大津波警報・津波警報・津波注意報及び避難情報等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等の要配慮者にも確実に伝達できるよう、防災行政無線<u>（戸別受信機を含む。）</u>、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ（ケーブルテレビを含む）、有線放送、ラジオ（エフエム上越株を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>
<p>第4節 被災状況等の収集伝達</p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、被害状況集約班、被害状況調査班、一般被害調査班、土木班、農林水産班、産業観光班、生活環境班、教育班、ガス水道班、災害対策班（各区総合事務所）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第4節 被災状況等の収集伝達</p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、被害状況集約班、被害状況調査班、一般被害調査班、土木班、農林水産班、産業観光班、生活環境班、教育班、ガス水道班、災害対策班（各区総合事務所）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由																																
<p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被害が発生した場合、可能な限り消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及びヘリコプターによる画像撮影等により被災地情報を収集する。</p> <p>また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）、国土交通省北陸地方整備局_____に対し被災状況の調査を要請_____する。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被害が発生した場合、可能な限り消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及びヘリコプターによる画像撮影等により被災地情報を収集する。</p> <p>また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）、国土交通省北陸地方整備局、JAXA等に対してヘリコプター、巡視船艇、人工衛星等による情報収集を依頼する。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>																																
<p>第5節 災害時の放送</p> <p>担当：広報・記録班、情報収集・統括班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急放送の要請</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 全県波放送局の連絡先</p> <table border="1" data-bbox="210 1339 943 1703"> <thead> <tr> <th>局名</th> <th>情報受信責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本放送協会</td> <td>放送部長</td> </tr> <tr> <td>(株)新潟放送</td> <td>報道担当部長</td> </tr> <tr> <td>(株)新潟総合テレビ</td> <td>報道制作部長</td> </tr> <tr> <td>(株)テレビ新潟放送網</td> <td>報道部長</td> </tr> <tr> <td>(株)新潟テレビ21</td> <td>報道グループ長</td> </tr> <tr> <td>(株)エフエムラジオ新潟</td> <td>放送営業部次長</td> </tr> <tr> <td>新潟県民エフエム放送(株)</td> <td>編成制作部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) その他緊急を要する情報の提供</p> <p>市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。</p>	局名	情報受信責任者	日本放送協会	放送部長	(株)新潟放送	報道担当部長	(株)新潟総合テレビ	報道制作部長	(株)テレビ新潟放送網	報道部長	(株)新潟テレビ21	報道グループ長	(株)エフエムラジオ新潟	放送営業部次長	新潟県民エフエム放送(株)	編成制作部長	<p>第5節 災害時の放送</p> <p>担当：広報・記録班、情報収集・統括班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急放送の要請</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 全県波放送局の連絡先</p> <table border="1" data-bbox="1457 1339 2190 1703"> <thead> <tr> <th>局名</th> <th>情報受信責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本放送協会</td> <td>放送部長</td> </tr> <tr> <td>(株)新潟放送</td> <td>報道担当部長</td> </tr> <tr> <td>(株)新潟総合テレビ</td> <td>報道制作部長</td> </tr> <tr> <td>(株)テレビ新潟放送網</td> <td>報道部長</td> </tr> <tr> <td>(株)新潟テレビ21</td> <td>報道グループ長</td> </tr> <tr> <td>(株)エフエムラジオ新潟</td> <td>放送事業本部副本部長</td> </tr> <tr> <td>新潟県民エフエム放送(株)</td> <td>編成制作部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) その他緊急を要する情報の提供</p> <p>市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。</p>	局名	情報受信責任者	日本放送協会	放送部長	(株)新潟放送	報道担当部長	(株)新潟総合テレビ	報道制作部長	(株)テレビ新潟放送網	報道部長	(株)新潟テレビ21	報道グループ長	(株)エフエムラジオ新潟	放送事業本部副本部長	新潟県民エフエム放送(株)	編成制作部長	<p>県計画を踏まえた修正（時点修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）</p>
局名	情報受信責任者																																	
日本放送協会	放送部長																																	
(株)新潟放送	報道担当部長																																	
(株)新潟総合テレビ	報道制作部長																																	
(株)テレビ新潟放送網	報道部長																																	
(株)新潟テレビ21	報道グループ長																																	
(株)エフエムラジオ新潟	放送営業部次長																																	
新潟県民エフエム放送(株)	編成制作部長																																	
局名	情報受信責任者																																	
日本放送協会	放送部長																																	
(株)新潟放送	報道担当部長																																	
(株)新潟総合テレビ	報道制作部長																																	
(株)テレビ新潟放送網	報道部長																																	
(株)新潟テレビ21	報道グループ長																																	
(株)エフエムラジオ新潟	放送事業本部副本部長																																	
新潟県民エフエム放送(株)	編成制作部長																																	

修正前	修正後	修正理由								
<p>同ルートにより伝達する情報は、法に基づく避難勧告、避難指示の発表及び解除とする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 業務の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 災害に関する警報等の周知 ↓ ■ 緊急警報放送 ↓ ■ 避難指示 _____ ↓ ■ 災害関連番組の編成 <p>3 各放送機関の災害時の放送（全県波放送局）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難指示 _____ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>同ルートにより伝達する情報は、法に基づく避難指示（緊急）の発令及び解除とする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 業務の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 災害に関する警報等の周知 ↓ ■ 緊急警報放送 ↓ ■ 避難指示（緊急） _____ ↓ ■ 災害関連番組の編成 <p>3 各放送機関の災害時の放送（全県波放送局）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難指示（緊急） _____ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）</p> <p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）</p>								
<p style="text-align: center;">第6節 広報・広聴活動</p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、災害対策班（各区総合事務所）</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容 (略)</p> <p>(1) 地震又は津波発生直後における広報（地震又は津波発生後概ね3～4時間以内）</p> <table border="1" data-bbox="142 1564 1347 1864"> <tr> <td data-bbox="142 1564 409 1774">新潟地方気象台</td> <td data-bbox="409 1564 1347 1774"> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁及び県等が観測した地震や津波観測に基づく情報（地震・津波に関する警報等の情報 _____）を関係機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。 ・必要に応じて、県、市、報道機関等に対し、地震・津波に関する _____ 説明会を開催する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="142 1774 409 1864">高田河川国道事務所 県</td> <td data-bbox="409 1774 1347 1864">(略)</td> </tr> </table>	新潟地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁及び県等が観測した地震や津波観測に基づく情報（地震・津波に関する警報等の情報 _____）を関係機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。 ・必要に応じて、県、市、報道機関等に対し、地震・津波に関する _____ 説明会を開催する。 	高田河川国道事務所 県	(略)	<p style="text-align: center;">第6節 広報・広聴活動</p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、災害対策班（各区総合事務所）</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容 (略)</p> <p>(1) 地震又は津波発生直後における広報（地震又は津波発生後概ね3～4時間以内）</p> <table border="1" data-bbox="1389 1564 2594 1864"> <tr> <td data-bbox="1389 1564 1656 1774">新潟地方気象台</td> <td data-bbox="1656 1564 2594 1774"> <ul style="list-style-type: none"> ・ _____ 地震や津波観測に基づく情報（緊急地震速報（警報）、大津波警報、津波警報・注意報、津波予報及び地震情報）を関係機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。 ・必要に応じて、県、市、報道機関等に対し津波警報等、津波予報及び地震・津波等の現象の状況に関する説明会を開催する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 1774 1656 1864">高田河川国道事務所 県</td> <td data-bbox="1656 1774 2594 1864">(略)</td> </tr> </table>	新潟地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・ _____ 地震や津波観測に基づく情報（緊急地震速報（警報）、大津波警報、津波警報・注意報、津波予報及び地震情報）を関係機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。 ・必要に応じて、県、市、報道機関等に対し津波警報等、津波予報及び地震・津波等の現象の状況に関する説明会を開催する。 	高田河川国道事務所 県	(略)	<p>県計画を踏まえた修正（記載内容の精査）</p>
新潟地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁及び県等が観測した地震や津波観測に基づく情報（地震・津波に関する警報等の情報 _____）を関係機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。 ・必要に応じて、県、市、報道機関等に対し、地震・津波に関する _____ 説明会を開催する。 									
高田河川国道事務所 県	(略)									
新潟地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・ _____ 地震や津波観測に基づく情報（緊急地震速報（警報）、大津波警報、津波警報・注意報、津波予報及び地震情報）を関係機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。 ・必要に応じて、県、市、報道機関等に対し津波警報等、津波予報及び地震・津波等の現象の状況に関する説明会を開催する。 									
高田河川国道事務所 県	(略)									

修正前		修正後		修正理由
市	<ul style="list-style-type: none"> 市民に対する避難指示_____ 津波発生の危険性がある場合は、沿岸地域の住民等に防災行政無線及び広報車等で避難指示_____を緊急伝達する。 町内会、自主防災組織、消防団及び県警察等の協力を得て、避難、医療、救護等の情報を漏れなく伝達する。 津波の規模が大きく被害が甚大な場合、市長は必要に応じ、報道機関を通じて市民等に説明する。 災害が発生する危険性がある場合には、危険地域の住民に対し、避難指示_____を広報車_____及び防災行政無線_____等で広報するとともに、町内会、自主防災組織、消防団及び県警察等の協力を得て漏れなく伝達する。 	市	<ul style="list-style-type: none"> 市民に対する避難指示(緊急) 津波発生の危険性がある場合は、沿岸地域の住民等に防災行政無線及び広報車等で避難指示(緊急)を緊急伝達する。 町内会、自主防災組織、消防団及び県警察等の協力を得て、避難、医療、救護等の情報を漏れなく伝達する。 津波の規模が大きく被害が甚大な場合、市長は必要に応じ、報道機関を通じて市民等に説明する。 災害が発生する危険性がある場合には、危険地域の住民に対し、避難指示(緊急)を広報車、新潟県総合防災情報システム、Lアラート(災害情報共有システム)及び防災行政無線(戸別受信機を含む。)等で広報するとともに、町内会、自主防災組織、消防団及び県警察等の協力を得て漏れなく伝達する。 	県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)
報道機関	(略)	報道機関	(略)	
(2)~(4) (略)		(2)~(4) (略)		
4~6 (略)		4~6 (略)		
第7節 市民等の避難		第7節 市民等の避難		
担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、災害対策班（各区総合事務所）		担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、災害対策班（各区総合事務所）		
1 計画の方針 (1) 基本方針 津波災害は、第一波到達時間が短い場合もあるため、市民等は、揺れを感じたとき又は津波警報等を見聞きしたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。 市は、市民等の生命、身体を保護するため、関係機関から伝達を受けた津波警報等を、市民等に伝達するとともに、速やかに的確な避難指示_____等を行う。 (2) それぞれの責務 ① 市民の責務 ア～イ (略) ウ 市が発表する避難に関する情報を正しく理解し、的確に行動する。		1 計画の方針 (1) 基本方針 津波災害は、第一波到達時間が短い場合もあるため、市民等は、揺れを感じたとき又は津波警報等を見聞きしたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。 市は、市民等の生命、身体を保護するため、関係機関から伝達を受けた津波警報等を、市民等に伝達するとともに、速やかに的確な避難指示(緊急)等を行う。 (2) それぞれの責務 ① 市民の責務 ア～イ (略) ウ 市が発表する避難情報を_____を正しく理解し、的確に行動する。		県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)
区分	発表時の状況等	対象となる市民等	求める行動	
指示_____	・気象庁から津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報、津波警報が発表された	・沿岸部や川沿いにいる人	・ただちに避難場所(高台や避難ビルなど安全な場所)に避難する	
指示(緊急)	・気象庁から津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報、津波警報が発表された	・沿岸部や川沿いにいる人	・ただちに避難場所(高台や避難ビルなど安全な場所)に避難する	県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)

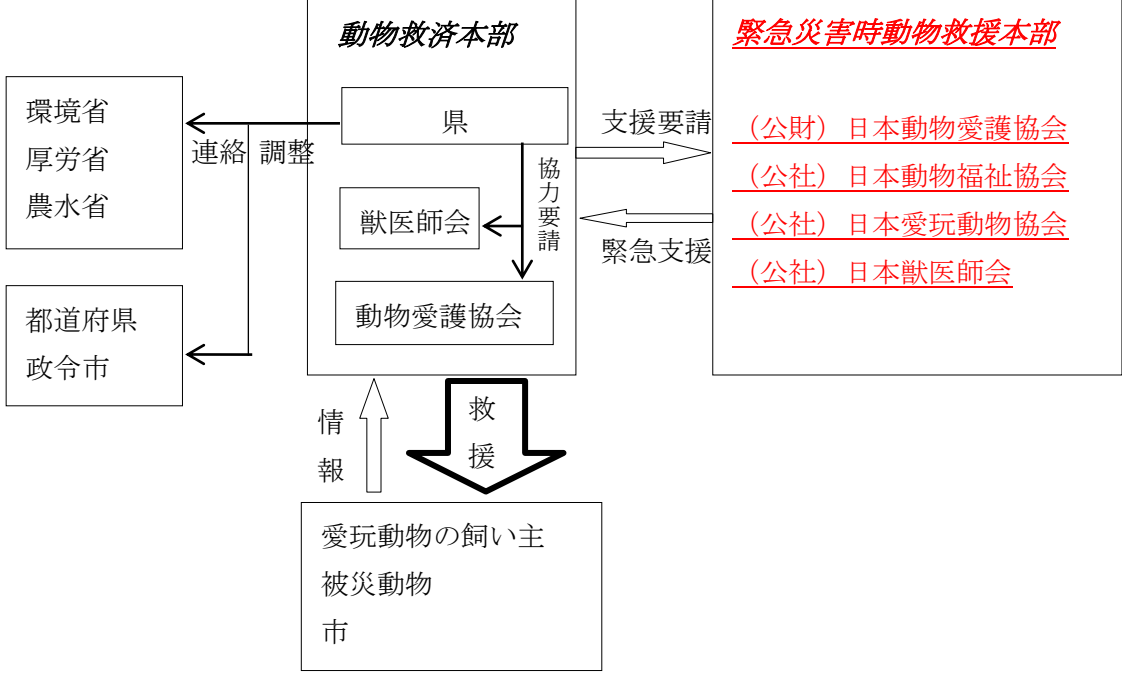
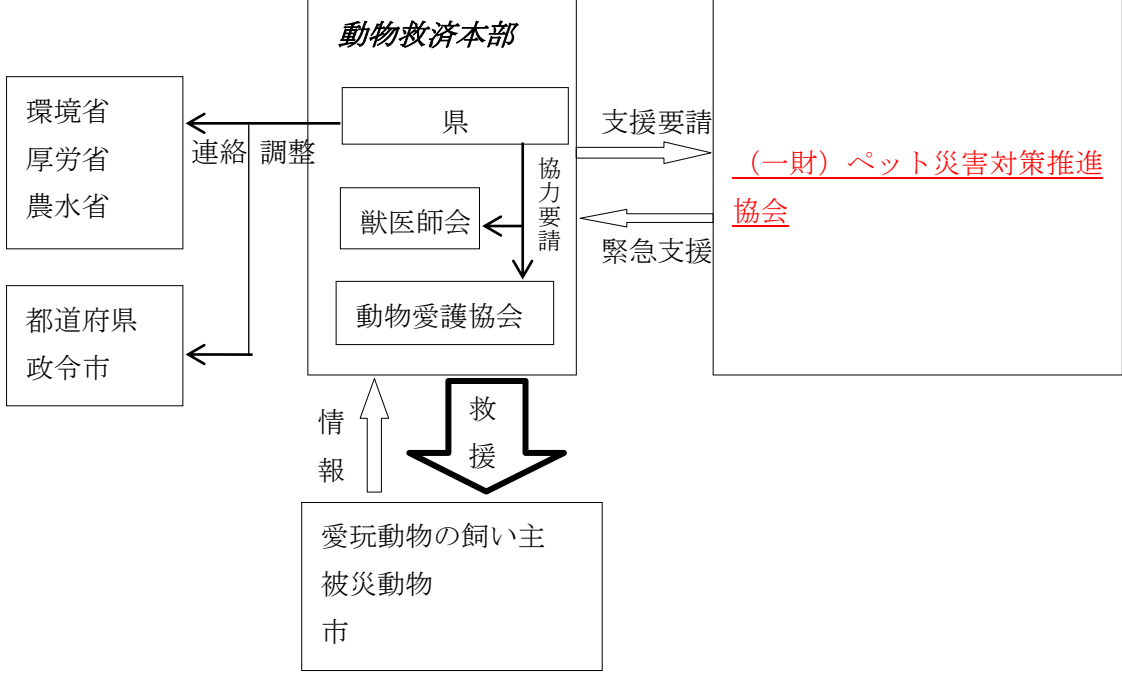
修正前				修正後				修正理由
	とき				とき			
	・気象庁から津波予報区「新潟県上中下越」に津波注意報が発表されたとき	・海の中や海岸にいる人	・ただちに海から上がって、海岸から離れる		・気象庁から津波予報区「新潟県上中下越」に津波注意報が発表されたとき	・海の中や海岸にいる人	・ただちに海から上がって、海岸から離れる	
エ (略)				エ (略)				県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映 等）
② (略)				② (略)				
③ 市の責務				③ 市の責務				県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映 等）
ア 津波警報等を迅速かつ正確に、市民等に伝達する。伝達に際しては、市防災行政無線_____、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ（ケーブルテレビを含む。）、有線放送、ラジオ（エフエム上越俣を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等の多様な情報伝達手段を活用して行う。				ア 津波警報等を迅速かつ正確に、市民等に伝達する。伝達に際しては、市防災行政無線（戸別受信機を含む）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ（ケーブルテレビを含む。）、有線放送、ラジオ（エフエム上越俣を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等の多様な情報伝達手段を活用して行う。				
イ 津波警報等を覚知した場合、速やかに的確な避難指示_____を行う。市は指示を行った場合には県に報告する。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示_____を発表する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、避難行動を補完する情報を市民等に伝達する。				イ 津波警報等を覚知した場合、速やかに的確な避難指示（緊急）を行う。市は指示を行った場合には県に報告する。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、避難行動を補完する情報を市民等に伝達する。				
ウ 避難指示_____の発表に当たっては、居住者等が短時間に認識できる情報量を考慮して定め、伝達例文やひな形を整理するなど、具体的でわかりやすい内容で発表する。このとき、高齢者や障害者等の避難行動要支援者や一時滞在者に配慮する。				ウ 避難指示（緊急）の発令に当たっては、居住者等が短時間に認識できる情報量を考慮して定め、伝達例文やひな形を整理するなど、具体的でわかりやすい内容で発令する。このとき、高齢者や障害者等の避難行動要支援者や一時滞在者に配慮する。				
エ 避難指示を_____しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、助言を求める。				エ 避難指示（緊急）等又は屋内での退避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、助言を求める。				
オ (略)				オ (略)				
カ 避難の必要がなくなったときは、避難指示_____の解除を公示し、県に報告する				カ 避難の必要がなくなったときは、避難指示（緊急）の解除を公示し、県に報告する				
キ 二次災害※の危険性がある場合は、速やかに当該地区の市民等に避難を指示又は勧告_____する。 ※津波、浸水、土砂災害、雪崩、火災の延焼、危険物等の漏洩等				キ 二次災害※の危険性がある場合は、速やかに当該地区の市民等に避難指示 又は避難勧告（緊急）を発令する。 ※津波、浸水、土砂災害、雪崩、火災の延焼、危険物等の漏洩等				
④ 県の責務				④ 県の責務				
ア (略)				ア (略)				
イ 市から避難を指示しようとする場合に助言を求められたときは、その所掌事務に関して必要な助言をする。				イ 県は、市が行う避難指示（緊急）等又は屋内での退避等の安全確保の指示に関し、時機を失することなく避難指示（緊急）等が発令されるよう、積極的に助言する。				
ウ～カ (略)				ウ～カ (略)				
キ 市の避難に関する情報の発表状況を被害状況と共に集約し、総務省消防庁に報告すると共に、報道機関や県ホームページを通じて公表する。				キ 市の避難指示（緊急）の発令状況を被害状況と共に集約し、総務省消防庁に報告すると共に、報道機関や県ホームページを通じて公表する。				
ク～コ (略)				ク～コ (略)				
⑤ (略)				⑤ (略)				
⑥ その他防災関係機関等				⑥ その他防災関係機関等				県計画を踏まえた

修正前	修正後	修正理由
<p>新潟地方気象台は、津波警報等を発表したときは、直ちにその警報事項を関係機関に通知しなければならない。</p> <p>市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に避難のための立退きを指示することができる。立退き先を指示したときは、直ちに市長に通知するものとする。</p> <p>水防管理者は、津波によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示することができる。</p> <p>指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕の長又は指定地方行政機関の長は、市長から避難指示____等の安全確保措置を指示しようとする場合に助言を求められたときは、その所掌事務に関して必要な助言をするものとする。</p> <p>(3) 主な取組 市民等の迅速な自主的避難とそのための津波警報等の伝達、避難指示_____の実施及び安全を確保した避難誘導等により、人的被害発生を防止する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 積雪期の対応 ① 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、確実に<u>避難に関する情報等</u>を伝達するよう留意する。 ②～③ (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>避難に関する情報（避難指示）の発表基準</u> (1) <u>発表基準</u> (略) (2) (略)</p> <p>6 業務の体系 ■ 津波警報等の伝達 ↓ ■ <u>避難に関する情報の発表、伝達</u> ↓ ■ 避難場所（高台や避難ビルなど安全な場所）への避難 ↓ ■ 避難誘導 ↓ ■ 孤立対策</p>	<p>新潟地方気象台は、津波警報等を発表したときは、直ちにその警報事項を関係機関に通知しなければならない。</p> <p>市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に避難のための立退きを指示することができる。立退き先を指示したときは、直ちに市長に通知するものとする。</p> <p>水防管理者は、津波によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示することができる。</p> <p>指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕の長又は指定地方行政機関の長は、市長から避難指示<u>（緊急）</u>等の安全確保措置を指示しようとする場合に助言を求められたときは、その所掌事務に関して必要な助言をするものとする。</p> <p>(3) 主な取組 市民等の迅速な自主的避難とそのための津波警報等の伝達、避難指示<u>（緊急）</u>の実施及び安全を確保した避難誘導等により、人的被害発生を防止する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 積雪期の対応 ① 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、確実に<u>避難指示（緊急）</u>を伝達するよう留意する。 ②～③ (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>避難指示（緊急）_____の発令基準</u> (1) <u>発令基準</u> (略) (2) (略)</p> <p>6 業務の体系 ■ 津波警報等の伝達 ↓ ■ <u>避難指示（緊急）の発令、伝達</u> ↓ ■ 避難場所（高台や避難ビルなど安全な場所）への避難 ↓ ■ 避難誘導 ↓ ■ 孤立対策</p>	<p>修正（避難情報の名称変更）</p> <p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）</p> <p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）</p> <p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）</p> <p>県計画を踏まえた修正（避難情報の名称変更）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>7 業務の内容</p> <p>(1) 津波警報等の伝達 (略)</p> <p>・二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 ・二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 注) 関係防災機関は、伝達体性を確立しておき、迅速な伝達に努める。</p> <p>(2) 避難に関する情報の発表、伝達 避難に関する情報の発表は、状況に応じて次の事項を明示して行うものとし、防災行政無線、防災ラジオ等による伝達のほか、町内会、自主防災組織、消防団、上越地域消防事務組合、県警察及び報道機関等の協力を得て、直ちに対象となる地域の市民等に伝達し、避難の周知徹底を図る。</p> <p>・避難対象地域 ・避難先 ・避難経路 ・避難の理由 ・避難時の注意事項</p> <p>(3)~(6) (略)</p>	<p>7 業務の内容</p> <p>(1) 津波警報等の伝達 (略)</p> <p>注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。</p> <p>(2) 避難指示(緊急)の発令、伝達 避難指示(緊急)の発令は、状況に応じて次の事項を明示して行うものとし、防災行政無線(戸別受信機を含む)、防災ラジオ等による伝達のほか、町内会、自主防災組織、消防団、上越地域消防事務組合、県警察及び報道機関等の協力を得て、直ちに対象となる地域の市民等に伝達し、避難の周知徹底を図る。</p> <p>・避難対象地域 ・避難先 ・避難経路 ・避難の理由 ・避難時の注意事項</p> <p>(3)~(6) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正(避難情報の名称変更)</p>
<p>第8節 要配慮者の応急対策</p>	<p>第8節 要配慮者の応急対策</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、ボランティア班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～⑦ 県の責務</p> <p>県は、市等からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員_____等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、市、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。</p> <p>また、市が行う情報を得にくい外国人、視聴覚障害者等への情報提供を支援する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、ボランティア班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～⑦ 県の責務</p> <p>県は、市等からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員、<u>災害福祉支援チーム</u>等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、市、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。</p> <p>また、市が行う情報を得にくい外国人、視聴覚障害者等への情報提供を支援する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（県の協定締結に伴う修正）</p>
<p>第9節 避難所の運営</p> <p>担当：避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、ボランティア班、産業観光班、生活環境班、ガス水道班、災害対策班（各区総合事務所）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難所運営の留意点</p> <p>① 一般的事項</p> <p>ア～サ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>② 男女共同参画の視点に立った避難所運営</p> <p>(略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。特に男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配付、<u>巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保</u>など、男女の人権を尊重して、男女それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮するとともに、夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努めるものとする。</p> <p>(5) 要配慮者への配慮</p> <p>① (略)</p>	<p>第9節 避難所の運営</p> <p>担当：避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、ボランティア班、産業観光班、生活環境班、ガス水道班、災害対策班（各区総合事務所）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難所運営の留意点</p> <p>① 一般的事項</p> <p>ア～サ (略)</p> <p><u>シ 巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性を確保する。</u></p> <p>② 男女共同参画の視点に立った避難所運営</p> <p>(略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。特に男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布_____など、男女の人権を尊重して、男女それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮するとともに、夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努めるものとする。</p> <p>(5) 要配慮者への配慮</p> <p>① (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（記載位置の変更）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言修正、記載位置の変更）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>■ 公衆浴場の再開支援 ↓ ■ 旅館組合等 _____ への協力要請 ↓ ■ 仮設入浴施設の設置</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 旅館組合 _____ 等への協力要請 市は、市内の旅館組合等 _____ 等への協力要請を行い、市のみでは入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>■ 公衆浴場の再開支援 ↓ ■ 新潟県生活衛生同業組合連合会への協力要請 ↓ ■ 仮設入浴施設の設置</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県生活衛生同業組合連合会等への協力要請 市は、市内の新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合等への協力要請を行い、市のみでは入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（県の協定締結に伴う修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（県の協定締結に伴う修正）</p>
<p style="text-align: center;">第12節 愛玩動物の保護対策</p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を<u>伴い</u> 指定避難所に避難してくることが予想される。 県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や（公社）新潟県獣医師会、（一社）新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、（公社）新潟県獣医師会、（一社）新潟県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 飼い主の責務 ア 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を<u>同伴</u>して避難できるよう、<u>且ごろ</u>からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 イ (略)</p> <p>② 市の責務 ア (略) イ 指定避難所を設置するに当たり、動物<u>同伴</u>の _____ 避難者を受け入れられる施設を設置するなど市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 ウ 避難訓練時には、動物の<u>同伴</u> _____ にも配慮する。</p>	<p style="text-align: center;">第12節 愛玩動物の保護対策</p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を<u>同行</u>して指定避難所に避難してくることが予想される。 県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や（公社）新潟県獣医師会、（一社）新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、（公社）新潟県獣医師会、（一社）新潟県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 飼い主の責務 ア 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物と<u>同行</u>して避難できるよう、<u>且頃</u>からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 イ (略)</p> <p>② 市の責務 ア (略) イ 指定避難所を設置するに当たり、動物を<u>同行</u>した避難者を受け入れられる施設を設置するなど市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 ウ 避難訓練時には、動物の<u>同行</u>避難にも配慮する。</p>	<p>県計画を踏まえた修正（国のガイドラインの記述に統一）</p> <p>県計画を踏まえた修正（国のガイドラインの記述に統一）</p> <p>県計画を踏まえた修正（国のガイドラインの記述に統一）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>③ 県の責務 ア～カ (略) キ 必要に応じ、国、都道府県、政令市及び<u>緊急災害時動物救援本部</u>への連絡調整及び要請を行う。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 動物救済本部の責務 必要に応じ、<u>緊急災害時動物救援本部</u>に応援を要請し、次の活動を行う。 ア～ク (略)</p> <p>2 組織体系 県、県獣医師会、県動物愛護協会の3者で動物救済本部を立ち上げ、動物救援活動を実施する。必要に応じ<u>緊急災害時動物救援本部</u>に支援を要請する。</p> 	<p>③ 県の責務 ア～カ (略) キ 必要に応じ、国、都道府県、政令市及び<u>一般財団法人ペット災害対策推進協会</u>への連絡調整及び要請を行う。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 動物救済本部の責務 必要に応じ、<u>一般財団法人ペット災害対策推進協会</u>に応援を要請し、次の活動を行う。 ア～ク (略)</p> <p>2 組織体系 県、県獣医師会、県動物愛護協会の3者で動物救済本部を立ち上げ、動物救援活動を実施する。必要に応じ<u>一般財団法人ペット災害対策推進協会</u>に支援を要請する。</p> 	<p>一) 県計画を踏まえた修正 (組織改編)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (組織改編)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (組織改編)</p>
<p>第13節 食料・生活必需品等供給対策</p> <p>担当：食料調達班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班、物資調達・輸送班</p> <p>1 計画の方針 (1)～(2) (略) (3) 主な取組</p>	<p>第13節 食料・生活必需品等供給対策</p> <p>担当：食料調達班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班、物資調達・輸送班</p> <p>1 計画の方針 (1)～(2) (略) (3) 主な取組</p>	<p>字句修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>地震又は津波発生直後は、被災地の道路・空間を人命救助に最優先で充てるため、指定避難所等にあらかじめ配備されているもの及び緊急を要するものを除き、公的な食料及び物資等の輸送・配付は、概ね地震又は津波発生12時間後からとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 生活必需品 医薬品(風邪薬、胃腸薬等一般的なもの) _____、 乳児用粉ミルク _____、おむつ(子ども・成人用)、生理用品、毛布、仮設トイレ等の供給は需要の把握から概ね12時間以内に、その他一般的な物資の供給は概ね24時間以内に行うことを目標とする。</p> <p>(4)~(5) (略)</p> <p>2~3 (略)</p>	<p>地震又は津波発生直後は、被災地の道路・空間を人命救助に最優先で充てるため、指定避難所等にあらかじめ配備されているもの及び緊急を要するものを除き、公的な食料及び物資等の輸送・配布は、概ね地震又は津波発生12時間後からとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 生活必需品 医薬品(風邪薬、胃腸薬等一般的なもの) <u>及び衛生材料(ガーゼ、清浄綿、緊急手当て用品等)</u>、 乳児用粉ミルク <u>と使い捨て哺乳瓶</u>、おむつ(子ども・成人用)、生理用品、毛布、仮設トイレ等の供給は需要の把握から概ね12時間以内に、その他一般的な物資の供給は概ね24時間以内に行うことを目標とする。</p> <p>(4)~(5) (略)</p> <p>2~3 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(衛生材料の追加)</p>
<p>第14節 避難所外避難者の支援対策</p> <p>担当：情報収集・統括班、避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、ボランティア班、産業観光班、生活環境班、ガス水道班、災害対策班(各区総合事)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務 避難所外避難者の状況を調査し、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p> <p>③~④ (略)</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>2~3 (略)</p>	<p>第14節 避難所外避難者の支援対策</p> <p>担当：情報収集・統括班、避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、ボランティア班、産業観光班、生活環境班、ガス水道班、災害対策班(各区総合事)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務 避難所外避難者の状況を調査し、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p> <p>③~④ (略)</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>2~3 (略)</p>	<p>字句修正</p>
<p>第15節 こころのケア対策</p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班、教育班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第15節 こころのケア対策</p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班、教育班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 必要に応じて_____ケアチーム_____派遣等の支援を県に要請する。</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>エ 災害派遣精神医療チーム (DPAT) 等の体制整備に努める。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 精神保健福祉医療関係機関・団体の責務</p> <p>県の設置する「<u>こころのケア対策会議</u>」の構成員として、_____県が実施する<u>こころのケア</u>対策の取組を支援する。</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① (略)</p> <p>② 市は、津波発生から3日以内に<u>こころのケア</u>対策を検討し、指定避難所の開設が長期化すると予想される場合は、開設と同時に_____ケアチーム派遣等の支援を県に要請する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>医療救護(身体)チームと<u>こころのケア</u>チームとの関係図</p>	<p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 必要に応じて<u>こころのケア</u>チーム<u>(災害派遣精神医療チーム (DPAT) を含む。)</u>派遣等の支援を県に要請する。</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ こころのケア</u>チームを編成した時は、その旨を厚生労働省に報告する。</p> <p>オ (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 精神保健福祉医療関係機関・団体の責務</p> <p>県の設置する「<u>こころのケア</u>対策会議」の構成員として、<u>DPAT</u>及び<u>県</u>が実施する<u>こころのケア</u>対策の取組を支援する。</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① (略)</p> <p>② 市は、津波発生から3日以内に<u>こころのケア</u>対策を検討し、指定避難所の開設が長期化すると予想される場合は、開設と同時に<u>こころのケア</u>チーム派遣等の支援を県に要請する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>医療救護(身体)チームと<u>こころのケア</u>チームとの関係図</p>	<p>県計画を踏まえた修正 (DPAT の枠組みによる支援への統一)</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正 (DPAT の枠組みによる支援への統一)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (文言整理)</p>

修正前	修正後	修正理由												
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>												
<p>第16節 自衛隊への災害派遣要請</p> <p>担当：情報収集・統括班</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 災害派遣による救援活動の区分及び概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救援活動区分</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①被害状況の把握</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>②避難の援助</td> <td>避難の指示が発表され、避難及び立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。</td> </tr> </tbody> </table>	救援活動区分	概要	①被害状況の把握	(略)	②避難の援助	避難の指示が発表され、避難及び立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。	<p>第16節 自衛隊への災害派遣要請</p> <p>担当：情報収集・統括班</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 災害派遣による救援活動の区分及び概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救援活動区分</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①被害状況の把握</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>②避難の援助</td> <td>避難の指示が発令され、避難及び立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。</td> </tr> </tbody> </table>	救援活動区分	概要	①被害状況の把握	(略)	②避難の援助	避難の指示が発令され、避難及び立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。	<p>文言整理</p>
救援活動区分	概要													
①被害状況の把握	(略)													
②避難の援助	避難の指示が発表され、避難及び立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。													
救援活動区分	概要													
①被害状況の把握	(略)													
②避難の援助	避難の指示が発令され、避難及び立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。													

修正前		修正後		修正理由
③遭難者等の捜索・救助	(略)	③遭難者等の捜索・救助	(略)	
④水防活動	(略)	④水防活動	(略)	
⑤消防活動	(略)	⑤消防活動	(略)	
⑥障害物の排除	(略)	⑥障害物の排除	(略)	
⑦応急医療、救護及び防疫	(略)	⑦応急医療、救護及び防疫	(略)	
⑧人員及び物資の緊急輸送	(略)	⑧人員及び物資の緊急輸送	(略)	
⑨炊飯及び給水	(略)	⑨炊飯及び給水	(略)	
⑩救援物資の無償貸与又は譲与	(略)	⑩救援物資の無償貸与又は譲与	(略)	
⑪危険物等の保安及び除去	(略)	⑪危険物等の保安及び除去	(略)	
⑫その他	(略)	⑫その他	(略)	
6～8 (略)		6～8 (略)		
第17節 緊急輸送対策		第17節 緊急輸送対策		
担当：物資調達・輸送班、情報収集・統括班、調整・渉外班		担当：物資調達・輸送班、情報収集・統括班、調整・渉外班		
<p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務</p> <p>ア 車両、船舶等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確に_____し、県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配付を行う。</p> <p>エ (略)</p> <p>② 県の責務</p> <p>ア 道路等の被災情報に基づき、被災地に至る輸送施設、_____輸送拠点、備蓄拠点等の緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>③ 県警察の責務</p> <p>ア 緊急輸送道路の内、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内</p>		<p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務</p> <p>ア 車両、船舶等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確に<u>するとともに地域内輸送拠点を開設し</u>、県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配布を行う。</p> <p>エ (略)</p> <p>② 県の責務</p> <p>ア 道路等の被災情報に基づき、被災地に至る輸送施設、<u>広域物資輸送拠点</u>、備蓄拠点等の緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>③ 県警察の責務</p> <p>ア 緊急輸送道路の<u>うち</u>、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内</p>		<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） 字句修正</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた</p>

修正前	修正後	修正理由												
<p>外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。</p> <p>イ (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 輸送活動の優先順位は、次のとおりとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害発生後の各段階において優先されるもの</p> <table border="1" data-bbox="216 667 1344 982"> <tr> <td>第1段階 (災害発生直後初動期)</td> <td>①～④ (略) ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設及び____輸送拠点の応急復旧並び交通規制等に必要な人員及び物資</td> </tr> <tr> <td>第2段階 (応急対策活動期)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3段階 (復旧活動期)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 輸送中継基地の確保 (略) <輸送中継基地の機能> ①～④ (略) <輸送中継基地における市及び県の業務> ①～② (略) ③ ____中継基地から被災地内への物資配送用のトラックの調達 ④ (略) (4)～(5) (略)</p>	第1段階 (災害発生直後初動期)	①～④ (略) ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設及び____輸送拠点の応急復旧並び交通規制等に必要な人員及び物資	第2段階 (応急対策活動期)	(略)	第3段階 (復旧活動期)	(略)	<p>外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。</p> <p>イ (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 輸送活動の優先順位は、次のとおりとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害発生後の各段階において優先されるもの</p> <table border="1" data-bbox="1463 667 2591 982"> <tr> <td>第1段階 (災害発生直後初動期)</td> <td>①～④ (略) ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設及び<u>物資</u>輸送拠点の応急復旧並び交通規制等に必要な人員及び物資</td> </tr> <tr> <td>第2段階 (応急対策活動期)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3段階 (復旧活動期)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 輸送中継基地の確保 (略) <輸送中継基地の機能> ①～④ (略) <輸送中継基地における市及び県の業務> ①～② (略) ③ <u>輸送</u>中継基地から被災地内への物資配送用のトラックの調達 ④ (略) (4)～(5) (略)</p>	第1段階 (災害発生直後初動期)	①～④ (略) ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設及び <u>物資</u> 輸送拠点の応急復旧並び交通規制等に必要な人員及び物資	第2段階 (応急対策活動期)	(略)	第3段階 (復旧活動期)	(略)	<p>修正 (文言整理)</p> <p>文言整理</p> <p>県計画を踏まえた修正 (他箇所との整合)</p>
第1段階 (災害発生直後初動期)	①～④ (略) ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設及び____輸送拠点の応急復旧並び交通規制等に必要な人員及び物資													
第2段階 (応急対策活動期)	(略)													
第3段階 (復旧活動期)	(略)													
第1段階 (災害発生直後初動期)	①～④ (略) ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設及び <u>物資</u> 輸送拠点の応急復旧並び交通規制等に必要な人員及び物資													
第2段階 (応急対策活動期)	(略)													
第3段階 (復旧活動期)	(略)													
<p>第18節～第19節 (略)</p>	<p>第18節～第19節 (略)</p>													
<p>第20節 消火活動</p>	<p>第20節 消火活動</p>													

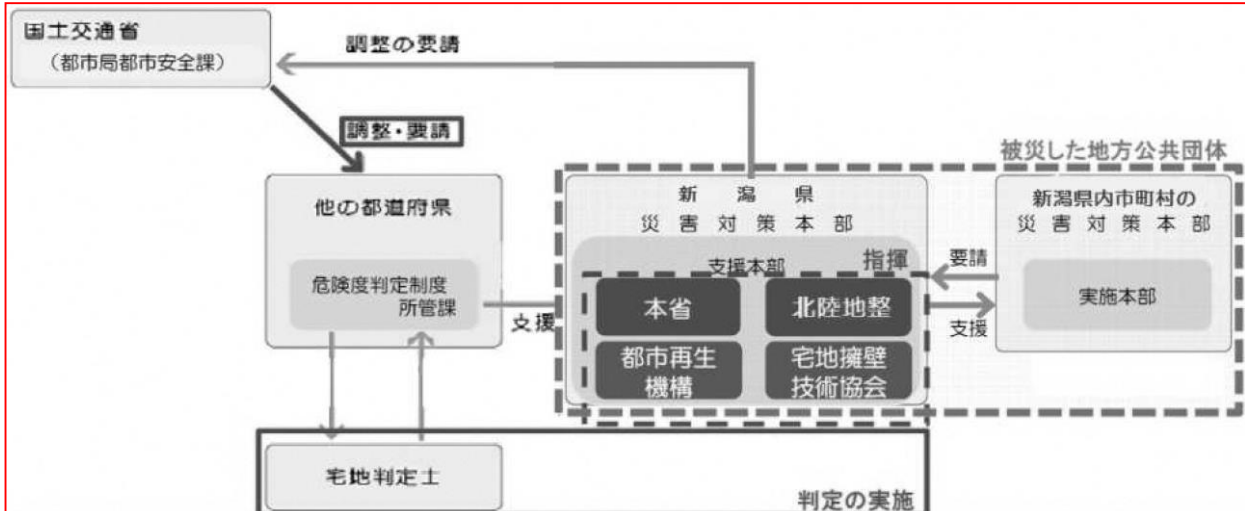
修正前	修正後	修正理由
<p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 積雪期の対応</p> <p>① 市民の対応</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、<u>平常時から除雪を行う。</u></p> <p>② 消防団及び上越地域消防事務組合の対応</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2～3 (略)</p>	<p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 積雪期の対応</p> <p>① 市民の対応</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 近所の消火栓・防火水槽等が_____雪で埋まっている場合は、<u>火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。</u></p> <p>② 消防団及び上越地域消防事務組合の対応</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。</u></p> <p>2～3 (略)</p>	<p>他編との整合</p> <p>他編との整合</p>
<p>第21節 (略)</p>	<p>第21節 (略)</p>	
<p>第22節 救急・救助活動</p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、土木班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 消防機関の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 緊急消防援助隊新潟県代表消防機関（新潟市消防局、代行：長岡市消防本部₂）は、消防の広域応援の必要がある場合は、上越地域消防事務組合及び県と協力してその対応に当たる。</p> <p>⑤ 県・県警察の責務</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 県災害対策本部保健医療教育部はドクターヘリの活動及び動態情報を把握し、統括調整部と連携して効率的かつ安全な<u>運行</u>に努める。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>第22節 救急・救助活動</p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、土木班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 消防機関の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 緊急消防援助隊新潟県代表消防機関（新潟市消防局、代行：長岡市消防本部₁）は、消防の広域応援の必要がある場合は、上越地域消防事務組合及び県と協力してその対応に当たる。</p> <p>⑤ 県・県警察の責務</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 県災害対策本部保健医療教育部はドクターヘリの活動及び動態情報を把握し、統括調整部と連携して効率的かつ安全な<u>運航</u>に努める。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>字句修正</p> <p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p>

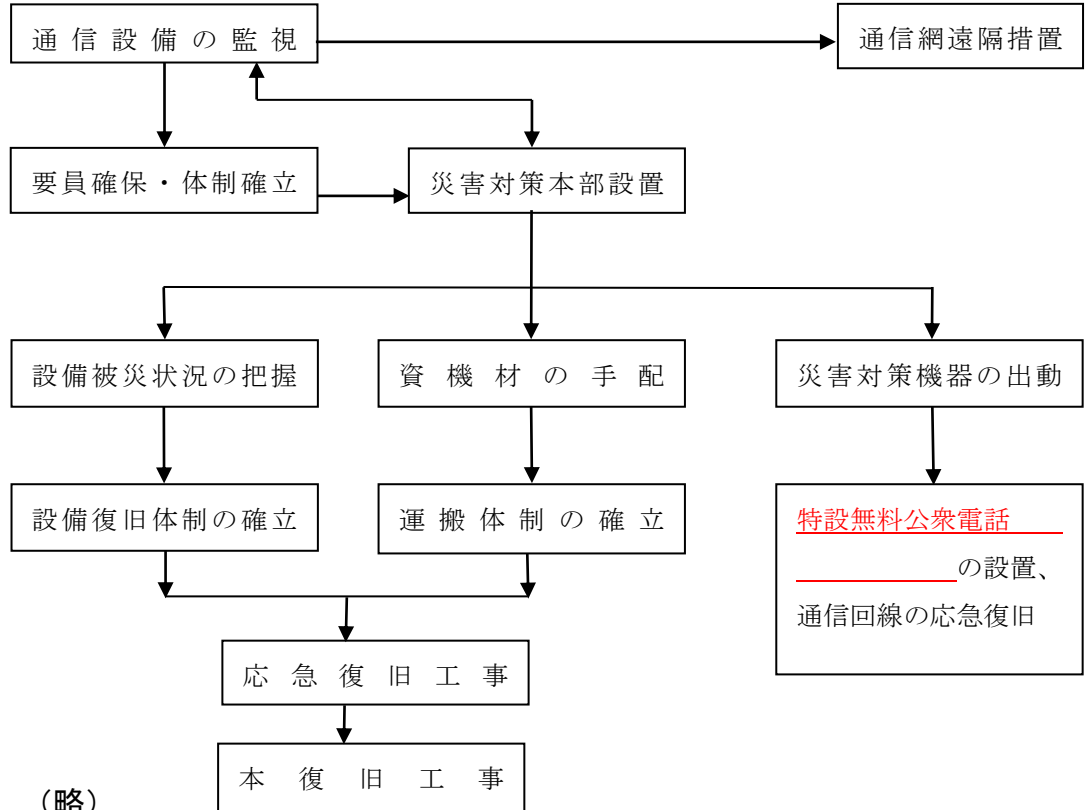
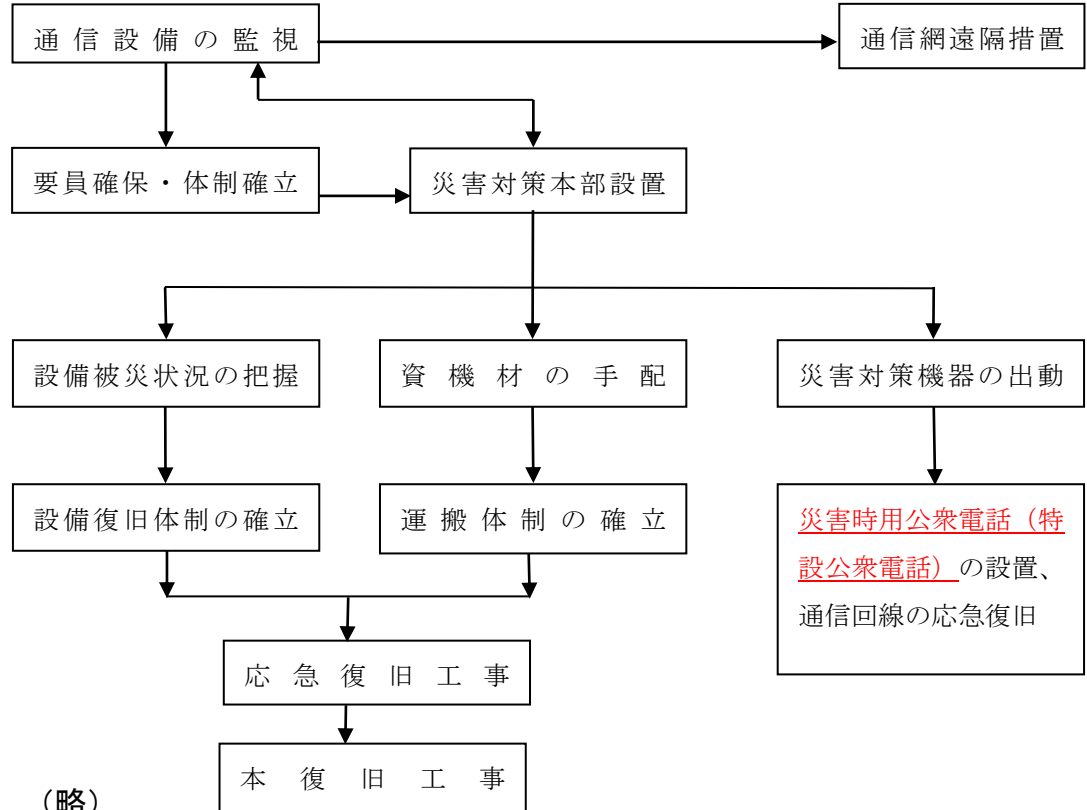
修正前	修正後	修正理由
2～4 (略)	2～4 (略)	
第23節～第24節 (略)	第23節～第24節 (略)	
<p data-bbox="130 506 706 558">第25節 防疫及び保健衛生対策</p> <p data-bbox="130 600 899 642">担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p data-bbox="130 674 338 705">1 計画の方針</p> <p data-bbox="130 716 394 884">(1) (略) (2) それぞれの責務 ①～② (略) ③ 県の責務</p> <p data-bbox="201 894 1353 1020">市を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地域における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施する_____。</p> <p data-bbox="130 1031 323 1062">(3)～(5) (略)</p> <p data-bbox="130 1115 323 1146">2～3 (略)</p>	<p data-bbox="1383 506 1952 558">第25節 防疫及び保健衛生対策</p> <p data-bbox="1383 600 2145 642">担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p data-bbox="1383 674 1590 705">1 計画の方針</p> <p data-bbox="1383 716 1647 884">(1) (略) (2) それぞれの責務 ①～② (略) ③ 県の責務</p> <p data-bbox="1448 894 2599 1020">市を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地域における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施するとともに、必要に応じて、これらの対策を円滑に実施するための調整を行う。</p> <p data-bbox="1383 1031 1576 1062">(3)～(5) (略)</p> <p data-bbox="1383 1115 1576 1146">2～3 (略)</p>	<p data-bbox="2626 852 2834 978">県計画を踏まえた修正（県の調整機能の追加）</p>
<p data-bbox="130 1178 602 1230">第26節 廃棄物処理対策</p> <p data-bbox="130 1272 869 1314">担当：生活環境班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p data-bbox="130 1346 338 1377">1 計画の方針</p> <p data-bbox="130 1388 394 1556">(1) (略) (2) それぞれの責務 ① (略) ② 市の責務</p> <p data-bbox="201 1566 368 1598">ア ごみ処理</p> <p data-bbox="231 1608 427 1640">(ア)～(イ) (略)</p> <p data-bbox="231 1650 1353 1734">(ウ) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、ごみの発生量の予測等、被害規模に応じた実施計画（ごみ処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。</p> <p data-bbox="231 1745 368 1776">(エ) (略)</p> <p data-bbox="231 1787 1353 1871">(オ) ごみの収集及び処理が困難と判断した場合は、_____近隣市町村、県に広域支援を要請する。</p>	<p data-bbox="1383 1178 1825 1230">第26節 廃棄物処理対策</p> <p data-bbox="1383 1272 2116 1314">担当：生活環境班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p data-bbox="1383 1346 1590 1377">1 計画の方針</p> <p data-bbox="1383 1388 1647 1556">(1) (略) (2) それぞれの責務 ① (略) ② 市の責務</p> <p data-bbox="1448 1566 1614 1598">ア ごみ処理</p> <p data-bbox="1478 1608 1673 1640">(ア)～(イ) (略)</p> <p data-bbox="1478 1650 2599 1734">(ウ) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、ごみの発生量の予測等、被害規模に応じた実行計画（ごみ処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。</p> <p data-bbox="1478 1745 1614 1776">(エ) (略)</p> <p data-bbox="1478 1787 2599 1871">(オ) ごみの収集及び処理が困難と判断した場合は、<u>速やかに</u>近隣市町村、県に広域支援を要請する。</p>	<p data-bbox="2626 1661 2834 1787">県計画を踏まえた修正（国指針と文言の統一）</p> <p data-bbox="2626 1797 2834 1871">県計画を踏まえた修正（文言整理）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(カ) (略)</p> <p>(キ) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。</p> <p>また、有害廃棄物の適切な分別・保管により_____環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。</p> <p>イ し尿処理</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（し尿処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。</p> <p>(エ) し尿の収集及び処理が困難と判断した場合は、_____近隣市町村、県に広域支援を要請する。</p> <p>ウ _____がれき処理</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) あらかじめ定める廃棄物処理計画（災害廃棄物処理対策）に基づき、被害規模に応じた実施計画（がれき処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 災害がれきの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り_____リサイクルに努める。</p> <p>(キ) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。また、有害廃棄物の適切な分別・保管により_____環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。</p> <p>(ク) (略)</p> <p>(ケ) 災害がれきの収集及び処理が困難と判断した場合は、_____近隣市町村、県に広域支援を要請する。</p> <p>③ 県の責務</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) し尿処理の対応</p>	<p>(カ) (略)</p> <p>(キ) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。</p> <p>また、有害廃棄物の適切な分別・保管により<u>安全の確保及び</u>環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。</p> <p>イ し尿処理</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた<u>実行</u>計画（し尿処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。</p> <p>(エ) し尿の収集及び処理が困難と判断した場合は、<u>速やかに</u>近隣市町村、県に広域支援を要請する。</p> <p>ウ <u>災害</u>がれき処理</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) あらかじめ定める廃棄物処理計画（災害廃棄物処理対策）に基づき、被害規模に応じた<u>実行</u>計画（がれき処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 災害がれきの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り<u>減量化と</u>リサイクルに努める。</p> <p>(キ) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。また、有害廃棄物の適切な分別・保管により<u>安全の確保及び</u>環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。</p> <p>(ク) (略)</p> <p>(ケ) 災害がれきの収集及び処理が困難と判断した場合は、<u>速やかに</u>近隣市町村、県に広域支援を要請する。</p> <p>③ 県の責務</p> <p><u>ア 必要に応じ災害廃棄物処理実行計画を策定する。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) し尿処理の対応</p>	<p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（国指針と文言の統一）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>字句修正</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（国指針で規定されているため追加）</p> <p>県計画を踏まえた</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>被災者は、仮設トイレの維持管理及び市のし尿収集に協力し、市はし尿処理の<u>実施</u>計画を策定するとともに市民に仮設トイレの使用方法、し尿収集の情報等を周知する。</p> <p>また、し尿の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、<u> </u>近隣市町村及び県に要請する。</p> <p>(2) 生活ごみ・粗大ごみ処理の対応</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 市</p> <p>ア 生活ごみ及び粗大ごみ処理の<u>実施</u>計画を策定し、指定避難所等のごみ収集体制を整備する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 災害ごみの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、<u> </u>近隣市町村及び県に要請し、必要に応じ一時保管場所の設置を行うとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートを確認する。</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) 災害がれき類処理の対応</p> <p>被災者は、市の指示に従い損壊家屋の解体後のがれき類の処理に協力し、市は、がれき類の処理体制を整備し、がれき類の一時保管場所を設置し管理するとともに、緊急を要する危険家屋の解体については必要に応じ県に自衛隊の災害派遣を要請する。また、がれき類の発生量を推計し、処理の<u>実施</u>計画を策定する。広域支援が必要な場合は、近隣市町村及び県に要請する。</p> <p>なお、がれきの処理に当たっては、市は市民に災害がれき類処理の方法を周知する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>被災者は、仮設トイレの維持管理及び市のし尿収集に協力し、市はし尿処理の<u>実行</u>計画を策定するとともに市民に仮設トイレの使用方法、し尿収集の情報等を周知する。</p> <p>また、し尿の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、<u>速やかに</u>近隣市町村及び県に要請する。</p> <p>(2) 生活ごみ・粗大ごみ処理の対応</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 市</p> <p>ア 生活ごみ及び粗大ごみ処理の<u>実行</u>計画を策定し、指定避難所等のごみ収集体制を整備する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 災害ごみの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、<u>速やかに</u>近隣市町村及び県に要請し、必要に応じ一時保管場所の設置を行うとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートを確認する。</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) 災害がれき類処理の対応</p> <p>被災者は、市の指示に従い損壊家屋の解体後のがれき類の処理に協力し、市は、がれき類の処理体制を整備し、がれき類の一時保管場所を設置し管理するとともに、緊急を要する危険家屋の解体については必要に応じ県に自衛隊の災害派遣を要請する。また、がれき類の発生量を推計し、処理の<u>実行</u>計画を策定する。広域支援が必要な場合は、近隣市町村及び県に要請する。</p> <p>なお、がれきの処理に当たっては、市は市民に災害がれき類処理の方法を周知する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>修正（国指針と文言の統一）</p> <p>県計画を踏まえた修正（国指針と文言を統一）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p>
<p>第27節～第28節 (略)</p>	<p>第27節～第28節 (略)</p>	
<p>第29節 被災建築物応急危険度判定</p> <p>担当：被災状況調査班、情報収集・統括班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア～カ (略)</p> <p><u> </u>（追加）</p>	<p>第29節 被災建築物応急危険度判定</p> <p>担当：被害状況調査班、情報収集・統括班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア～カ (略)</p> <p><u>キ 応急危険度判定の目的の周知徹底を図る（被災宅地危険度判定調査や住家被害認定調査など、他の調査との必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する）。</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(追加) ③～⑥ (略) (3)～(5) (略) 2～3 (略)</p>	<p>ク 判定結果に対する相談窓口を設置する。 ③～⑥ (略) (3)～(5) (略) 2～3 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p>
<p>第30節 被災宅地危険度判定</p> <p>担当：被災状況調査班、情報収集・統括班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、市から支援要請を受けた場合は、宅地判定士_____に協力を要請する等、支援措置を講じる。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 知事は、市長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し危険度判定の実施のために支援を要請する。</p> <p>④ 国の責務</p> <p>_____国（国土交通省）は、県から宅地判定士の派遣等について調整要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めるときは、都道府県間の宅地判定士等を調整し、合わせて_____都市再生機構に宅地判定士の派遣を要請する。</p> <p>(追加) (3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>【危険度判定実施体系図】</p>	<p>第30節 被災宅地危険度判定</p> <p>担当：被害状況調査班、情報収集・統括班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 知事は、市長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士及び宅地擁壁技術協会に協力を要請する等、支援措置を講じる。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 知事は、市長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県_____に対し危険度判定の実施のために支援を要請する。</p> <p>④ 国の責務</p> <p>_____国（国土交通省）は、県から宅地判定士の派遣等について調整要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めるときは、都道府県間の宅地判定士等を調整し、合わせて他の都道府県及び都市再生機構に宅地判定士の派遣を要請する。</p> <p>イ 国（国土交通省）は、県から危険度判定の実施について支援の要請を受けたときは、危険度判定を支援するとともに、都市再生機構等に対して協力を要請する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>【危険度判定実施体系図】</p>	<p>県計画を踏まえた修正（要綱の改正に伴う修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（時点修正）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(略)</p> <p>(追加)</p>	<p>(略)</p> <p>【県が市町村支援等を行うことが困難な場合】</p>  <p>The diagram illustrates a support request process. At the top left, the '国土交通省 (都市局都市安全課)' (Ministry of Land, Infrastructure and Transport, Urban Safety Division) sends an '調整の要請' (Request for Adjustment) to the '新潟県 災害対策本部' (Niigata Prefecture Disaster Response Headquarters). This headquarters is divided into '支援本部' (Support Division) and '指揮' (Command). The '支援本部' includes '本省 都市再生機構' (Prefecture Urban Regeneration Agency) and '北陸地整 宅地擁壁技術協会' (Hokuriku Land Reclamation Residential Retaining Wall Technical Association). Below this is the '宅地判定士' (Residential Assessment Officer) responsible for '判定の実施' (Implementation of Assessment). The '新潟県 災害対策本部' sends a '調整・要請' (Adjustment/Request) to the '国土交通省'. The '新潟県 災害対策本部' also sends a '要請' (Request) to the '新潟県内市町村の災害対策本部' (Disaster Response Headquarters of Municipalities/Towns/Villages in Niigata Prefecture), which in turn sends '支援' (Support) to the '実施本部' (Implementation Division). The '新潟県内市町村の災害対策本部' is part of the '被災した地方公共団体' (Affected Local Public Entities).</p>	<p>県計画を踏まえた修正（要綱の改正に伴う修正）</p>
<p>第31節 (略)</p>	<p>第31節 (略)</p>	
<p>第32節 公衆通信の確保（電話）</p>	<p>第32節 公衆通信の確保（電話）</p>	
<p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p>	<p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p>	
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>2 公衆通信施設（東日本電信電話㈱及び㈱NTTドコモ）応急対策フロー図</p>  <pre> graph TD A[通信設備の監視] --> B[通信網遠隔措置] A --> C[要員確保・体制確立] C --> D[災害対策本部設置] D --> E[設備被災状況の把握] D --> F[資機材の手配] D --> G[災害対策機器の出動] E --> H[設備復旧体制の確立] F --> I[運搬体制の確立] G --> J["<u>特設無料公衆電話</u>の設置、 通信回線の応急復旧"] H --> K[応急復旧工事] I --> K K --> L[本復旧工事] </pre> <p>3 (略)</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) 応急対策</p> <p>① (略)</p> <p>② 災害時の組織体制 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>イ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 災害対策機器等の出動 東日本電信電話㈱及び㈱NTTドコモは、重要回線の救済及び<u>特設無料公衆電話</u>を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>⑥～⑦ (略)</p>	<p>2 公衆通信施設（東日本電信電話㈱及び㈱NTTドコモ）応急対策フロー図</p>  <pre> graph TD A[通信設備の監視] --> B[通信網遠隔措置] A --> C[要員確保・体制確立] C --> D[災害対策本部設置] D --> E[設備被災状況の把握] D --> F[資機材の手配] D --> G[災害対策機器の出動] E --> H[設備復旧体制の確立] F --> I[運搬体制の確立] G --> J["<u>災害時用公衆電話（特設公衆電話）</u>の設置、 通信回線の応急復旧"] H --> K[応急復旧工事] I --> K K --> L[本復旧工事] </pre> <p>3 (略)</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) 応急対策</p> <p>① (略)</p> <p>② 災害時の組織体制 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 支援本部</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 災害対策機器等の出動 東日本電信電話㈱及び㈱NTTドコモは、重要回線の救済及び<u>災害時用公衆電話（特設公衆電話）</u>を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>⑥～⑦ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(2) (略)</p> <p>(3) 利用者への広報 東日本電信電話(株)及び(株)NTTドコモは、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の市民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 特設無料公衆電話 _____ 設置場所の周知</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 利用者への広報 電気通信事業者 _____ は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車又はインターネットにより地域の市民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 災害時用公衆電話(特設公衆電話) _____ 設置場所の周知</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(時点修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正</p>
<p style="text-align: center;">第33節～第37節 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第33節～第37節 (略)</p>	
<p style="text-align: center;">第38節 危険物等施設の応急対策</p> <p style="text-align: center;">担当：情報収集・統括班、調整・渉外班、生活環境班</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 応急対応 各機関の役割は概ね次のとおりである。</p> <p>① 危険物等取扱・貯蔵事業者の対応</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 地震又は津波により被害を受けた場合__、消防機関、県警察等関係機関及び隣接危険物等取扱・貯蔵事業者に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。</p> <p>ウ 地震又は津波により被害を受けた場合__、必要に応じて、危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を行う。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) 個別対応</p> <p>① 各事業所及び管理者の対応</p> <p>ア 火薬類取扱事業所 地震又は津波により火薬類が危険な状態になり又はそのおそれがある場合は、速やかにこれを<u>安全地域</u>に移し、見張人をつけて関係者以外の者の近づくことを禁止する等安全な措置を講ずる。</p>	<p style="text-align: center;">第38節 危険物等施設の応急対策</p> <p style="text-align: center;">担当：情報収集・統括班、調整・渉外班、生活環境班</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 応急対応 各機関の役割は概ね次のとおりである。</p> <p>① 危険物等取扱・貯蔵事業者の対応</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 地震又は津波により被害を受けた場合は、消防機関、県警察等関係機関及び隣接危険物等取扱・貯蔵事業者に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。</p> <p>ウ 地震又は津波により被害を受けた場合は、必要に応じて、危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を行う。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) 個別対応</p> <p>① 各事業所及び管理者の対応</p> <p>ア 火薬類取扱事業所 地震又は津波により火薬類が危険な状態になり又はそのおそれがある場合は、速やかにこれを<u>安全な場所</u>に移し、見張人をつけて関係者以外の者の近づくことを禁止する等安全な措置を講ずる。</p>	<p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>イ～エ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 県の対応</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 毒物劇物保管施設について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該毒物劇物保管施設の管理者等に対し、毒物劇物の回収、毒性の除去等の必要な措置を講ずることを命じる。</p> <p>ウ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>イ～エ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 県の対応</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 毒物劇物貯蔵施設について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該毒物劇物貯蔵施設の管理者等に対し、毒物劇物の回収、毒性の除去等の必要な措置を講ずることを命じる。</p> <p>ウ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p>
<p>第39節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策</p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班、農林水産班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>道路管理者__は、被災状況を早急に把握するとともに、道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、その管理する道路について「上越市道路地震対応マニュアル」に基づき道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。</p> <p>ただし、津波が襲来している間は、津波浸水区域内での活動が困難なことから、津波浸水区域外での災害対応を優先する。また、津波警報継続中は、津波浸水区域内には入らないこととする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>各道路管理者__は、避難行動要支援者の避難が安全に行えるよう配慮する。</p> <p>(5) 積雪期の対応</p> <p>各道路管理者__は、雪崩が発生しそうな箇所を発見したときは当該区間の通行を規制し、雪崩予防対策を講じ、安全な避難路の確保に努める。</p> <p>また、積雪期においては、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておく。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p>	<p>第39節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策</p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班、農林水産班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>道路管理者等は、被災状況を早急に把握するとともに、道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、その管理する道路について「上越市道路地震対応マニュアル」に基づき道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。</p> <p>ただし、津波が襲来している間は、津波浸水区域内での活動が困難なことから、津波浸水区域外での災害対応を優先する。また、津波警報継続中は、津波浸水区域内には入らないこととする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>各道路管理者等は、避難行動要支援者の避難が安全に行えるよう配慮する。</p> <p>(5) 積雪期の対応</p> <p>各道路管理者等は、雪崩が発生しそうな箇所を発見したときは当該区間の通行を規制し、雪崩予防対策を講じ、安全な避難路の確保に努める。</p> <p>また、積雪期においては、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておく。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知</p> <p>① 道路啓開</p> <p>ア 道路啓開等の緊急措置は、各道路管理者__が連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路を優先する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者__としてその区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、_____自ら車両の移動等を行う。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 道路上の障害物の除去について、道路管理者__と県警察、上越地域消防事務組合、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(5) 道路占用施設_____</p> <p>上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者は道路管理者__に通報するとともに、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり速やかに復旧を行う。</p> <p>また、道路管理者__は必要に応じて協力、支援等を行う。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知</p> <p>① 道路啓開</p> <p>ア 道路啓開等の緊急措置は、各道路管理者等が連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路を優先する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者等としてその区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、<u>道路管理者等は、</u>自ら車両の移動等を行う。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 道路上の障害物の除去について、道路管理者等と県警察、上越地域消防事務組合、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(5) 道路占用施設<u>(道路法以外の道路を含む)</u></p> <p>上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者は道路管理者<u>等</u>に通報するとともに、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり速やかに復旧を行う。</p> <p>また、道路管理者等は必要に応じて協力、支援等を行う。</p> <p>4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>
<p>第40節 港湾・漁港施設の応急対策</p> <p>担当：農林水産班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>施設等の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、避難行動要支援者に配慮し早期の<u>勧告、指示及び避難誘導</u>を実施する。</p>	<p>第40節 港湾・漁港施設の応急対策</p> <p>担当：農林水産班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>その他の防災関係機関の責務</u></p> <p><u>北陸地方整備局は被災により港湾管理者からの要請があった場合には、港湾管理者が行う利用調整等の管理業務に対する支援を実施する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>施設等の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、避難行動要支援者に配慮し早期の<u>避難勧告等</u>及び避難誘導を実施する。</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（避難情報の変更）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被害の拡大及び二次災害の防止</p> <p>各施設管理者は、人的被害発生防止のための対策を実施し、パトロール及び緊急点検で施設の異状や被災を確認した場合、被害の拡大や二次災害を防止する措置を講ずる。また、人的被害の発生を防止するため、立入禁止措置を講じる。</p> <p>被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被害の拡大及び二次災害の防止</p> <p>各施設管理者は、人的被害発生防止のための対策を実施し、パトロール及び緊急点検で施設の異状や被災を確認した場合、被害の拡大や二次災害を防止する措置を講ずる。また、人的被害の発生を防止するべく、立入禁止措置を講じる。</p> <p>被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p>
<p>第41節 鉄道事業者の応急対策</p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>東日本旅客鉄道㈱、<u> </u>日本貨物鉄道㈱、北越急行㈱及びえちごトキめき鉄道㈱（以下「各鉄道事業者」という。）は、地震又は津波が発生した場合、旅客の安全を確保し、被害を最小限にとどめるとともに、迅速な応急復旧に努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第41節 鉄道事業者の応急対策</p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>東日本旅客鉄道㈱、<u>西日本旅客鉄道㈱</u>、日本貨物鉄道㈱、北越急行㈱及びえちごトキめき鉄道㈱（以下「各鉄道事業者」という。）は、地震又は津波が発生した場合、旅客の安全を確保し、被害を最小限にとどめるとともに、迅速な応急復旧に努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>文言整理</p>
<p>第42節 (略)</p>	<p>第42節 (略)</p>	
<p>第43節 河川・海岸施設の応急対策</p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第43節 河川・海岸施設の応急対策</p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>(2) 被害の拡大及び二次災害の防止、緊急排水対策 (略)</p> <p>① 河川管理施設及び許可工作物 ア～カ (略) キ その他河川管理に関する事項の調整 震災や津波災害直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策にかかる調整が錯綜することが予想されるため、河川管理に関する事項の調整に当たっては、できる限りライフライン並びに地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 市民等に対する広報等 施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、各施設の管理者が市へ報告し、市から市民等へ周知する。また、地震又は津波発生後は、気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、県警察、消防機関等へ逐次連絡する。 被災した施設の被害規模が拡大し、市民等の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、状況に応じ、市は、避難勧告等を発表する。</p>	<p>(2) 被害の拡大及び二次災害の防止、緊急排水対策 (略)</p> <p>① 河川管理施設及び許可工作物 ア～カ (略) キ その他河川管理に関する事項の調整 震災や津波災害直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策にかかる調整が錯綜することが予想されるため、河川管理に関する事項の調整に当たっては、できる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 市民等に対する広報等 施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、各施設の管理者が市へ報告し、市から市民等へ周知する。また、地震又は津波発生後は、気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、県警察、消防機関等へ逐次連絡する。 被災した施設の被害規模が拡大し、市民等の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、状況に応じ、市は、避難勧告等を発令する。</p>	<p>県計画を踏まえ修正（文言整理）</p> <p>文言整理</p>
<p>第44節～第47節 (略)</p>	<p>第44節～第47節 (略)</p>	
<p>第48節 障害物処理対策</p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、農林水産班、生活環境班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 県の責務 ア (略) イ 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動路に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努める。 ウ (略)</p> <p>③ 道路管理者等の責務（国、県、市及び東日本高速道路㈱） ア 道路管理者等は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、相互の情報提供に努めると</p>	<p>第48節 障害物処理対策</p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、農林水産班、生活環境班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 県の責務 ア (略) イ 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動路に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努める。 ウ (略)</p> <p>③ 道路管理者等の責務（国、県、市及び東日本高速道路㈱） ア 道路管理者等は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、相互の情報提供に努めると</p>	<p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（港湾道路が</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>もに、障害物を除去する。特に、緊急輸送道路ネットワークの指定路線（以下「緊急輸送道路」という。）については、最優先に実施する。</p> <p>イ～エ （略）</p> <p>④ （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) 積雪期の対応</p> <p>降雪期における災害時の輸送路を確保するため、市は、県あるいは国等の関係機関とともに、道路管理者があらかじめ整備してある除雪機械、除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じた障害物除去計画を策定するとともに、その実施に当たる。</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>もに、障害物を除去する。特に、緊急輸送道路ネットワークの指定路線（以下「緊急輸送道路」という。）については、最優先に実施する。</p> <p>イ～エ （略）</p> <p>④ （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) 積雪期の対応</p> <p>積雪期における災害時の輸送路を確保するため、市は、県あるいは国等の関係機関とともに、道路管理者等があらかじめ整備してある除雪機械、除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じた障害物除去計画を策定し_____、その実施に当たる。</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>含まれるため)</p> <p>県計画を踏まえた修正（字句修正）</p>
<p>第49節 ボランティア受入れ</p> <p>担当：ボランティア班、情報収集・統括班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① （略）</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 市災害対策本部とボランティアセンターで情報を共有する。</p> <hr/> <p>エ （略）</p> <p>③ ボランティアセンターの責務</p> <p>ア ボランティアセンターの運営、被災住民のニーズに係るボランティア<u>需要</u>の把握を行う。</p> <p>イ 上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関等へボランティア<u>需要</u>に基づいた情報の発信を行う。</p> <p>ウ～エ （略）</p> <p>オ その他、ボランティア<u>需要</u>に基づいた活動を行う。</p> <p>④～⑥ （略）</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>災害ボランティアの受入れ計画は、概ね次による。</p>	<p>第49節 ボランティア受入れ</p> <p>担当：ボランティア班、情報収集・統括班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① （略）</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 市災害対策本部は、ボランティアセンターを設置・運営する社会福祉協議会をはじめ、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等の様々なボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。</p> <p>エ （略）</p> <p>③ ボランティアセンターの責務</p> <p>ア ボランティアセンターの運営、被災住民のニーズに係るボランティア<u>ニーズ</u>の把握を行う。</p> <p>イ 上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関等へボランティア<u>ニーズ</u>に基づいた情報の発信を行う。</p> <p>ウ～エ （略）</p> <p>オ その他、ボランティア<u>ニーズ</u>に基づいた活動を行う。</p> <p>④～⑥ （略）</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>災害ボランティアの受入れ計画は、概ね次による。</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p>

修正前		修正後		修正理由
津波発生後 3 時間以内	県支援センターの設置	津波発生後 3 時間以内	県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置	県計画を踏まえた修正（時点修正）
〃 6 時間以内	県支援センターの運営、情報の受発信	〃 6 時間以内	県支援センターの運営、情報の受発信	
〃 12 時間以内	調整会議構成団体による被災市町村への先遣隊派遣	〃 12 時間以内	調整会議構成団体による被災市町村への先遣隊派遣	
〃 24 時間以内	ボランティアセンターの設置の判断	〃 24 時間以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握	
〃 2 日以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握、災害ボランティア受入広報の発信	〃 2 日以内	災害ボランティア受入広報の発信	
2～3 (略)		2～3 (略)		
第50節～第51節 (略)		第50節～第51節 (略)		
第52節 住宅応急対策		第52節 住宅応急対策		
担当：土木班、情報収集・統括班、被害状況集約班、 被災状況調査班		担当：土木班、情報収集・統括班、被害状況集約班、 被被害状況調査班		
1～3 (略)		1～3 (略)		
4 業務の内容		4 業務の内容		
(1)～(2) (略)		(1)～(2) (略)		
(3) 被災住宅の応急修理の実施		(3) 被災住宅の応急修理の実施		
① 応急修理の対象者		① 応急修理の対象者		
ア (略)		ア (略)		
イ 所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし）		イ 所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし）		県計画を踏まえた修正（要件見直しに伴う修正）
前年の世帯収入が、以下のいずれかの要件を満たす世帯		災害のため住家が半壊若しくは半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者については、市又は県において、所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。		
(ア) (収入額) ≤ 500 万円の世帯				
(イ) 500 万円 < (収入額) ≤ 700 万円かつ、世帯主が 45 歳以上又は要援護世帯				
(ウ) 700 万円 < (収入額) ≤ 800 万円かつ、世帯主が 60 歳以上又は要援護世帯				
②～⑥ (略)		②～⑥ (略)		
(4) 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用（市・県）		(4) 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用（市、県）		県計画を踏まえた修正（文言整理）
① 市及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。（行政財産の目的外使用許可 <u>手続</u> による。）		① 市及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。（行政財産の目的外使用許可 <u>による。</u> ）		
② 対象公営住宅は、被災地近隣の県営及び市営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、 <u>隣接県</u> に提供を要請する。		② 対象公営住宅は、被災地近隣の県営及び市営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、 <u>他の都道府県</u> に提供を要請する。		
③ (略)		③ (略)		
(5)～(6) (略)		(5)～(6) (略)		

修正前	修正後	修正理由
<p data-bbox="130 323 706 373">第53節 災害救助法による救助</p> <p data-bbox="130 415 688 466">担当：情報収集・統括班、広報・記録班</p> <p data-bbox="130 487 338 525">1 計画の方針</p> <p data-bbox="130 533 273 567">(1) (略)</p> <p data-bbox="130 575 391 609">(2) それぞれの責務</p> <p data-bbox="130 617 302 651">① (略)</p> <p data-bbox="130 659 338 693">② 県の責務</p> <p data-bbox="130 701 1347 835">県は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下、本節において「法施行令」という。）で定める程度の災害が発生した市の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う。また、必要に応じて職員<u>の</u>市への派遣について検討する。</p> <p data-bbox="130 844 302 877">③ (略)</p> <p data-bbox="130 886 320 919">(3)～(4) (略)</p> <p data-bbox="130 970 261 1003">2 (略)</p> <p data-bbox="130 1054 338 1087">3 業務の内容</p> <p data-bbox="130 1096 308 1129">(1) 法の適用</p> <p data-bbox="130 1138 1347 1272">① 知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。（法第<u>2</u>条）</p> <p data-bbox="130 1281 338 1314">②～④ (略)</p> <p data-bbox="130 1323 320 1356">(2)～(8) (略)</p>	<p data-bbox="1380 323 1955 373">第53節 災害救助法による救助</p> <p data-bbox="1380 415 1955 466">担当：情報収集・統括班、広報・記録班</p> <p data-bbox="1380 487 1587 525">1 計画の方針</p> <p data-bbox="1380 533 1522 567">(1) (略)</p> <p data-bbox="1380 575 1641 609">(2) それぞれの責務</p> <p data-bbox="1380 617 1552 651">① (略)</p> <p data-bbox="1380 659 1587 693">② 県の責務</p> <p data-bbox="1380 701 2597 835">県は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下、本節において「法施行令」という。）で定める程度の災害が発生した市の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う。また、必要に応じて職員<u>を</u>市への派遣について検討する。</p> <p data-bbox="1380 844 1552 877">③ (略)</p> <p data-bbox="1380 886 1576 919">(3)～(4) (略)</p> <p data-bbox="1380 970 1510 1003">2 (略)</p> <p data-bbox="1380 1054 1587 1087">3 業務の内容</p> <p data-bbox="1380 1096 1558 1129">(1) 法の適用</p> <p data-bbox="1380 1138 2597 1272">① 知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。（法第<u>1</u>条）</p> <p data-bbox="1380 1281 1587 1314">②～④ (略)</p> <p data-bbox="1380 1323 1576 1356">(2)～(8) (略)</p>	<p data-bbox="2626 659 2834 743">県計画を踏まえた修正（字句修正）</p> <p data-bbox="2626 1104 2834 1230">県計画を踏まえた修正（該当条文修正）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;">第3章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 民生安定化対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 被災者のための相談、支援</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 被災者情報の把握、情報の共有化 市及び県は、被災者台帳(カルテ)などの_____活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。また、他の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を市と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。</p> <p>④ 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 市は、「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。県は、研修の実施等により、市の体制整備や市町村間の応援体制構築の支援に努める。また、<u>県と市は、被災者生活再建支援の円滑化に資するため、システムの導入等の検討に努める。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 罹災証明書の発行</p> <p>市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく、罹災証明書を発行する。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>県は、市の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努める_____。</p> <p>_____</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>(10) 市民への制度の周知</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 民生安定化対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 被災者のための相談、支援</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 被災者情報の把握、情報の共有化 市及び県は、被災者台帳_____の積極的な作成・活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。また、他の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を市と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。</p> <p>④ 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 市は、「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。県は、研修の実施等により、市の体制整備や市町村間の応援体制構築の支援に努める。_____</p> <p>_____</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 罹災証明書の発行</p> <p>市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく、罹災証明書を発行する。<u>また、平時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>県は、市の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努めるとともに、<u>研修参加者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。</u></p> <p>_____</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>(10) 市民への制度の周知</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正(全市町村においてシステム化完了のため削除)</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>② 防災行政無線_____、コミュニティ放送、有線放送、ケーブルテレビ等 ③～④ (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>② 防災行政無線(戸別受信機を含む)、コミュニティ放送、有線放送、ケーブルテレビ等 ③～④ (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p>
<p>第2節 (略)</p>	<p>第2節～第3節 (略)</p>	
<p>第4節 災害復興対策</p> <p>1 計画の方針 被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。 市は、災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動や被災者の生活の緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、県、市民、民間事業者等と協力して速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。さらに市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、市民の合意を得るよう努めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指した、効果的な復興対策及び防災対策を早急を実施する。 また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み_____、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。 なお、計画の策定に当たっては、地域の自然・社会条件を踏まえ、広く市民各層の意見が反映されるよう努めるほか、男女共同参画の視点から見て妥当なものとなるよう配慮する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容 (1) (略) (2) 防災まちづくり 市及び県は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で「コンパクトな都市」など都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。 市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。</p>	<p>第4節 災害復興対策</p> <p>1 計画の方針 被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。 市は、災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動や被災者の生活の緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、県、市民、民間事業者等と協力して速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。さらに市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、市民の合意を得るよう努めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指した、効果的な復興対策及び防災対策を早急を実施する。 また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に<u>かんがみ</u>、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。 なお、計画の策定に当たっては、地域の自然・社会条件を踏まえ、広く市民各層の意見が反映されるよう努めるほか、男女共同参画の視点から見て妥当なものとなるよう配慮する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容 (1) (略) (2) 防災まちづくり 市及び県は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で「コンパクトな都市」など都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。 市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。</p>	<p>県計画を踏まえた修正(字句修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映 等)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>市及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。</p> <p>市及び県は、防災まちづくりに当たっては、<u>河川等の治水安全度の向上、津波災害や土砂災害に対する安全性の確保等を</u></p> <hr/> <p>_____目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。</p> <p>また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性、耐浪性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。</p> <p>市及び県は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その_____重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。</p> <p>市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。</p> <p>市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、市民に対し行う_____。</p> <p>市及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。</p> <p>市及び県は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。_____</p> <hr/> <p>(3) (略)</p>	<p>市及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。</p> <p>市及び県は、防災まちづくりに当たっては、<u>必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。</u>この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。</p> <p>また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性、耐浪性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。</p> <p>市及び県は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その<u>問題の</u>重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。</p> <p>市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。</p> <p>市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報_____等を、市民に対して提供する。</p> <p>市及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。</p> <p>市及び県は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する_____。<u>併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。</u></p> <hr/> <p>(3) (略)</p>	